德川初期の貿易

鎖國政策

き。

德川幕府の初めは海外貿易盛んに起り、歐洲商舶の來るもの踵を接し(慶長十四年、一千六百九年)、德川氏の外交政策は、政治的關係を避けて商業的方針に在りしを以て、大に通商を奬勵し、西洋型船舶を製造して墨西哥航路を開き、海外の君主に書を贈りて通商を促し、貿易業者には特許の朱印狀を賦與せり。因つて是等の船舶は亞細亞大陸の沿海諸國及び南洋諸島に往來して、大に羽翼を展べ、到る處に居留地を設け、遂に外人をして其制裁の爲に江戸將軍の制札を乞はしむるに至れり。

然れども商業政策に伴ふに、海軍の經營を以てせず、僅に船手組なる者を置き、形式的海軍の任に當らしめたり。然るに歐洲諸國の中に不穩の企ある事漏れ聞えしかば、遂に交通を拒絶する不幸の運命に陷りぬ。爾後內治上の必要に由り、家光將軍の時に至り、五百石以上の船舶製造を禁じ(寬永十三年、一千六百三十六年)、商船の外航を停止する等、鎖國主義勵行の結果として、貽蕩たる春風に發展せんとする海國民族の好景は、忽ちにして枯木蕭條の荒境に變じ、百餘年を經過する或時期に於ては、殆ど海事を語る者なく、時に遠航を企つる者あれども、政府當路者の視界を

米艦の來航

歐式海軍の創設

避けて、纔に隣邦と密貿易を爲すに過ぎざりき。斯くて幕府が執りし鎖國政策は約二百年間を通じて行はれ、國民は島內に蟄居して太平を謳歌し、海外列國の動靜を閑却したりしに、文化頃より漸く露國等の刺擊を受け、臥榻夢破れて人々蹶起の風を馴致し、因つて海防の必要を論ずるものを出だすに至れり。

德川幕府の末造より、太平洋及び南洋に歐米船舶の往來其數を加へ、我海岸に三梳の帆影を見るに及び、卓識の士輩出し、窃に海外の事情を探り、其文明の進歩と軍備の整頓とに鑑み、我國狀に照らし、海防を整ふるの急務は、漸くに世人を覺醒せんとするに際し、宛も北米合衆國より軍艦二隻來航して交信を求め(嘉永元年、一千八百四十八年)、次いで同國水師提督ペルリ艦隊を率ゐて來りて開國を促すあり(嘉永六年、一千八百五十三年)、遂に米國と通商條約の締結成り(安政元年、一千八百五十四年)、茲に外國との交通開始せられ、益〻海防の急を感ずること切なるに方り、蘭國政府は遙に書を寄せて、歐式海軍創設を勸告しけれは、幕府乃ち議を決し、海軍傳習所を長崎に創設し(安政二年、一千八百五十五年)、蘭人を傭聘して麾下及び諸藩の俊秀を選び、就いて之を學ばしめ、次いで同地に造船所を假設し、更に製鐵所を置き、其得業傳

我軍艦の遠航

海軍の振作

明治維新

明治初代の海軍

習生を江戸に移し、軍艦教授所を築地講武場内に設置し、蘭國寄贈の觀光丸を以て練習艦に充て、廣く麾下及び諸國の子弟を徴して練習せしめ、以て人材養成の道を圖ると共に、軍艦を蘭國より購入し(安政四、五年、一千八百五十七、八年)又英國女皇より軍艦の寄贈を受け、漸く歐式海軍の曙光を見るに至りぬ。是に於て通商條約批准交換の爲、幕府の使節を米國軍艦ポーハタンに便乘せしめて彼國に派遣し、此と前後して我軍艦を同國に派遣するの必要を感ずるや、遂に咸臨丸をして其任に當らしむ(萬延元年、一千八百六十年)是れ我國軍艦遠航の嚆矢なり。爾來幕府は益〻海軍の振作に努め、一二の大藩と共に或は留學生を歐米に派し、或は教師を英、佛より傭聘し、又横濱製鐵所及び横須賀造船所を建設し、斯業發達の道を講じ、薩摩、長州、熊本、佐賀等の各藩も亦鋭意歐式海軍を傳習するに至れり。

明治維新の大改革は、幕府百般の制度を殆ど其根柢より一變し、海陸軍も亦其影響を蒙り、政府は更に之を建設せざるべからざることゝなりぬ。

明治元年(一千八百六十八年)一月海陸軍總督設置せられ、翌月海防事務局に改め、月を越えて更に軍務官に改め、其下に海軍局、陸軍局、築造司、兵船司、軍政司を置き、以て海陸軍務一切の事を統轄せしむ。當時我國の軍艦は僅に舊幕府より收めたるものと、薩摩、長州、佐賀等諸藩より徴したるものとを合したるに過ぎざりき。乃ち『海軍は當今第一の急務なるを以て、速に其基礎を確立すべし』との聖勅を下賜せらる。

海軍の進歩

普佛戰役

明治二年(一千八百六十九年)七月軍務官を廢して兵部省を置き、海陸軍、鄉兵招募、守備、軍備、兵學校等を統轄せしめ、人材養成は最先の急務なるを以て、海軍操練所を東京築地に設け學生を各藩より徴して就學せしめ、三年八月之を改めて海軍兵學寮と稱す、之を現今の海軍兵學校及び海軍機關學校の濫觴とす。十月帝國の兵制を定め、海軍に在りては專ら英人を傭聘し、或は留學生を歐米各國に派遣し、又は英國軍艦に託して實修せしめたり。

是より先き歐洲に普佛の開戰あり、帝國政府は三年七月局外中立を布告し、諸軍艦を以て三小艦隊を編制し、全國樞要の港灣に配置して其警備に任じ、四年(一千八百七十一年)三月之を解き、更に二艦隊を編制して常備艦隊となし、別に一隻を練習艦に充て、一隻をして測量に當らしむ。而して曩に我軍艦にして英艦と與に內海

海軍省の創設

海軍始

鎭守府の創設

製艦事業

を測量したるものありしが、此に至りて我測量艦は復英艦と共に北海を測量し、始めて海圖を作れり、之を帝國海軍により作製せられたる最初の海圖となす。

明治五年(一千八百七十二年)二月兵部省を廢し、海軍省、陸軍省を分ち置く。同年十月官制を改め、海軍條例を制定して事務の統一を圖れり。當時帝國軍艦の數は甲鐵艦二隻、鐵骨木皮艦一隻、其他木製の小艦とを合して、僅に十七隻、排水噸數一萬三千八百十二噸に過ぎざりき。

明治六年(一千八百七十三年)一月天皇陛下親臨あらせられ、海軍始の式を擧行す。八年十月沿海を東西二部の海軍區に分ちて艦船を配屬し、東京灣、長崎港を以て各部の常泊所と定む。九年(一千八百七十六年)八月鎭守府の制度を定め、九月東海鎭守府を横濱に設置せり。

是より先き明治元年には函館の役あり、七年には佐賀の亂あり、尋いで臺灣征討の役あり、八年には朝鮮江華島の事あり、九年には萩の亂あり、十年に至り西南の役あり、我海軍は此等の事變に由り、一大敎訓を得て、益、製艦の忽諸に附すべからざるを覺れり。製艦の事は幕府夙に計畫する所あり、石川島に造船所を設け、慶應二年

既に軍艦千代田形(一三八噸)を建造せり、是を內國にて蒸汽軍艦を製造したる祖となす。維新の後政府は該造船所の事業を繼續し、舊幕府にて其基礎を置きたりし横須賀造船所も漸次に作業を發達し、明治六年には御召艦迅鯨(一四五〇噸)及び軍艦清輝(八九七噸)の工を起し、前者は九年、後者は八年を以て進水したり。製艦技術は漸次に進歩を示し、明治九年四月に至りては艦船の大修理及び其製造等一切の事業は、主として本邦人の手に依り、之を能くすることを得るに至れり。此の如くにして內地製造所の擴張を圖ると與に、外國に於て新艦を建造するの案を立て、明治八年甲鐵艦一隻、鐵骨木皮艦二隻の製造を英國造船會社に命じ、十一年(一千八百七十八年)に至り、何れも竣成來著せり、扶桑(三七一七噸)、金剛、比叡(各二二四八噸)の三艦即ち是れなり。同年一月軍艦清輝を歐洲に回航せしむ、是れ內國建造の軍艦を以て遠洋航海を爲しゝ最初の經驗なり。此外砲術、水雷術の研究、火藥の製造、水路事業の經營等は、盡く此期間に於て施設せられたり。

明治十五年(一千八百八十二年)大艦六隻、中小艦各十二隻、水雷砲艦十二隻を製造するの議あり、十六、十七、十八年度(一千八百八十三年—五年)に於て逐次大艦三隻、中

設備の進歩

艦五隻、小艦三隻及び航洋水雷艇一隻を建造せり。明治十九年(一千八百八十六年)海軍公債を起し、一、二等海防艦六隻、一、二、三等巡洋艦四隻、一、二等報知艦六隻、一、二等砲艦八隻、一、二等水雷艇二十八隻、合計五十四隻を新造するの計畫を立て、十六年度(一千八百八十三年)より二十一年度(一千八百八十八年)に至る間に於て竣成し、若くは着手したる軍艦二十隻に上り、二十二年には巡洋艦、砲艦各一隻、水雷艇三隻を加へ、更に軍艦三隻を增加せり。二十五年(一千八百九十二年)新に造艦計畫を立てたり。時に製艦奬勵の勅諭煥發せられ、宮廷の費を節し、向ふ六個年毎年內帑三十萬圓を賜はり、製艦費を補ふとの優詔を賜ふ。國民感激亦競うて資を献じ、海防を張らむことを期せり。

軍艦の增加に隨ひ、軍港にも亦各種の設備を施し、造船所の規模を擴張し、兵器火藥等の改良を圖り、就中艦砲の如きは歐洲各國海軍にて用ひらるゝものに就き研究を重ね、其長所を採り、以て制式を選擇し、十五年に操砲程式を定め、又十八年に銃隊操式及び陸海軍共通喇叭譜等を作り、續いて十九年に陸戰隊概則をも設けて、海陸共同作戰に便せり。而して此間褐色六稜火藥の創製(明治十九年)、四十七密速射砲及び朱式魚形水雷の製造(明治二十四年、一千八百九十一年)、下瀨火藥の發明(明治二十五年)等あり。

官制及教育

其他官制諸條例の更革、司法制度及び刑罰法規の改良、醫務衞生の進歩等著しく、教育の發達亦見るべきものあり。將校の教育を掌る海軍兵學校は明治六年七月英國海軍少佐ダグラス外數十名を聘して教官となし、其成果多大なるものあり。八年には在校課程を修めたる生徒をして、軍艦筑波に依り遠航實修を爲さしむるに至れり。爾來每年卒業生をして此實修を經しむることゝせり。機關官の教育は初め兵學校の管理に屬せしが、七年より數次の改良を加へて海軍機關學校を特設し、以て獨立の經營に任ぜり。二十一年には更に進んで海軍大學校を設け、將校及び機關官をして高等の學術を攻究せしむるの途を開きぬ。而して砲術、水雷術の特別訓練は、從來練習艦に於て之を施行せしめたりしが、二十六年に至り更に砲術練習所及び水雷術練習所を設けて、學生等收容の範圍を擴大し、斯術の改良進歩を圖れり。又軍醫科、主計科、造兵科及び造船科幷に下士卒の教育に關しても、各施設する所ありき。斯の如く教育の事は最初外國人の指導に待つ所多かりしが、明

治十五年以降は各種の敎育概ね本邦人を以て之を行ひ、軍政の經營も亦外國人の顧問を要せざるに至れり。

日清戰後

此間明治十五年及び十七年に於て兩回朝鮮の變あり、二十七、八年(一千八百九十四、五年)の日清戰役あり、朝鮮の變に際しては、我海軍は僅に數隻の艦船を派遣したるに過ぎざりしと雖、日清戰役に於ては我全海軍を動かして交戰の事に從ひ、此戰役は帝國海軍の試金石たりしの觀あり。當時に於ける帝國海軍は二十八隻(裝帆艦を除く、)排水噸數五萬七千六百餘噸、水雷艇二十四隻なりき。

日清戰役の結果

二十七、八年戰役の結果は世界の視聽を惹きしと與に、亦我國民をして大に海軍擴張の必要を感ぜしむるの動機となれり。

海軍の擴張

日清戰役に於て我海軍は清國艦艇十七隻を收容し、軍艦一隻を購入せり。而して二十五年の造艦計畫は二十六年度より五個年繼續事業として戰艦二隻、巡洋艦一隻、報知艦一隻を建造するにありしこと前記の如くなりしにより、俄然勢力の增進を見るに至れり。然りと雖世界の大勢に鑑み、愈〻造艦の必要を認め、二十九年度(一千八百九十六―七年)より十個年を期し、戰艦四隻、一等巡洋艦六隻、二等巡洋艦以下十隻、驅逐艦二十三隻、雜船五百八十餘隻を建造するの計畫を立てゝ之を實行し、更に三十六年度(一千九百三―四年)より十一個年の繼續事業として軍艦八隻を建造するの計畫を定め、此內二隻は外國既成軍艦を購入して之に充て、著々其擴張計畫を實行し、明治三十六年(一千九百三年)末には軍艦(驅逐艦を含む)七十六隻、二十五萬八千餘噸、水雷艇七十六隻を數ふるに至れり。艦艇の增加に伴ひ、軍港、要港の施設も亦大に整ひ、海軍工廠、海軍造兵廠、下瀨火藥製造所、海軍修理工場等孰れも其面目を一新し、造兵業に於ては大口徑砲及び以下の諸砲並に各種彈丸、火藥、魚形水雷其他の諸兵器、屬具等の製作、造船業に於ては戰艦及び各種鋼鐵等の製作に至る迄、俱に長足の進步を來し、漸く兵器、造船の獨立を見るに至れり。

官制の改革

此期間に於て元帥府條例、軍事參議院條例、臺灣總督府海軍部條例等を制定し、戰時大本營條例を改正し、參謀總長及び海軍軍令部長は各其幕僚に長として、帷幄の機務に奉仕し、作戰を參畫し、兩軍の策應協同を圖ることゝ爲り、又海軍軍令部條例を釐革し、陸軍の參謀本部と相對立して、國防用兵に關する事を掌る所とし、其他海軍省官制、鎭守府條例、軍港所在諸官衙條例、要港部條例、海軍服役令、召集條例、海軍志

願兵條例等を更改し、海軍高等武官進級條例、海軍豫備員條例等を發布せり。

教育の發達

教育の事も亦多大の發展を爲し、明治三十二年（一千八百八十九年）以降海軍兵學校は每年殆ど二百名の生徒を召募し、三十五年には二百餘名の卒業生を出だし、在校生徒常に六百名の多きに達す。海軍機關學校に於ても著しく生徒數を增し、海軍大學校も亦其組織を改善し、砲術、水雷術並に特科教育の改良進歩の道を講ぜり。一般教育普及の爲には海軍艦團部將校及び下士卒に對する教育令を制定實施し、其効果顯著なりしを認む。其他水路の測量、海圖水路誌の刊行、醫務衞生、會計經理の事務等幾多の變革を歷て、進歩發達を見るに至れり。

經費累年表

左に掲ぐるは海軍累年經費表にして、亦以て帝國海軍進歩發達の一斑を察するに足らん。

累年海軍經費一覽表

年度	國庫歲出總額	海軍經費				決算額ノ國庫歲入ニ對スル十分比例
		經常費	臨時費	合計	決算額	
明治四年度	三二、一四四、五九八 圓	八八六、八六八、五六四 圓			八八六、八五六、一六四 圓	
同五年度	五〇、四四五、一七三	一、九九五、五〇九、一三四			一、九九五、五〇九、一三四	
同六年度	八五、九〇七、一四五	二、一四一、六八一、四九〇			二、一四一、六八一、四九〇	
同七年度	七三、四四五、五四四	二、六二三、四三九、六二一			二、六二三、四三九、六二一	
同前八年度	八六、三二〇、七	二、三七〇、二七二、九二六			二、三七〇、二七二、九二六	
同後八年度	六九、四八三、六七七	二、九七二、二四三、九八七			二、九七二、二四三、九八七	
同九年度	五九、四八一、〇三六	二、四六八、九七五、九二八			二、四六八、九七五、九二八	
同十年度	五一、三三八、一三三	二、一三五、七二〇、九一四			二、一三五、七二〇、九一四	
同十一年度	六三、四四三、七四九	二、八一七、四五三、六五六			二、八一七、四五三、六五六	
同十二年度	六二、一五一、七五三	二、九〇四、三四七、九六三			二、九〇四、三四七、九六三	
同十三年度	六三、三六七、二五五	三、〇三四、一二三、八六八			三、〇三四、一二三、八六八	
同十四年度	八一、四八九、八〇	二、八五一、五七六、五〇〇			二、八五一、五七六、五〇〇	
同十五年度	三七、五〇八、四二七	三、二四九、六七五、八一一			三、二四九、六七五、八一一	
同十六年度	八三、一〇六、八九九	三、一七一、四六六、一五三			三、一七一、四六六、一五三	
同十七年度	七六、六九九、六五四	三、三四四、七六二、三一五			三、三四四、七六二、三一五	
同十八年度	六二、一五六、八三五	二、八七八、二四四、六七五			二、八七八、二四四、六七五	
同十九年度	八五、三六一、一四	四、七五六、九九八、八一六			四、七五六、九九八、八一六	
海軍史 現計		一、九九五、五〇九、一三四			一、九九五、五〇九、一三四	
		二、一四一、六八一、四九〇			二、一四一、六八一、四九〇	
		二、六二三、四三九、六二一			二、六二三、四三九、六二一	
		二、三七〇、二七二、九二六			二、三七〇、二七二、九二六	
		二、九七二、二四三、九八七			二、九七二、二四三、九八七	
		二、四六八、九七五、九二八			二、四六八、九七五、九二八	
		二、一三五、七二〇、九一四			二、一三五、七二〇、九一四	
		二、八一七、四五三、六五六			二、八一七、四五三、六五六	
		二、九〇四、三四七、九六三			二、九〇四、三四七、九六三	
		三、〇三四、一二三、八六八			三、〇三四、一二三、八六八	
		二、八五一、五七六、五〇〇			二、八五一、五七六、五〇〇	
		三、二四九、六七五、八一一			三、二四九、六七五、八一一	
		三、一七一、四六六、一五三			三、一七一、四六六、一五三	
		三、三四四、七六二、三一五			三、三四四、七六二、三一五	
		二、八七八、二四四、六七五			二、八七八、二四四、六七五	
		四、七五六、九九八、八一六			四、七五六、九九八、八一六	

同	二十年度	四、九四一、五二六・八六	四、五五八、八五〇	四、九四一、五二六・八六	四、五五八、八五〇		
同	廿一年度	五、四六八、五六六・八一	八六、八三、五九二	五、四六八、五六六・八一	八六、八三、五九二		
同	廿二年度	五、九六六、〇〇〇・〇〇	九二、三六、〇〇〇	五、九六六、〇〇〇・〇〇	九二、三六、〇〇〇		
同	廿三年度	五、七八六、三八一・三六九	八二、二五、四〇二	五、七八六、三八一・三六九	八二、二五、四〇二		
同	廿四年度	五、四一一、四九〇・九一一	八五、五五、八九一	四、一八九、一〇〇・九一一	八五、五五、八九一		
同	廿五年度	五、三四七、一五六・八四	九七、四〇、九二〇	三、七八五、九九〇・七一一	九七、四〇、九二〇		
同	廿六年度	五、一四一、四七五・三九三	八四、五八、二九八	二、九五九、四四五・七六六	八四、五八、二九八		
同	廿七年度	四、五七五、〇五四・四六二	九七、一三八、六三三	五、六七九、五四九・九八	九七、一三八、六三三		
同	廿八年度	四、九二一、一三五・九五六	八五、三一、九二七	八、四〇九、三一七・九二	八五、三一、九二七		
同	廿九年度	七、三五一、三二九・九三八	一二六、八六、四二八	一二、六八、〇〇〇・七九二	一二六、八六、四二八		
同	三十年度	九、四五一、八八九・九八〇	三三、六七、八四五	八〇、五〇五、六四四・二〇	三三、六七、八四五		
同	廿一年度	一一、一九一、四四九・八九五	二九、七五、三一〇	四七、三八五、四七〇・八九	二九、七五、三一〇		
同	廿二年度	一四、五七七、一五九・二四八	三五、一六、八九八	四七、〇八四、四九五・七一	三五、一六、八九八		
同	廿三年度	一六、九一一、〇〇〇・〇〇〇	三九、三〇、〇〇〇	四、一六三、八九五・〇一一	五、八八三、〇三三・八七八		
同	廿四年度	一七、四八八、五六八・八八三	四一、三五、六二五	四、三五六、二三五・七六七	四、三五六、二三五・七六七		
同	廿五年度	一七、九六六、〇〇〇・〇〇〇	四一、九〇、〇〇〇	八、八四〇、六四九・〇八五	八、八四〇、六四九・〇八五		
同	廿六年度	二〇、六三三、三四九・九五六	四七、三九、三〇〇	四、五七五、一八九・三三三	四、五七五、一八九・三三三		

決算

現計

豫算

現計

此畫兵衛に與へられし戰功の記錄にして、蒙古襲來の畫卷三卷の内、後卷のものなり。

蒙古襲來の畫卷

住吉神人竹崎季長が元寇の軍功を記したる繪卷にして、季長自ら畫かしめたるものなり。季長は肥後の豪族にして、文永の役には、父祖の領地を守りて、博多灣の警衛に當り、弘安の役には、自ら軍勢を率ゐて、博多灣の警衛に當りたり。此畫卷は、季長の門人にして、季長の事蹟に關しては、最も詳しかりしものと思はるる、肥後の住人、藤原（竹崎）季長が、弘安の役の後、季長の命を受けて、自ら筆を執りて、其の功名の次第を、詳細に記錄したるものなり。

畫中の人物は、季長を始め、季長の從者、季長の同僚、季長の上官、敵國の將士、其の他、合戰の場面に現はれたる、凡ての人物を、悉く網羅したるものにして、其の數、實に數百人の多きに及べり。

畫風は、大和繪の系統を引きたるものにして、人物の描寫、殊に其の表情の如きは、極めて巧妙なり。

畫中の人物は、季長を始め、季長の從者、季長の同僚、季長の上官、敵國の將士、其の他、合戰の場面に現はれたる、凡ての人物を、悉く網羅したるものにして、其の數、實に數百人の多きに及べり。

畫風は、大和繪の系統を引きたるものにして、人物の描寫、殊に其の表情の如きは、極めて巧妙なり。

畫中の人物は、季長を始め、季長の從者、季長の同僚、季長の上官、敵國の將士、其の他、合戰の場面に現はれたる、凡ての人物を、悉く網羅したるものにして、其の數、實に數百人の多きに及べり。

畫風は、大和繪の系統を引きたるものにして、人物の描寫、殊に其の表情の如きは、極めて巧妙なり。

畫中の人物は、季長を始め、季長の從者、季長の同僚、季長の上官、敵國の將士、其の他、合戰の場面に現はれたる、凡ての人物を、悉く網羅したるものにして、其の數、實に數百人の多きに及べり。

畫風は、大和繪の系統を引きたるものにして、人物の描寫、殊に其の表情の如きは、極めて巧妙なり。

畫中の人物は、季長を始め、季長の從者、季長の同僚、季長の上官、敵國の將士、其の他、合戰の場面に現はれたる、凡ての人物を、悉く網羅したるものにして、其の數、實に數百人の多きに及べり。

畫風は、大和繪の系統を引きたるものにして、人物の描寫、殊に其の表情の如きは、極めて巧妙なり。

畫中の人物は、季長を始め、季長の從者、季長の同僚、季長の上官、敵國の將士、其の他、合戰の場面に現はれたる、凡ての人物を、悉く網羅したるものにして、其の數、實に數百人の多きに及べり。

畫風は、大和繪の系統を引きたるものにして、人物の描寫、殊に其の表情の如きは、極めて巧妙なり。

畫中の人物は、季長を始め、季長の從者、季長の同僚、季長の上官、敵國の將士、其の他、合戰の場面に現はれたる、凡ての人物を、悉く網羅したるものにして、其の數、實に數百人の多きに及べり。

畫風は、大和繪の系統を引きたるものにして、人物の描寫、殊に其の表情の如きは、極めて巧妙なり。

畫中の人物は、季長を始め、季長の從者、季長の同僚、季長の上官、敵國の將士、其の他、合戰の場面に現はれたる、凡ての人物を、悉く網羅したるものにして、其の數、實に數百人の多きに及べり。

畫風は、大和繪の系統を引きたるものにして、人物の描寫、殊に其の表情の如きは、極めて巧妙なり。

畫中の人物は、季長を始め、季長の從者、季長の同僚、季長の上官、敵國の將士、其の他、合戰の場面に現はれたる、凡ての人物を、悉く網羅したるものにして、其の數、實に數百人の多きに及べり。

畫風は、大和繪の系統を引きたるものにして、人物の描寫、殊に其の表情の如きは、極めて巧妙なり。

畫中の人物は、季長を始め、季長の從者、季長の同僚、季長の上官、敵國の將士、其の他、合戰の場面に現はれたる、凡ての人物を、悉く網羅したるものにして、其の數、實に數百人の多きに及べり。

畫風は、大和繪の系統を引きたるものにして、人物の描寫、殊に其の表情の如きは、極めて巧妙なり。

畫中の人物は、季長を始め、季長の從者、季長の同僚、季長の上官、敵國の將士、其の他、合戰の場面に現はれたる、凡ての人物を、悉く網羅したるものにして、其の數、實に數百人の多きに及べり。

畫風は、大和繪の系統を引きたるものにして、人物の描寫、殊に其の表情の如きは、極めて巧妙なり。

畫中の人物は、季長を始め、季長の從者、季長の同僚、季長の上官、敵國の將士、其の他、合戰の場面に現はれたる、凡ての人物を、悉く網羅したるものにして、其の數、實に數百人の多きに及べり。

畫風は、大和繪の系統を引きたるものにして、人物の描寫、殊に其の表情の如きは、極めて巧妙なり。

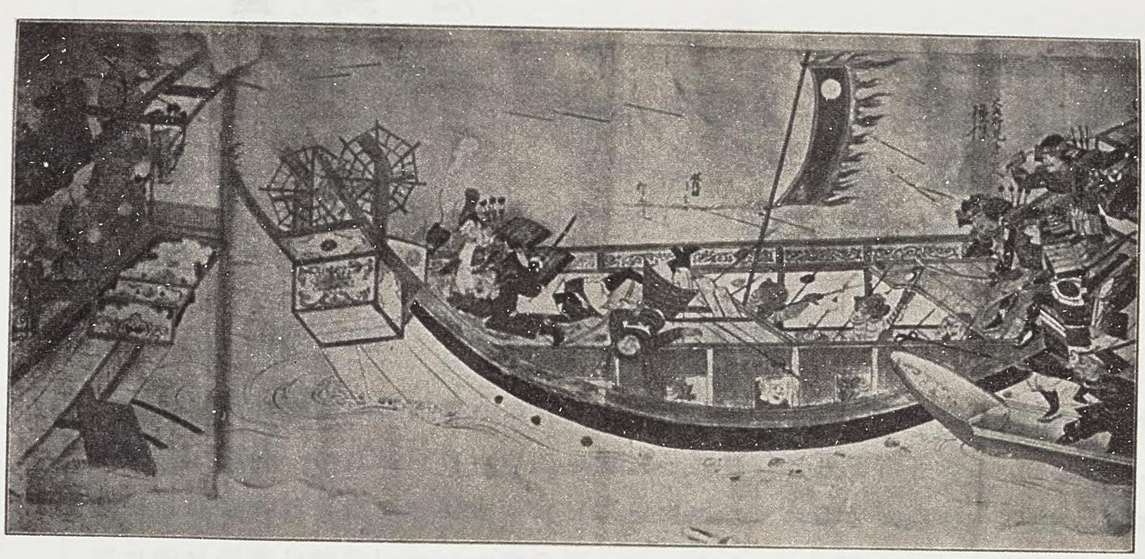

政黨史

伯爵 板垣退助閲
伯爵 大隈重信閲
浮田和民稿

第一章　維新大改革の原動力

上下の關係

我國の社會の如く貴族的にして亦平民的なるは、英國を除くの外其比を見ざる所なり。古より今に至るまで、我國の開化は皇室及び貴族を中心として發展し、其歴史は皇室及び貴族の歴史なり、其文明は皇室及び貴族の文明なり。故に一般人民は啻に皇室を尊崇すること神の如くなるのみならず、貴族を愛敬して之に臣事することを榮とし、上下の間交情濃かにして、絶えて咨嗟怨恨あらざりき。されば

封建制度

其年代の間に家族繁息して、漸次に貴族は民間に降り、其品性を平民の中に注入したり。是れ日本の貴族に平民的精神ありて、平民に亦貴族の氣慨ある所以なり。此事實は近く五十年間の歷史を正當に解說する上に於て、缺くべからざる一大關鍵なりとす。

抑〻我國維新以前の封建制度は、恐らくは世界に於て最も完全なるものなりしならん。德川氏は實際に於て天下の大權を掌握し、將軍職を世襲したれど、代々天皇の宣下を賜はり、始めて其効力を生じ、大小の諸侯も亦世襲なれど、將軍宣下ごとに新將軍の裁可を待ちて、始めて其職を保つことを得たり。此の如く上下相牽制して、無制限なる權力者なく、封建的地方分權に統一的中央集權の要素を加味したれば、其形式は中世歐羅巴大陸に行はれたる封建よりも、寧ろ英國諾曼朝の祖ウィリャム一世によりて完成したる制度に似たり。是を以て二百五十年の間國內に爭鬪なく、人民皆太平を樂しむことを得たり。但此長期間に全國進取の氣象を失ひたる原因は、第一、德川氏の外交政策によりて、西僻の長崎一港を開いて支那、和蘭のみに通商貿易を許し、其他は一切交通を絕ちたること、第二、階級組織により、貴族及び平民各職業を世襲して相侵さゞらしめ、自由に變更するを許さゞりしことに是れなり。貴族中にも代々君長たる藩主及び代々臣屬たる藩士の別ありしが、其藩士中にも富みて生業を勉めざる少數の上級者のみ地方政權に參與する職を專有し、貧にして勤勉なる多數の下級者は才幹ありとも、常に上級者の前に屈服せざるを得ざりき。されば皇室及び京師貴族と下級士族とは、最も不遇の位置に立ち、失意の胸中に德川政府が正當の政府にあらずとの歷史的觀念次第に發生したり。從つて一部少數の識者は鎖國の政策に疑惑を生じ、一百餘年前(西曆第十八世紀の後半)より竊に蘭人と交はり、蘭書を講讀し、西洋學術の精巧と列國の形勢とを知りて大に驚き、蹶起して世人の迷夢を警醒せんと努めたり。此二個の運動は各獨立に發生し、最初は相互に反目する狀態なりしが、嘉永六年(一千八百五十三年)米國水師提督彼理の渡來によりて、益〻其勢力を增長せり。愛國心の歸着する所は二者終に一致合體して、交〻維新の變革(一千八百六十八年)を誘起し、以て封建割據の制度を廢止し、開國進取の國是を確立するに至れり。

廢幕運動

維新改革の主動者

夫れ社會の進步は如何に少數識者の指導及び其振作する所の議論によるかは、

立憲政體の因由

我維新の變革に於て特に著明なり。而して其原動者の多くは各藩士の下級に屬し、英國の田舍紳士と同じく、大貴族に對するときは、寧ろ平民に近く、平民的同情を有する者なりき。彼等は各藩に於て改革の主動者となり、特に二三の雄藩に於ては、藩主を擁して藩論を一變し、藩政を改革し、以て後年中央政府に變革を行ふの準備的經驗を爲したり。是れ維新の成功及び其後の實權が數藩に重く、更に變遷して薩、長二藩の人士に歸したる所以なり。

夫れ德川政府は外部の壓迫なくとも、朽木の倒るゝ如く、內部の瓦解によりて自滅するの時期に近づけりとは、夙に識者の看破する所なりき。然れども彼理の來航と外交の困難と徵りせば、未だ彼れが如く容易に顚覆するには至らざりしならん。縱令德川氏は顚覆すとも、獨り內部の原因のみにては、今日の立憲政治となること能はず、又强藩の英主之に代つて政權を掌握し、藤原氏衰へて源平二氏之に代り、北條、足利、織田、豐臣、德川と變遷したる同一の事蹟を繰返すに過ぎざりしならんのみ。然るに大權を皇室に復して全國統一に歸し、立憲自由の政體となりしは、外部の壓迫と、日本人が能く歐米第十九世紀の文明を咀嚼し、世界の大勢に應じて變

化するの歷史的天才を有したるが爲に外ならず。

第二章　公議輿論及び議院制の由來

德川幕府の政略は宗教上には、佛教、教育上には儒教を以て國教となし、內治、外交共に其專斷に出で、上は朝廷の批准を請はず、下は各藩の意見を問はざりしに、彼理渡來して外交の難起るや、幕府は內外の實勢を察して最早鎖國の持續し難きを知らざるにあらず、然れども寬永年間(一千六百三十九年)よりの國是を變更するの果斷なく、自から責任を避けんと欲して、其基礎たる專制制度を變じ、上は朝廷に奏聞し、下は列藩の意見を徵し、以て開鎖の問題を解決せんと試みたるが、是ぞ幕府が政權を失墜するに至る直接の原因とは知られける。

此時まで一般人民は專制に馴れて、唯幕府の命令是れ從ふのみなりしが、諸藩及び士族の階級に於ては、其論左の三派に分れたり。第一は德川氏の親藩たる水戶藩主が首唱したる尊王攘夷論、第二は民間少數の識者によりて主張せられたる開國論、第三は二論の衝突によりて內亂を釀さんことを憂へ、朝廷及び幕府を調和し

大政奉還後の形勢

て國是を一定し以て外國に當らんと欲したる公武合體論是れなり。然るに幕府は當時の事情として開國の止む可からざるを知り、朝廷及び諸藩の意向に拘はらず、安政五年（一千八百五十八年）米、露、英、佛、蘭の五國と假條約を結び、尋で本條約を交換したり。是に於て諸藩の志士は幕府が朝威を蔑如し、外國を恐怖したる屈辱の擧となし、脫走して京都に集まり、公卿に出入し、尊王攘夷を唱へ、刺客横行し、天下騷然たり。因つて竊に之を機會として倒幕の計を運らすものあるに至れり。幕府は水戸藩の爭亂を鎭壓したりと雖、遂に長州藩の暴動は得て之を征服する能はず慶應三年（一千八百六十六年）將軍家茂病を以て大阪城中に薨じ、先帝も亦崩じ、今上踐祚し給ひ、征長の師を解き、最後の將軍慶喜政權を奉還し、萬機を朝廷に於て裁決の旨布告せられたり。茲し是より先き國内に朝廷と幕府との二中心ありては、世界の大勢に對し、國權を保持し難しとの議論夙に識者の間に行はれ、土佐藩主山内容堂は藩臣後藤象次郎（後に伯爵等をして將軍慶喜に說き、遂に此大英斷に出でしめたり。然るに德川氏に緣故ある諸藩は、政權奉還後朝議一に薩長二强藩の專制に出づるを慨し、伏見、鳥羽の戰爭を惹起せしが、幕府には活識に富める勝安房（後に

鎖國主義者の豹變

伯爵等ありて内外の形勢を洞察し、百方調停を試み、又官軍には宏量の聞えある西郷隆盛、老西郷ありて、敢て追窮することを爲さず、茲に内亂は一年を出でずして平和に歸するを得たり。

大政奉還

從來幕府は開國の政策を行ひ、朝廷は鎖國主義を執り、幕府に反對せる諸藩は其後援たるが如く見えしが、聰慧なる藩士は漸次外國の形勢を察し、其事實に觸れて意見頗る變じ、下關、鹿兒島の砲擊より、鎖國の遂に不可能なるを確知し、維新に先ちて、彼等は既に開國論者と變じ居たり、是等の人士及び之と共に起れる有識の士によりて設立せられたる維新政府は、飜然として鎖國攘夷の舊標を撤去し、開國進取の政策を斷行し、幕府の締結したる諸條約を遵守し、其曾て手を下す能はざりし内政上の大改革を實施し、日本建國以來未曾有にして亦世界史上に稀有の明治昭代を實現するに至れり。

此の如く光輝ある結果を得たるは、決して偶然にあらず。當時の政治家等が至誠を以て國事に任じ、廣く公議を盡し、同心協力を以て皇國を保護し、萬國と對峙せんことを期したるに是れ由らずんばあらず。請ふ、德川慶喜が大政奉還の上表を

見よ。

當今外國の交際日に盛んなるにより、愈、朝權一途に出で不申候ては、綱紀難立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉還し、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力共に皇國を保護仕候はゞ、必ず海外萬國と可並立候。慶喜國家に盡す所、是に不過と奉存候。

朝廷は其奏聞を許容せられて、王政復古の大號令は發布せられたり。其文に曰く、

德川內府從前御委任大政返上、將軍職辭退之兩條、今般斷然被聞食候。抑、癸丑以來未曾有之國難先帝頻年被惱宸襟候御次第、衆庶の所知に候。依之被決叡慮、王政復古、國威挽回之御基被爲立候間、自今攝關幕府廢絕、即今先假に總裁、議定、參與の三職を置き、萬機可被爲行、諸事神武創業の始に基き、縉紳武辨堂上地下の別なく、至當の公議を竭し、天下と休戚を同く可被遊叡慮に付、各勉勵、舊來驕怠の汚習を洗ひ、盡忠報國の誠を以て可致奉公候事。

是の如く外交の難起りて、德川政府は專制を廢して列藩に國事を諮詢し、其後援を求め、而して朝廷之に代り、亦天下と共に休戚を同じくするの政略に出づ。蓋し當時の事情此外に民心を新政に悅服せしめて、海外の諸國と對立並進するの長計なかりしならん。要するに公議の萌芽、議會の端緒は、既に此時に於て發生したるものと云ふべし。

是より先き慶應二年（一千八百六十六年）橫井小楠が越前侯松平春嶽に建白したる意見書中に、

一大變革の御時節なれば、議事院被建候筋尤至當也。上院は公武御一席、下院は廣く天下之人才御擧用。

とあり。翌三年、土佐藩主山內容堂が將軍慶喜に大政奉還を獻言し、

唯幾重にも公明正大の道理に歸し、天下萬民と共に皇國幾百年の國體を一變し、至誠を以て萬民に接し、王政復古の業を建てざるべからざるの一大機會と奉存候。

と云ひ、別紙に

一、天下の大政を議定する全權は朝廷に在り、乃ち我皇國の制度法則一切萬機必ず京都の議政所より出づべし。

太政官の設置

一、議政所上下を分ち、議事官は上公卿より下陪臣庶民に至るまで、正明純良の士を選擧すべし。

とあり。されば明治元年(一千八百六十八年)一月朝廷は職制を定め、中央政府を太政官と稱して七局に分ち、總裁の下に議定、參與を置き、以て議事に當らしめ、又徵士、貢士の制を設け、下級の議事官たらしむ。徵士は無定員にして、都鄙有才の士を選擧拔擢し、貢士は大藩三員、中藩二員、小藩一員『國々の國論にも可代者』を擧用するの規定なり。其貢士の制條に、

徵士、貢士

諸藩士其主の選に任せ、下の議事所へ差出す者を貢士とす、則ち議事官たり、輿論公議を執るを旨とす、貢士定員あつて年限なし、其主の進退する所に任す。

代議制の發端

是の如く公議輿論の文字歷然として顯はれ、政府は議定、參與を以て上議事所となし、徵士、貢士を以て下議事所となし、封建制に基いて代議政體の端を啓かんとしたる形跡を明白に認識することを得べし。斯くて同年三月神武創業の當初に復歸し、一切の陋習を打破し、世界的大政策を斷行するの叡慮にて、天皇、公卿、諸侯を率ゐて天神、地祇を祭り、五箇條の御誓文を宣告し給へり。其文に曰く、

御誓文

三權分立

一、廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。

一、上下心を一にして、盛に經綸を行ふべし。

一、官武一途庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。

一、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。

一、知識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。

是れ實に日本憲法史上の泉源を爲すものなり。而して翌四月頒布せられたる政體書には、前述五條の誓文に數條を加へ、其文中には

一、天下の權力總て之を太政官に歸す、則政令二途に出るの患なからしむ、太政官の權力を分て立法、行法、司法の三權とす、則偏重の患なからしむるなり。

一立法官は行法官を兼ぬるを得ず、行法官は立法官を兼ぬるを得ず、但し臨時都府巡察使と外國應接との如き、仍ほ立法官之を管するを得。

とあり。即ち明治政府最初の憲法なるに、其中に顯然としてモンテスキユー三權分立說の面影を留めたり。然かも我國の維新は佛國革命の天然狀態に復歸せんとするが如き空想を有せず、唯神武創業の始に復歸し、貴賤の別なく、賢能を擧用し、

飽くまで歴史的保守の精神に基づき、進取的改革の政策を斷行せんと期したるのみ。

維新改革の遂行者

明治二年に諸侯版籍を奉還し、四年に廢藩置縣を斷行し、爾後の改革悉く健全着實なる發達を爲しつゝあるは、國民に祖先以來保守と進歩との兩作用を調和し得る習慣性あるによる。然し其直接の原因は各藩に門閥階級の精神衰へ、藩主の權力が早く藩士の有力者に歸し、國難に應ずるに實力の競爭を必要とし、下級藩士の意見が遂行せらるべき機會に遭遇したる結果にて、此變革を生ぜるなり。故に後來政府の要路に立ちて長く政權を握りたる者は、舊公卿にあらず、舊藩主にあらず、亦舊藩の門閥家にもあらず、下級士族の出身なるを見れば、維新の變革、廢藩の所置が、公卿、藩主の名によりて行はれたれども、實地の運動は其背後に立ちたる者の斡旋によること明かなり。要するに貴族は二百七十年の太平に逸居して、實權を握る能力を失ひ、平民に接近せる下層士族が活動して、遂に此變革を成就せしめたるなり。

維新當初の國情

前述の如く我憲法の發動は維新の當初にあり。當時果して識者の希望の如く、

公議輿論の實現せられたらんには、政黨も亦此時よりして起る可かりしに、其事實を見ざりしは抑、何ぞや。他なし、其所謂三權分立及び議事官又は官吏選擧といふ事が、維新草創の際に容易く實行せらるべくもあらず、何となれば一般人民に未だ公議輿論を發揮する程の政治的素養を有せざればなり。元來維新の改革は全く世界の大勢に迫られて、士族（小貴族）中少數の聰明者が上級者を動かし、藩主を動かし、將軍を動かし、又朝廷を動かしたる結果にして、輿論公議と云ふ範圍は甚だ狹隘なりき。唯維新政府の威信は未だ中外に普及せざるが故に、公議輿論といふ好標號の下に、四民同權、廢藩置縣等百般の改革を斷行し、成功するを得たるのみ。日本國民の多數は、政府が改革の急劇なるに驚き、或は非議し、或は反對する者も少からざりしかど、彼等は只武力を以て政府に抗するを知るのみにて、未だ言論を以て政府の行爲を批評し、論諍するが如き立憲的方法あることを知らざりしなり。殊に前日變革の原動者たる民間の俊傑は、概ね政府に收められて、當局者の位置に立ち、其他は頑冥にして時勢を解せざる封建の餘類に過ぎず。故に此の如き社會に在りては、政黨を建設すべきもの無ければ、其起らざるは固より當然の事なり。

藩閥の勢力

維新の改革は公議輿論の標號の下に成就したれども、實際は諸藩聯合の兵力能く天下を威制したるに由る、中にも薩、長二強藩の勢力を以て最も大なるものとす。故に明治政府の基礎漸く鞏固なるに從ひて、薩、長二藩の士專ら政府の要路に當り、自餘の藩士は多く脫落し、藩閥專制の旗幟次第に色めき、當初公議を尊重したる精神は却つて減退するに至れり。且つ封建時代に常備兵役及び行政事務に當れる士族の階級は、維新に引繼ぎたる諸般の改革を、彼等の中より出でたる少數改革者に斷行せられし結果として、武士の常職を解き、世祿を痛減せられ、階級的特權は皆剝奪せられ、或は絕望して團體的に反抗したるもあり、或は個人的に刺客となりたるもあり、然れども此等は悉く新政府の爲に壓倒せられたり。而して一般人民は至つて柔順なりしかば、政府は最早公議を標號するの必要少く、明治二年に制定せられし集議院も、廢藩置縣と共に有名無實に歸し、太政官に正院、左院、右院を分ちて、左院に集議院を繼續したれども、其權限は全く減殺せられ、獨り行政權のみ膨脹して、其威力を逞うせり。是に於て土、肥二藩の名士中より、局外に立ちて政府を批評する急進的政治家を現出せり。即ち六年對韓政策に關して朝議分裂し、征韓論を

主張せる西鄉隆盛、副島種臣、後藤象次郎、板垣退助、江藤新平の諸參議は袂を聯ねて職を辭し、內政改革論を首唱せる岩倉、木戶、大久保等の諸氏獨り其局に當りたれば、西鄉は鄉里鹿兒島に歸り、土、肥二藩の板垣、後藤、副島、江藤四氏は東京に留まれり。此頃英國遊學より歸朝せる者盛んに英國議院制度の美を稱し、議政權擴張の必要を論ぜしが、遂に相謀りて謂へらく、今にして之を制せずんば、政府の主力は一二雄藩出身者の專有に歸せんのみ、寧ろ當初公議を重んじたる精神を擴張して、國民に參政權を附與し、以て其害毒を匡正するの可なるに如かずと。是に於て民選議院設立の建言書は政府に呈出せられ、幷せて世間に發表せられたり。是は七年一月十八日にして、其建議者は板垣、副島、後藤、江藤の前參議、由利公正、小室信夫、古澤滋、岡本健三郎の八氏なりき。特に民選の二字を冠らしめたるは、前の集議院の如く官選議院ならず、全く國民的代表機關たらしめんと希望したればなり。同時に一の政黨を組織せんと欲したれど、舊政府時代に徒黨といへば、謀叛を企つる意義に解せられ、一大國禁として街頭に揭示せられたる語なれば、特に愛國公黨と名づけて、不正の徒黨と同一ならざることを表明したり。

此際日本國民の智識漸く開け、社會敎育の進歩も亦見るべきものあり。福澤諭吉氏は專ら譯述に從事して平民主義を鼓吹し、箕作麟祥氏の譯解せる佛國民法の如きは、廣く一般の書生に講究せられて、漸く人權を貴重するの觀念を養成し來れり。然れども政治上の意義に於ける民權自由の福音を始めて朝野の間に宣傳したるは、夫の民選議院の建白並に愛國公黨の宣言書が、新聞紙上に發表せられたるの日に在り。是より前の所謂公議輿論なるものは、各藩の士を中央に集めて其意見を徵するの意義にして、政論家、著述家、新聞記者の如きは、固より國民全體に渉るの意義として用ひたれども、當時は單に其萌芽を發したるのみにして、其實現は寧ろ是より後にありき。

第三章　政黨の起原

是時に當り、政府に在つては木戸氏隱然と漸進立憲主義を代表し、又民間に於ては板垣氏公然自由急進派の頭領たり。然るに七年一月前參議江藤氏遽に歸鄉して、佐賀士族に擁せられ兵を擧げたれば、政府の方針これが爲に反動に傾き、板垣氏

等は全く政府と絕ちて被治者の位置に立ち、新に國民的原動力を喚起し、政府に迫りて自由進歩の政策を實行せしむるの外なしと、手を分ちて鄉里に歸れり。板垣氏は愛國公黨の宣言に基き、民間に自治獨立の氣風を養成せんと欲し、土佐に立志社を起して西洋法學を研究し、民權自由の說を講じ、地方靑年の來り屬する者數千人に及び、大西鄉の率ゐたる鹿兒島の私學校と相應じて、中央政府を睥睨せり。

愛國公黨の檄を天下に傳ふるや、立志社に次ぎて阿波に自助社起り、其他各地方に小團體の政社組織せられて、互に氣脈を通じ、纏て明治八年其委員等を大阪に會合せしめたりしに、高知、德島、石川、廣島、愛媛、福岡及び大分の諸縣より相集まり、而して板垣氏も亦之に赴けり。然るに此頃木戸氏も官を辭して鄉里山口に在りしに井上馨氏等は此形勢を以て國家の不利となし、其間に周旋して、八年一月に朝野の妥協を目的とする大阪會議を開き、木戸氏は山口より、大久保氏は東京より之に會合したり。獨り大西鄉は其招に應ぜざりき。此時木戸、大久保、板垣諸氏の間に締結せられたる同志私約の要領は左の如し。

一、我輩は立君定律の政體を以て其定說となすべし。

二、我輩は此定說を實施せんが爲、彼の議院制度を採り、以て我律法を天下に明確にすることを勉むべし。

民權論の興起

此結果にて板垣氏は木戸氏と共に政府に入り、尋いで大久保、伊藤二氏と並びて政體取調を命ぜられ、四月『漸次立憲の政體を建て、衆庶と共に其慶に賴らんと欲す』との詔勅を發せられ、其準備として政府は元老院を設け、大審院を置き、略ぼ三權分立の形式を現じ來れり。是より民權自由の說益〻盛んに、言論、集會、政談、結社各所に興れり。

政府の檢束

政府は前述の趣旨に基き、其年六月地方官會議を開き、各地人民の總代として一府縣より二名づゝの傍聽者を出だし、幷せて新聞記者に傍聽を許したり。然るに新聞紙は政府の因循姑息なるを攻撃し、詭激の言論を爲す者少からざりしかば、政府は其七月に新聞紙條例及び讒謗律を發布し、言論を檢束したり。又廟堂に於ては急進の板垣氏と漸進の大久保氏と、到底主義の調和すべくもあらず、十月に板垣氏は再び野に下り、大に民心を喚起し、輿論を啓發することに努力せり。

議院設立建白

十年一月に至り鹿兒島の私立學校派は西鄕隆盛を擁して兵を擧げ、天下不平の徒亦之に應ぜんとする形勢なりしかば、板垣氏は此機に乘じて政府に立憲政體の實行を迫るの策を決し立志社長片岡健吉氏(後に衆議院議長)をして京都の行在所に建白せしめたり。其大要は公議を擴張して施政の過失を正し、立法、司法、行政の三權を鞏固にし、速に民選議院を開き、憲法の基を立つべしと云ふに在り。論旨頗る剴切なりしと雖、內亂鎭壓の際とて、政府は直に之を却下したり。

民間の陰謀

戰爭の最中に元老院幹事陸奥宗光(後に外務大臣、伯爵)林有造(後に遞信大臣)大江卓氏等、兵を擧げて政府を倒し、立憲政體を實施せんとの陰謀發覺して縛に就き、片岡氏以下立志社員も亦嫌疑を以て捕へらる。斯くて政府は西南の亂を戡定せしかば、全國不平の徒悉く屛息し、復武力を以て抗爭する者なく、政府專制の威當るべからず、立憲政體の設立は果して何の年に在るかを知らざるの感ありたりしが、實は憲政實施の氣運に大刺擊を受け、却つて長足の進步を見たり。翌十一年五月大久保氏刺客の刃に斃る。政府は府縣會規則の發布

民間の大運動

中央議會を開設するの階梯を造りたりとて、爰に地方議會を起し、以て之に同志を糾合し、愛國公黨再興の檄を携へて遊說せしめ、其年九月に愛國社第一回

政府の壓迫

の大會を大阪に開きしに、東北の河野廣中氏(後に衆議院議長)等は七州の有志大會を仙臺に開き、遙に之に呼應せり。翌十二年三月愛國社第二回の大會を大阪に開くや、四國、九州、關東の各團體來會する者二十二社に上り、地方委員の列する者去年よりも更に增加せり。是に於て國會開設の請願を爲すに決し、全國を十區に分ちて遊說委員を派出し、十三年三月大阪に大會を招集し、先づ愛國社の總會を開き、續いて國會開設願望大會を開きしに、來會者數千人あり。故に會場整理の爲此會に發言權を有する者を二十人以上の團體代表者に限りしに、其團體九十六あり、又代表者以外には傍聽席を設けて列席せしめたり。九十六團體の會員總數九萬八千餘名ありと云へば、此國會開設願望の決議は、略十萬人より捧呈する請願なりき。全國の人口に比すれば、猶ほ少數たるを免れざりしと雖、其實代表的なるを思はゞ、當時人心の奮起、輿論の發達亦想ふべきなり。

人民に請願の權利を有すべきことは、從來我國人の充分自覺せざる所なりしに、前述の現象は民權伸長の爲に、最も意を強くするに足るものとす。政府は大阪大會の報に接し、俄に集會條例を制定して即日執行し、大阪に電報を發して、直に愛國社に解散の嚴命を下したり。大阪大會は之を豫知し、咄嗟の間に決議を了り、國會開設を見るまで本會を繼續し、之を國會期成同盟會と名け、片岡健吉、河野廣中二氏を二府二十二縣國會願望書提出委員總代として東上せしむるに決したり。二氏は海陸兩道を分ち上京して願書を提出せしに、太政官は受理の規則なしとて之を拒絕したり。更に元老院に提出せしに、建白書にあらずとて却下せり。是に於て國會期成同盟會は東京に中央本部を置き、全國を八區に分ち、日本國民過半の署名を得、以て其目的を貫徹すべしと盟約したり。然るに社會の風潮は期せずして呼應し、各地方の請願總代は陸續出京して諸官衙を叩き、各大臣を歷訪する者踵を接し、政府は其煩に堪へず、因つて上書建白の提出は、必ず地方廳を經由すべしとの法令を發布したり。是に於て民權自由の志願者は、中央政府に對して示威運動を爲すの道を失ひ、一轉して更に民間に勢力を扶植し、各地方に據り、團結して政治上の講談、演說所在に流行し、政社の名は全國に簇生し、板垣氏は此機に乘じて遊說し、都鄙到る處有志者に歡迎せられたり。

國會期成同盟會

政府の動搖

十四年七月政府に北海道官有物拂下の議決するや、朝野に物議沸騰し、民間にて

は各新聞の政府總攻撃となり、政府反對の大演說會となり、政府部内にも亦異論者少からず。中にも維新の初め佐賀藩より入りて參與となり、薩、長二藩の出身者間に在りて開國進取の國是を翼贊し、外交、財務の難局に當りて功を奏したる參議大隈重信氏は、其最大有力なる反對論者なりしが、藩閥專横の根を絶つは國會開設にありとし、斷然民間の輿論と相應じて、明治十六年を以て國會を開くべしとの意見を宮廷に上奏せんとしたりしに、擧朝震駭し十月十一日聖駕東北より還幸あるや、即夜大臣參議の御前會議となり、北海道官有物拂下の件は取消され、翌十二日明治二十三年を期して國會を開くべしとの詔勅を發布せられたり。是日國會急設論の主唱者大隈氏は官を免ぜられ、彼と主義意見を同じうしたる農商務卿河野敏鎌、驛遞總監前島密、判事北畠治房氏等を首めとし、矢野文雄、犬養毅、島田三郎、尾崎行雄、小野梓、牟田口元學、春木義彰、中野武營氏等も亦依願免官となり、大隈氏に因緣ある者は、官途に隻影を留めざるに至れりとす。

大隈氏當年の位置は、一千八百四十六年（弘化三年英國に自由貿易主義を採用して、穀物條例を全廢したる保守黨の首領、内閣總理サー・ロバートピールの位置に似たり。是時英國の民間にはリチャード・コブデン、ジョン・ブライト等の自由貿易論者が、非穀物條例同盟會を組織して輿論を喚起しつゝありしに、愛蘭の飢饉に際し、ピールも亦輿論に左袒して、コブデン、ブライト等の主張を貫徹せしめければ、彼は自黨の擯斥する所となりて、内閣忽ち瓦解したり。大隈氏は當時首相にあらざりしと雖、大久保氏以後政府にありて最も有力なる政治家なりしに、此に至り其位置を賭して板垣氏等が主張の急進主義に贊同し、國會開設の願望を遂ぐるの詔勅を發布せしむるに至り、同僚に排斥せられて民間の政治家となりしは、ピールの事蹟に髣髴たるものあり。但大隈氏はピールに反し、爾來二十餘年間多くは政府反對黨の一大首領として、當局者の最も畏憚する所となれり。板垣氏政黨創始の功は遂に沒すべからずと雖、大隈氏の政府より分離すること微りせば、果して明治二十三年を期し國會開設の詔勅を見るを得し乎、抑、亦國會開設の後に彼が如き强硬なる政府反對黨を組織するを得べかりし乎、容易に斷言すべからざるなり。

民間の二首領

政府は從來民間の反對黨首領として一の板垣氏に當りしに、今は政府の實情に最も通曉せる大隈氏を敵手に加へて、大に競爭せざる可からざるに至れり。是より政府には伊藤、井上、山縣、黑田、松方、西鄕(從道)諸氏一致協同して局に當り、薩、長の聯合愈〻鞏固となり、一面には國會開設の準備に着手し、一面には民間に於ける政府反對黨の成立を防ぐに汲々たりき。

自由黨

是より先き十三年十一月板垣氏の率ゐたる國會期成同盟會の一部は自由黨を組織し、數箇條の規約を定めしに、國會開設の詔勅あり、同盟會は其目的を達したれば、十四年十月十五日自由黨及び其餘の同盟會員相合して、主義綱領を具有せる一政黨を組織し、仍ほ自由黨と稱し、盟約及び規則を定めたり。板垣氏は其總理に推戴せられ、其友中島信行氏(後に衆議院最初の議長、男爵)を副總理に、後藤象次郎、馬場辰猪、末廣重恭、大石正己(後に農商務大臣)の諸名士を常議員に選擧せり。是を我國に於て組織的に成立したる政黨の創始とす。次いで其年畿內の自由主義者大阪に立憲政黨を組織し、中島信行氏を請うて總理となす。十五年三月九州に九州改進黨を組織せしが、同月十五日東京に於て大隈氏に呼應したる嚶鳴社、東洋議政會

立憲政黨

九州改進黨

立憲改進黨

等の諸團體及び大隈氏と進退を共にしたる河野敏鎌、前島密、北畠治房、沼間守一、矢野文雄、藤田茂吉、小野梓、島田三郎、尾崎行雄(後に文部大臣)、犬養毅(同上)の諸氏立憲改進黨を組織し、趣意を發表し、大隈氏を總理に、河野氏を副總理に擧げたり、其主義綱領は頗る具體的にして、同黨の特色を見るに足れり。されば兩黨に對して福地源一郎、水野寅次郎、丸山作樂氏等保守主義を唱道し、立憲帝政黨を組織し、同月十八日を以て其黨議綱領を公にし、隱然政府黨を以て自ら任じたり。國會開設期の豫定により、十四年十月より翌年の前半は、東京も各地も政黨勃興の時期にてありき。然れども發生したる政黨の中に其組織を保持して多少の特質を有し、中間に離合、變遷を經過したれども、今に至るまで系統をなし、其歷史を傳ふるものは、板垣氏を總理とせる自由黨と、大隈氏を總理とせる改進黨のみなり。

立憲帝政黨

板垣氏の遭難

板垣氏は自由黨の總理となりし以來、各地を巡り演說して民心を鼓舞し、十五年四月岐阜の公園に於て懇親會に臨み、愛知縣人相原尙褧に胸部を刺されたれど、生命に別條なかりき。蓋し兇行者の意に謂へらく、板垣氏は過激急進、國家を害毒するもの、之を斃さば從つて自由黨全體を滅ぼし得べしと。當時同氏が危急に際し

て言へる『板垣死すとも自由は死せず』との警語は、歴々として今猶ほ世人の記憶に存する所なり。嗚呼亦以て同氏の心事を見るを得べし。

第四章　議會開設前の政黨

自由改進兩黨の對抗

日本政黨の骨子たる自由、改進の兩黨は、共に藩閥專制の反對者として勃興したるが故に、兩黨聯合して政府に當りしならば、其勢力は直に不可抗的となりたらん、是れ政府の最も畏懼する所なり。然るに兩黨は其主義綱領に大差なく、何れも英國政黨の形式を採用したるに拘はらず、其首領の性格と黨員の氣風とは、大に其趣を異にせり。板垣氏は武人出身の急進主義にして、其思想は純理的又演繹的なり。大隈氏は文官派の漸進主義にして、其頭腦は實際的又歸納的なり。自由黨は天賦の自由平等を說き、中には一局議院制を可とし、概して急激の手段により、政治の變革を爲さんとする傾向ありしに、改進黨は多數人民の幸福を主義とし、少數專制の弊害を除却せんと欲し、漸次に選擧權を伸張せんことを期したり。是を以て兩黨は其人物及び傾向に於て合同すること容易ならざるに、政府は勉めて百方之を離間するの政略を用ひたり。政府は十五年二月國會開設の準備として、憲法取調の爲伊藤博文氏を歐洲に遣はし、又政黨の發達を防がんが爲、六月に集會條例を增補し、結社、會合の自由を拘束すること一層嚴酷なりき。然るに民間に於ても同年十一月板垣、後藤の二氏相携へて歐洲巡遊の途に就きしに、其旅資は隱に政府より出づとの流言あり、改進黨の一新聞紙此說を揭載せしより、爰に兩黨の爭端は開け、十六年自由黨の機關新聞に大隈氏在官中の所爲を刺責し、又黨員の諸氏は改進黨を非難し、併せて三菱汽船會社を攻擊したり。三菱會社は嘗て政府の保護を受け、沿海の運輸を獨占し、西南の役に大に盡す所ありしかば、爾來其勢力と利益とは殊に增大したり。而して此經歷たるや大隈氏の大藏卿たりし時に在りしが故に、自由黨は以て改進黨を攻擊するの好材料に供したり。是と同時に政府は農商務大輔品川彌二郎氏（後に內務大臣、子爵）の意見を用ひ、共同運輸會社を新設し、三菱會社に頡頏せしめんと企てしかば、政府と自由黨とは同盟して共に改進黨を敵視したるの觀ありき。

兩黨の爭鬪

諸政黨の解散

此の如く兩黨相爭うて、其公敵たる藩閥政府に當るの本意を忘れんとするに乘

民間の過激運動

じ、政府は益、強硬手段を用ひて政黨を壓迫したるが爲に、同年三月先づ大阪の立憲政黨は、集會條例の煩苛に堪へずして解黨せり。翌十七年十月自由黨の板垣氏も亦同志と相謀りて曰く、集會條例は各地方に分社、分局を置くを禁じ、互に通信して氣脈を通ずる能はざらしむ、此の如くんば則ち政黨の本部は何によりてか全國の黨員を統督するを得ん、寧ろ全く其團體的責任を解きて、各自黨員の秘密運動に一任せんと。乃ち自由黨員滿場一致を以て、遂に自ら解黨することゝはなりぬ。政府黨と見做されたる立憲帝政黨は前年九月既に解黨し、十八年五月に九州改進黨も亦解黨し、獨り政黨組織を繼續したるものは唯一の改進黨あるのみなりしが、前年の暮に、集會條例の下に政黨を組織して黨員名簿を定め置くは不必要なるのみならず、却つて政黨の擴張に障害ありとて之を廢し、總理大隈氏、副總理河野氏等は無形の間に協同戮力するを以て便宜なりとし、遂に黨籍を脫退せり。

政府は集會條例を勵行して政黨の存立を困難ならしめ、又十六年四月に明治八年の新聞紙條例を改正して、言論の自由を檢束したれば、自由黨の或部分は激昂して秘密過激の運動をなし、十五年以來福島縣令三島通庸氏と縣會との間に衝突を

起し、議長河野廣中氏以下自由黨員五十餘人國事犯の被告として東京に護送せられ、翌年九月より數年の禁獄に處せらる。是と前後して越後高田の自由黨員大臣暗殺を企て、二十餘名縛に就けり。又河野氏を法庭に辯護したる自由黨員星亨氏（後に衆議院議長、遞信大臣）も十七年九月新潟の東北七州會に臨み、言論の罪を以て獄に投ぜられ、同月茨城縣下加波山に於て自由黨員等暴擧を作しゝが、遂に鎭壓せられて、縛に就く者數十人、死刑に處せられたる者數人あり。此の如く自由黨の一部は急進主義より一變して過激黨となり、謂へらく、最早言論を以て政府と抗爭するは非なり、自由は血を以て購はざるべからずとて、或は國內に暴動を起し、或は朝鮮の獨立黨を助けんと、大井憲太郎氏等同志密航を企て、婦女亦其盟約に加はる者ありき。然れども改進黨の全部は始より言論の武器を以て政府と爭ひ、溫和手段に依り中等社會の常識に訴へ、以て改革を成就せんと期したりき。

十七年七月政府は華族令を定め、公侯伯子男の五爵を分ち、舊華族は門閥の高下により、文武の諸官は勳勞の多少によりて爵を授けられ、伊藤、山縣、黑田、西鄕、井上、松方等の諸氏は伯爵に敘せられ、其他新に華族に列したる者亦多し、是れ將來下院を

新内閣官制

井上伯の條約改正

牽制するに足るべき上院組織の準備と知られたり。然れども維新の元勳として一世の重望を負へる勝、大隈、板垣、後藤諸氏の如きは民間にあるを以て、數年の後始めて伯爵を授けられたり。又政府の變遷は維新以來中央に太政官ありて、太政大臣、左、右大臣を首腦として、太政大臣に三條實美公、又右大臣に岩倉具視公の如き舊公卿任ぜられしに、岩倉公は十六年に薨じ、且つ時勢一變して議會開設の期も近づきしを以て、政府の統一、活動共に舊制の不可なるに因つて、十八年十二月太政官を内閣となし、内閣總理大臣及び各省大臣を置くの現制に改め、伯爵伊藤博文氏は内閣總理大臣に任ぜられたり。伯は井上馨氏等と文久三年（一千八百六十三年）國禁を犯し英國に到り、歸來大隈氏等と共に維新の改革を翼贊し、同功一體の人なりしに、木戸、大久保の先輩既に逝き、大隈氏も亦民間に降りし以來、政府の部内に於て歐米文明の政理を解して、之を時代の必要と調和せしむる能力識見は、内閣諸公に冠たるを以て、實に最初の總理大臣となりたるなり。而して敏捷果敢たる井上伯は外務大臣となり、維新以前よりの宿題たる條約改正を議會開設前に成功せんと欲し、十九年五月一日始めて外務省に條約改正會議を開き、翌年四月まで諸外國公使

との合同會議數十回に及べり。政府は條約改正遂行の爲、頻りに歐化主義を鼓吹せしかば、民間には其反動として國粹保存を唱ふるもの起り、特に井上伯の條約改正案中外人立會裁判制を許すの一條は、端なく朝野の間に大反對を惹起し、司法省の法律顧問佛國人ボアソナード氏改正案中裁判權に關する條項の危險不利なるを痛論したる意見書を内閣に提出し、六月農商務大臣子爵谷干城氏は此事に關し、内閣と議合はずして辭職せり。是に於て全國の政客奮然蹶起して東京に集まり、世論沸騰し、遂に條約改正は中止せられ、井上伯は同年九月を以て外務大臣を罷めたり。

時に民間の政客は既往を顧みて、些細の事より相軋轢したるの非を悟り、舊自由黨及び改進黨の間に稍〻融和の傾向あり、而して政府は條約改正の失敗にて、遂に獨立國家の體面を恢復する能はざりき。此機會に乘じて一時全國を風靡したるものを伯爵後藤象次郎氏の大同團結となす。氏は德川將軍に大政奉還を勸告し、明治の初め參與となり、國務に執掌し、六年辭職して板垣氏等と共に民選議院建白者の一人なりしが、十四年自由黨の創立に盡力し、二十年十月板垣、大隈二氏の系統以

三大事件建白

外に更に一大活動を試み、大聲疾呼して曰く、今は兄弟反目の時にあらず、夫の大陸を見よ、露國の軍用的西伯利亞鐵道は蛇勢蜒忽として、早晩對岸の滿洲に蜿蜒たらんとす、是れ實に東洋の安危存亡に關す、天下の志士宜しく小異を捨てゝ大同を取り、以て一大團結を爲して、新に開かるべき國會の背後勢力たれ、專制政府の如きは一蹴して能く之を倒さんのみと。當時自由黨は解黨し、改進黨は首領を缺きたるの折なりしかば、民間は雙手を擧げて歡迎し、改進黨の一部は舊自由黨員等と共に相携へて後藤伯の幕下に入り、保守派の人々も亦來り加はり、俄に尨大なる新團體を成立して、政府を包圍攻擊したり。之を我國に於て諸政黨が一時其自的を同じうするが爲に、聯合運動を爲したるの嚆矢なりとす。同時に板垣氏及び舊自由黨員等は前日の故智を用ひて、三大事件建白の地方總代を陸續上京せしめたり。三大事件とは政府公約の地租輕減、國權恢復の條約改正及び言論、集會に關する自由要求即ち是れなり。自由黨の根據地たる土佐は片岡、林二氏以下總代數十名に及び尚ほ後繼として途に上る者あり。東京には條約改正の紛議以來政客輻輳し、示威運動をなして政府を攻擊せしかば、政府は大に決心する所あり、二十年十二月二

十五日保安條例を發布して即日之を施行し、論客、壯士を都門三里以外に放逐したり。中には星亨、林有造、中島信行、尾崎行雄、中江篤介等の諸名士ありて、三日の間に退去を命ぜられし者總計五百七十人の多きに及べり。片岡健吉、西山志澄（後に警視總監）等諸氏以下十餘人は退去を命ぜらるゝ理由なきを抗辯して逮捕せられ、尋いで星氏も亦秘密出版の事に坐して獄に繫がれ、而して保安條例の打擊を被りしものは、舊自由黨員最も多かりき。

政府は一片の條例にて民黨の包圍攻擊を退けたれど、條約改正の頓挫よりして、威信を中外に失ひたるの觀あり、外相の位置最も困難にして、改進黨の舊首領大隈伯の外、之に推すべき適任者なかりき。伯は表面上改進黨を脫したれど、陰然其首領として世上に認められたり。伯及び改進黨は今回の變動に最も沈着の態度を取りしが故に、其黨員の放逐せられたる者は甚だ少かりき（尾崎氏は當時大同團結）。抑〻條約改正は國家問題にして黨派問題にあらず、然るに之が爲に官民相爭ふが如きは、國家の利益にあらざるなり。政府は遂に其善後策を講じ、二十一年二月大隈伯を外務大臣たらしめて、輿論の攻擊を緩和せんと試み、伊藤伯の總理大臣を罷め、

憲法發布

新設の樞密院議長に任じ、而して農商務大臣伯爵黒田清隆氏之に代はるこゝとなりぬ。

此時後藤伯は大同團結の運動をなして東北地方に遊説せしに、各地に伏在せし舊自由黨員等到る處に響應し、六月其機關雜誌『政論』を發行せしに、政府は違例を告發し、主幹大石正己氏以下數人の記者を禁獄に處したり。然るに總理大臣黒田伯は頻りに維新以來の舊友功臣を網羅して、外は條約改正を遂行し、內は議會を開設し、以て立憲政體を確立せんとの誠意を有したり。政府は二十二年の紀元節に方り、伊藤伯等が多年の調査に成りたる帝國憲法を發布し、國事犯及び言論罪にて處刑執行中の者を悉く赦免し、星、片岡、河野、大井諸氏亦自由の身となれり。是より先き大隈伯は既に入閣し、而して板垣、後藤兩伯の如きも、徒に官民の軋轢を劇甚にし、以て初期の議會に臨むに於ては、立憲政體の前途を誤らんことを恐れ、是月二十二日後藤伯は首相黒田伯の迎ふる所となりて入閣し、遞信大臣に任ぜられたり。其結果として大同團結は分裂して大同倶樂部及び大同協和會となり、民間の政治界は十七年自由黨解黨後の狀況に立戻りて、小黨分立の形勢を再現せり。

大隈伯の條約改正

是時に當り外務大臣大隈伯は井、上伯條約改正失敗の跡を承け、一方には强硬に從來の條件を勵行して外國人に現條約の不利なるを知らしめ、又一方には井上伯が合同會議に窘められたる經驗に鑒み、國別談判の方法を取りて著々其歩を進めたり。然るに諸黨派は條約改正の成功は改進黨の勢力を增長する所以なりとして、其間隙を窺ひつゝありしに、四月のロンドン・タイムス紙上に其條約改正案現はるゝや、井上案に比すれば大なる進歩なりしと雖、外人法官を用ふる條項ありしを、新聞紙『日本』を中心機關として內地雜居に反對したる谷子爵等の保守派を首め、大同派、舊自由黨等協同して、大隈案も完全なる對等條約にあらずと非難し、又世論を沸起し、最初は大隈案に同意したる政府の內部も動搖し、唯改進黨及び一部の獨立政治家のみは、條約改正を企てゝ數、內より破毀するは、國際的信用を傷ふことを論じ、大隈案の斷行を贊成したれども、政治社會多數の議論は概して之に反對せり。大隈伯は衆難を排して新條約を斷行せんと勉め、殆ど獨力其任に當るの形勢なりしが、民間の各派は聯合して示威運動をなし、其激昂制すべからざるに至り、十月十八日大隈伯內閣會議より退きて外務省門前に及ぶや、福岡玄洋社の青年來島恒喜

爆裂彈を其車上に投じて自殺したり。大隈伯は重傷を負うて右脚を失ひ、爲に憲法發布の勅詔に副署の榮を荷ひ、誠意に條約改正を企てたる黒田内閣は、議會の召集を見るに及ばずして瓦解せり。後繼内閣は頗る行惱み、内大臣三條實美公大命を奉じて一時總理大臣となり、十二月に内務大臣山縣有朋伯總理大臣に任ぜらる、是を第一次の山縣内閣となす、實に最初の議會に臨める内閣なり。

第五章　議會開設後の政黨（一）

政府と政黨と大衝突の時期

二十二年二月發布の憲法に遵ひ、衆議院議員の第一回選擧は二十三年七月一日を以て執行せられたり。憲法政治は東洋に未曾有の事なれば、内外の識者は其實如何あらんかと氣遣ひたり。當時の選擧法に從へば、投票權を得たる者は人口四千二百萬人中僅に四十六萬人にして、百分一強の割合なれども、國民一般は未だ進みて參政の權を求むるの程度に達せざるが故に、政黨を組織し、政治運動を爲し、輿論を作成する者は、僅々敎育ある少數の階級に限られたれば、此點に就いては一般

に不平とては無かりなしり。憲法の實施は草創なれども、選擧は概して愼重に行はれ、其運動の如きも、後年に比すれば却つて平靜に、投票も亦頗る清潔に結了したり。但政府が果して憲法の精神を遵守して責任内閣の實を擧ぐるや否やは疑問にして、民間各政黨の大に政府と爭はざるべからずと覺悟したる所なりき。

前章に述べたる如く、自由黨は解黨し、改進黨は孤立し、大同團結は分裂して、本派の大同俱樂部は自由保守を混同し、異分子互に暗鬪の狀あり、舊自由黨員は分離獨立せんとする傾向あり、又別派の大同協和會は再興自由黨の標號を襲ぎ、板垣伯は大同俱樂部の調停を試み、二十二年十一月大阪大會に臨み、再興自由黨と合同せしめんと謀りしと雖、事成らず、已むを得ず翌年一月自ら起つて愛國公黨を組織し、一時大同俱樂部及び再興自由黨と鼎足の姿を爲せり。外に九州進歩主義者の團體九州同志會あり、政黨に屬せざる吏黨、又は保守主義の團體等ありて、總選擧は小黨分立の間に執行せられたり。

此儘にて第一議會に入らば、政府の對議會政策は甚だ容易なる可かりしに、政府と競爭の必要上より、民黨合同の氣運は自ら進み來れり。特に九州同志會は民黨

中の進歩主義者を聯合して、保守黨及び政府黨に當らんと欲し、各派の間に周旋したり。然れども、政黨聯合は政府に禁止せられて遂行する能はざりしかば、更に各黨各派を解きて、一大政黨を作るの計畫は成りぬ。八月に九州同志、大同、自由及び愛國の四派合同して立憲自由黨を組織したり。改進黨は此合同に加はらず、總選擧には僅に四十餘名の議員を出だしたれども、彼等は一致して議會中の有力なる團體を成し、事實問題には立憲自由黨と提携して、共に政府に當らんと約したれば、第一議會召集の十一月二十五日には、兩黨の議員は全議會の最大多數(一百七十餘名)を制し、貴族院議長には伊藤伯任命せられ、衆議院議長には自由黨の中島信行氏選擧せられたり。

第一議會と内閣

第一議會(明治二十三年十一月二十九日―二十四年三月八日)には山縣内閣痛く民黨に窘められ、豫算問題に就いて六百五十餘萬圓の削減を讓歩し、明年度に大に行政を整理し、經費を節減し、改革を實行するを約し、纔に議會を經過するを得たり。二十四年五月山縣總理大臣辭職して、松方内閣成立し、而して此内閣に最も重きを爲したるものを内務大臣子爵品川彌二郎氏とす。

二大黨の聯合

是年三月立憲自由黨は自由黨と改め、板垣伯を總理に擧ぐ。自由、改進兩黨の第一議會に於ける態度は閉會後も繼續し、政府の反對黨たるに一致し、大隈、板垣兩首領の會見となり、兩黨は全く聯合の實を擧げたり。而して政府が讓歩、調和の方針を棄て、却つて政黨と戰ひ、一擧に之を擊摧せんとする決心は、第二議會を開く以前の行爲と、議會提出議案の性質とによりて表明せられたり。蓋し第一議會が政府と交綏して局を結びたるは、山縣内閣が次期の議會までに行政整理、政費節減の實行を約したるによる。然に此内閣は辭職したりと雖、之に繼げる松方内閣も、民黨より見れば藩閥系統の内閣にして、特に其中に重要の位地を占めたる品川内務大臣は、明白に山縣系の人なるを以て、必ず前内閣の約を踐むの義務あるものと信じたりしに、松方内閣は一歩も民黨に讓らざる方針を取り、前議會に民黨が肉薄して節約したる剰餘金より、數百萬圓を岐阜、愛知の震災救助に支出したり。固より其幾分は緊急支出の理由あれども、永久工事の費用は議會に謀る時日の充分存するに拘はらず、故意に開會前に支出し、以て政府の特權を解釋せんとの意を示したるなり。其議會提出の議案も亦前會に剰し得たる金額を悉皆

新事業費に充つるの方針を取り、民黨が要求せる民力休養を實地に拒絶したりしかば、政府と議會との衝突は遂に免れざるべき形勢となれり。斯くて民黨は憤激したり。第二議會（二十四年十一月二十一日―十二月二十五日）に於て自由、改進兩黨の議員聯合して議會の多數を制し、岐阜、愛知の二縣震災救助費の臨時支出も、政府提出の重要議案も、悉皆否決せしかば、政府は直に議會を解散し、内務大臣品川氏及び次官白根專一氏を中心として地方官に内命し、政府に緣故ある一切の機關を通して大に選擧に干渉し、民黨を挫折して政府黨の多數を議會に出だされんことを計畫したり。其影響は直に選擧の間に顯露し、出所不明の金を以て投票を買收する者あり、暴漢を使嗾して選擧者を脅迫する警察官あり、官吏は無論、苟も政府に緣故ある銀行、商社其他の商工業家は隨意の投票を行ふを得ず、暴漢奔走して良民投票の自由を脅制し、全國騷然として民心恟々たり。就中民黨の本據と認められる高知、佐賀二縣を始め、其他北陸諸縣は兇漢白晝に劍銃を執りて横行し、數多の死傷者を見るに至り、民黨は非常の困難を被りしが、總選擧の結果は依然として民黨多數を占め、前議會と異なる所なかりき。

第二議會の解散

選擧大干渉

選擧干渉の餘毒

政府が此干渉を行うてより、始めて選擧に金を散じ、饗應を爲すの俑を作れり。試みに第一回の選擧と二十五年以後幾回の選擧とを比較して之を視よ、初度には まゝ暴力の行はれたる地方無きに非ざれども、一般に平穩着實にして、選擧區民は選擧費の少額を誇るの風ありしに、一たび出所不明の金選擧場裏に散布せられてより、其弊今に止まざるは、選擧干渉の餘毒瀰漫するものなり。此間に特書すべき一事は、行政官悉く選擧に干渉し、警察は投票の安寧を保護せずして、却つて暴人を使嗾する形跡あり、故に被害者は裁判所に告げて、權利の擁護を求むる外に救濟の道絶えしかば、國民は裁判の獨立が果して確實なるや否やを疑ひたり。然るに時の大審院長兒島惟謙氏は司法の信用を保つと否とは、此危機に處する裁判官の行爲に在り、唯事の是非を見て公明の判定を下せ、民吏兩黨の別を眼中に置く可からずと内訓を發したり。是れ實に暗中に閃く光明にして、其効著しく、多き判事中には、或は公明を缺く裁判なきにあらざりしと雖、大體に於ては政府の機關中に人民の信賴を値するものは、此際獨り司法部あるのみなりき。而して帝國の裁判所をして遂に神聖公明の位置を保たしめたるは、其部内に責任を重んずる眞面目の人

司法官の公明

第三議會と内閣

ありしによらずんばあらざるなり。

選擧干渉の物論湧くが如く、閣外の元老中にも亦之を喜ばざる者あり、政府は内務大臣品川氏を免じ、樞密院副議長伯爵副島種臣氏を後任となし、民心を緩和せんと試みたり。第三議會（二十五年五月六日―六月十四日）は直に選擧干渉の責任を質し、政府の處決を促す決議案を通過したり。副島伯は政府と議會とを調和せんとしたれども、内閣員等と議合はずして辭職し、議會閉會後農商務大臣河野敏鎌氏其後任となりたれども、内閣の統一を保つ能はず、八月八日總辭職をなせり。此に於て第二次の伊藤内閣之に代り、山縣、黒田、井上、大山氏等の元老内閣に列し、陸奥宗光氏外務大臣に任ぜられたり。

國民協會

同盟倶樂部

第四議會

第三議會の後に於ける政黨の新顯象は、國民協會の現出是れなり。西郷伯、品川子其首領となり、前内閣の庇護によりて當選したる議員を網羅し、國家主義を聲言し、國權の伸張、軍備の擴張を綱領となせり。自由、改進兩黨の聯合は依然たりしが、其外に特立して政府反對の態度を執れる議員等は同盟倶樂部を組織し、少數ながらも其主張は頗る強硬にして、民黨の別働隊と稱せらる。第四議會（二十五年十一月二十九日―二十六年三月三日）も政府との確執は前議會と同じく、衆議院は政府の積弊を一掃せんと欲したり。されば軍艦製造費の必要を認めながら、政府國防方針の不確定を理由として其全部を削除し、政府の豫算案歳出總計八千三百七十五萬九千六百六十六圓餘より八百七十一萬八千二百七十二圓餘を削減せんと要求したりしに、政府は之を肯んぜざりしかば、衆議院は休會して其反省を促し、次に上奏案を提出し、政府より十五日間の停會を命ぜられしが、再び開會するや上奏案を可決して、復休會せり。最早政府は議會を解散すとも、多數を占むるの見込なければ、自ら處決して總辭職を爲し、議會の多數に責任を讓るの外ある可からず。然るに政府は議會を解散せず、又自らも退引せず、二月十日大詔煥發し、局面一變して第四議會を無事に閉會せしめたり。聖旨に宣はく、内廷の費を省き、六年間毎歳三十萬圓を下附し、又文武の官僚に同年間其俸給十分一を納れしめ、以て戰艦費の補足に充て、内閣と議會とは各自立憲の機關として、互に權域を愼み、和衷を以て國家の大事を補翼せんことを望むと。されば衆議院は政府を要し、次期議會までに行政整理、經費節減を爲すことを公約せしめ、政府の同意し得る程度に於て、遂に豫算

大詔煥發

を審査決定したり。

第五議會

第五議會(二十六年十一月二十八日―十二月三十日)には黨派の形勢一變する徴候現はれたり。當時の衆議院議長は自由黨の領袖星亨氏にて、取引所問題に關して醜聞あり、衆議院は先づ彼に議長辭任を勸告し、遂に議席より除名し、是より自由黨は星派と非星派とに分裂したり。前議會に同一歩調を取りたる自由、改進、同盟倶樂部の內、自由黨は改進黨と同行するを喜ばず、漸次政府と接近するの徴候あり。而して國民協會は前議會閉會以來、却つて公然伊藤內閣に反對の旗幟を翻せり。伊藤內閣は條約改正を遂げんと欲して、現條約の勵行を怠りしかば、改進黨、同盟倶樂部、國民協會等は對外強硬主義を主張し、互に合同して政府に反對し、再度停會の後第五議會は解散せられたり。

第六議會

第六議會

二十七年三月一日の臨時總選擧は、政府が選擧取締に干渉偏頗の事ある可からざる旨を各地方長官に訓示したるに拘はらず、競爭劇烈にして、政治界の熱度は最高點に達したり。第六議會(二十七年五月十五日―六月二日)開會の數日前に、同盟倶樂部は同志倶樂部と聯合して立憲革新黨を組織し、改進黨及び國民協會と歩調を一にし、對外硬主義並に責任內閣の完成を大綱となし、以て政府に反對せり。自由黨議員百二十人は頗る態度を異にしたれども、第六議會も政府反對黨多數にして、開會十八日にて解散せられたり。而して第六、第七の議會は憲政史上最も事件多端にして、變化劇甚なる期節なりき。

日清戰役中の第七議會

第六議會解散後、其七月二十五日朝鮮事變より日、清兩國の開戰となり、八月二十七日日英改正條約公布せられ、維新以來の宿題たる西洋諸國と對等條約を結ぶの基を開き、尋いで九月一日の總選擧は、全國戰爭に熱中して他を顧るの遑なく、甚だ平穩に結了したり。第一議會以來民黨は政弊刷新、經費節減、責任內閣、對外硬等の綱領を揭げて政府と爭ひ、議會は三回解散せられ、和衷協同の道なかりしに、臨時廣島に召集せられたる第七議會(十月十八日―二十一日)は外戰の必要にて、態度全く一變し、政府の提出したる臨時軍事費一億五千萬圓は、兩院に一人の異議者なく、一切の議事を僅々四日間に協贊して結了せり。第八議會(同年十二月二十四日―二十八年三月二十七日)も亦戰時にて、各政黨は政府と衝突するを自制し、無事に終了したり。

第八議會

政府と自由黨

伊藤内閣の外務大臣子爵陸奥氏は曩に明治十年土佐人士と西南戰爭の虛に乘じて、政府を變革せんと謀り、禁獄五年の刑に處せられしが、其特赦を得るや、東京に在りて隱に自由黨を助け、板垣氏等と頗る親交あり、後歐洲を漫遊し、米國駐劄公使に任ぜられ、二十三年内閣に入りて農商務大臣となり、終に第二次伊藤内閣の外務大臣として奇才を揮ひ、日清戰爭の難局に當り、又條約改正の功績を擧げ、彼が伊藤伯と共に李鴻章と締結したる馬關條約にて戰爭を結了し(三國干涉の爲に讓歩するに至りたれども)、其功勞により伯爵に敘せられたり。彼は實權を有する能はざる政黨の爲すなきを知ると同時に、亦議會開設して政府が政黨を無視するの不可能なるを知れり。彼は自由黨が民黨の聯合を脫して政府に反對するも贊成するも自由の位置にあるを看破し、平素其黨員に親交あるを利用し、政府と提携せしむるの策を講じ、遂に二十八年十一月自由黨は公然伊藤内閣との提携を宣告したり。

第九議會

國民協會も亦政府黨となりしが故に、第九議會(十二月二十八日—二十九年三月二十八日)は改進黨、革新黨其他の團體を合しても、反對黨は政府黨に敵する能はず。政府が議會に多數を占め得たるもの、實に之を始とす。是に於て政府反對黨も從

進步黨

來の聯合にては、政府黨に當るべからざるを察し、諸黨及び獨立議員の一部悉く各派を解散して大合同を爲し、三月一日進步黨と稱し、其政綱を發表したり。

政府と進步黨

伊藤内閣は自由黨と提携して、第九議會は意の如くなりしかば、其結果として閉會後に自由黨總理板垣伯を内務大臣に擧げたり。然るに前年八月大藏大臣松方伯伊藤總理と議合はずして掛冠し、今年五月陸奥伯疾の爲に辭職し、伊藤内閣頗る薄弱となりし上に、財政の困難あり、殊に三國干涉の爲に外交の失敗を取りたれば、民心漸く伊藤内閣を厭ひ、松方伯を大藏大臣に、大隈伯を外務大臣に擧げて、財政、外交を刷新すべしとの論朝野の間に行はれ、二十九年九月第二次の伊藤内閣辭職し、松、隈聯合内閣成立し、松方伯は内閣總理大臣兼大藏大臣に、大隈伯は外務大臣に任ぜらる。而して松方總理は地方官を召集して一場の訓示を爲し、言論、出版、集會等憲法上に人民の享有すべき權利自由を尊重して、其保障を鞏固にし、繁文を省いて簡捷を主とし、廣く能者を擧げて行政事務を改良せんことを期するの意を發表したり。實際に進步黨の首領たる大隈伯内閣に入り、加ふるに松方總理の宣告此の如くなるが故に、進步黨は其主義現内閣の方針に大差なしと宣告し、自由黨と主客

の位置を轉じて政府黨となれり。

第十議會（二十九年十二月二十五日—三十年三月二十四日）は松、隈內閣議會にして、自由黨の員數は進步黨に勝りしが、國民協會は特に現內閣の贊成黨なりしが爲に、政府は議會に多數を制するを得たり。議會に於ける大隈伯の外交演說は、大に世人の注意を惹起したり。其大要は今日の外交は第一其規模を大にせざるべからず、其方針は國是として一定し、內閣の更迭に拘はらず、之を繼續せざるべからず、又國際法の主義に密着せしめ、正理公道を基礎として、必ず世界の同情を得しめざるべからずといふにあり。是れ大隈伯が議會に於ける劈頭の舞臺にして、又演壇に一世の雄辯を揮ひし最初の機會なりき。民間黨は第一議會以來久しく抑鬱せし新聞紙條例改正案を法律となし、始めて發行停止を全廢することを得たるは、言論擁護の一新紀元たるのみならず、此內閣の遺惠として永く記憶すべき事實なり。且つ銀貨制度を金貨本位に改めたるは、本議會が松方總理其他財政家の主張を容れて政府案を可決したる結果なり。

閉會後に政府は官制の一部を改正して、進步黨並に現內閣に屬する人材を登用

したれども、內閣には一個の大隈伯あるのみにて、政黨關係の人物は一人も班列に加へられず、薩摩藩人のみ多數にして、立憲的施設に熱心ならず。進步黨は快々として、前議會に公約せる行政、財政の刷新も意の如く實行せられざるを憤慨し、而して政府部內は隱然藩閥と政黨との權力競爭となり、三十年十一月六日大隈伯終に辭任し、進步黨に屬する者は皆辭職して政府と絕緣なり。是に於て政府は自由黨と提携して、其位置を保たんとしたれども、自由黨は之に應ぜず、却て政府反對の旗幟を明かにし、國民協會も亦政府反對の宣言を爲し、三派聯合して第十一議會（三十年十二月二十四日—二十五日）劈頭に內閣不信任の決議案を提出し、即日解散を命ぜられ、同日に松方內閣も總辭職を爲せり。此れ蓋し總選擧を待つまでもなく、議會の多數を制して增稅計畫を遂行し難きを認めたればなり。

是に於て第三次の伊藤內閣となり、井上伯大藏大臣として難局に當らんとせり。翌年三月十五日の臨時總選擧は國民協會の代議士其數を減じたる外、自由、進步の兩黨に大差なかりき。伊藤總理は大隈、板垣二伯に會見して、其一黨と提携せんとしたれども、交涉遂に纏まらず。第十二議會（三十一年五月十四日—六月十日）は外

交問題及び增稅案が眼目なりしに、進歩黨の外交問題上奏案は、自由黨及び國民協會の不同意にて通過せざりしが、政府の增稅案は自由、進歩兩黨の反對により、停會三日の後大多數を以て否決し、即日解散せられたり。但第一議會以來の宿題となり、議會ごとに提出を見ざるなき衆議院議員選擧法の改正案を、政府より議會に提出して通過したるは、我國憲政の一大進歩として慶賀せざるべからず。而して其改正の要點は第一被選擧人財產資格の制限を廢し、第二選擧人の納稅資格を低減し、第三小選擧區を更めて、市區の外は一府縣を通ずる大選擧區となしたり。大選擧區制の利害は疑問に屬すれども、選擧權、被選擧權の制限を緩め、是によりて人口十萬に一名の代議士を出だし、又人口五十に一名の選擧人を見ることゝなれり。選擧を權利として要求せず、寧ろ義務とする者の多き我國に於ては、一大進歩と言はざる可からず。又保安條例の廢止も本議會の功績として、感謝すべき事柄なり。

第十二議會の解散は痛く民間黨を刺激し、進歩、自由兩黨一致合同の氣運茲に開け、解散旬日ならざるに、兩黨は早くも解黨の決議をなし、相合して新たに一新黨を組織し、憲政黨と改稱し、六月二十二日結黨式を擧げ、大隈、板垣の兩首領も公然加入

して、其勢破竹の如くなりしかば、伊藤侯は此機に際し、政府黨を組織して憲政黨に對峙するの提議ありしが、諸元老の反對によりて行れず、遂に策の出づべきなく、二十五日辭表を捧げ、後繼者の奏薦は慣例によらず、直に憲政黨の首領大隈、板垣兩伯を以てせり。元老中には一人の進んで後任を引受け、若くは後繼內閣の成立を助力せんとする者莫かりしかば、伊藤侯は大隈、板垣の兩首領に會見し、事此に到りては、責任を兩君に讓るの外なし、因つて內閣全部を引受けられたしとの意を致し、二十七日新內閣組織の大命は直に大隈、板垣兩伯に下り、大隈伯は內閣總理兼外務大臣に、板垣伯は內務大臣に任ぜられ、海軍大臣西鄕侯(薩摩)陸軍大臣桂太郎子(長州)を除くの外は、悉く政黨出身を以てし、大石正巳氏は農商務、尾崎行雄氏は文部、大東義徹氏は司法(以上舊進歩黨)、松田正久氏は大藏、林有造氏は遞信(以上舊自由黨)の各大臣に任ぜられ、こゝに始めて二十餘年民間政客の理想とせし政黨內閣成立し、政權の授受を平穩に遂ぐることを得たるは、大隈、板垣、伊藤三老の功勳と稱賛せられ、當時伊藤侯の位置は、幕末の勝安房氏に比して、世人の同情したる所なりき。

新內閣は多年民間にて稱道したる行政整理の第一著手として、板垣內務大臣を

委員長となし、先づ官制政革を爲し、官吏四千五百二十二人、俸給額七十四萬二千五百七十餘圓を節減したり。八月十日の臨時總選擧には緊急勅令を發して選擧取締規則を勵行し、加ふるに憲政黨内閣の下に勉めて前代議士の再選を期したれば、選擧は最も靜穩に施行せられ、衆議院は殆ど政府黨にて充たされ、反對黨は僅に國民協會二十名、無所屬二十名に過ぎざりき。憲政黨の成立日尚ほ淺く、内部の一致鞏固ならざるに、早く大任を負うて、自ら警戒するに必要の强大なる政敵を有せざりしは、其失敗を招く大原因となれり。總選擧終りて未だ言責の實を擧げざるに、既に進歩、自由の兩派に内訌を生じ、外は各派の政客に位置を得ざる不滿あり、内は大臣役割の輕重に不平あり、殊に米國より歸朝したる星亨氏を外務大臣たらしむるに就いて、兩派の議論喧しき際に、文部大臣尾崎行雄氏の帝國教育會に於ける演說が物議の種子となり、保守派及び舊自由派之を攻撃し、十月二十七日尾崎氏辭職し、進歩派の犬養毅氏後任となりしかば、舊自由派は憤懣して破壞の方針に出で、二十九日舊進歩派の同意を待たず、憲政黨を解き、進歩派を除いて更に憲政黨を組織し、舊自由派の諸大臣辭表を呈し、三十一日首相大隈伯以下舊進歩派の諸大臣も辭

表を呈し、憲政黨内閣は瓦解せり。十一月三日舊進歩派は更に憲政本黨を組織して、憲政黨と相對峙せり。

憲法實施以來の政府は政黨を無視し、議會に臨みて苦しめられ、選擧干渉等の非立憲的行爲を敢てせしと雖其効なく、遂に讓歩して民間の政黨と提携せんとするや、二大政黨は合同して内閣を組織するを得たれども、政黨の一致、訓練、信用共に鞏固ならずして亦自ら瓦解したり。是に於て藩閥の元老も、民間の政黨も、相提携して國政を料理鹽梅するの外、他に名案なきを感ずるに至れり。

第六章　議會開設後の政黨（二）

政府と政黨と讓歩提携の時期

憲政黨内閣の瓦解は伊藤侯の清國漫遊中にて、後繼内閣組織の大命は山縣侯に下り、又政黨に關係なき薩、長出身者を主幹としたる第二次の山縣内閣成り、憲政黨は直に提携を約し、憲政本黨は憲政の主義に反すとて、反對の決議を爲したり。

第十三議會（三十一年十二月三日―三十二年三月九日）は政府が大隈内閣の立案

を踏襲し、憲政黨と提携せしが故に、無事に經過したり。山縣內閣は心に政黨を疎外すれども、議會の多數を制せんが爲に、憲政黨を籠絡する必要あり、又憲政黨は內閣の親友にあらざるを自覺すれども、之に結びて自黨の勢力を擴張せんと欲したり。故に內閣は政黨員を內部に入れて、政權を與ふるを悅ばず、文官任用分限令を發し、親任官及び特別任用規定官の外、勅任官は總べて勅任文官又は高等官三等以上に在官したるものより任用することゝして、政黨員就官の要望を拒斥したり。されど外に政府黨の要望を滿たさずんば、得て其用を爲さゞるが故に、此時より山林拂下の特許、金錢の附與等一層の度を加へ、政黨風紀の壞敗を馴致したり。此會期の重なる問題は、政府提出の地租增徵案にして、憲政本黨は之に反對し、憲政黨は原案を修正し、是より生ずる不足額を鐵道運賃、郵便稅を增して補足し、以て政府を幇助したり。

第十四議會三十二年十一月二十二日―三十三年二月二十三日)に於ける各派政黨の現狀は、前議會と大差なし。但兩黨の間に介在して勢力の均衡を保持したる國民協會は、前議會の後解黨して帝國黨を組織したれども、黨勢甚だ振はず、政府黨

として恃むに足らざりき。憲政黨は山縣內閣と提携したれども、政府の擧措其意に滿たざる事多く、現狀打破の聲盛んに起り、終に提携を絶ち、百方伊藤侯の入黨を勸誘せり。伊藤侯も既に政黨の憲政に必要なるを知り、政黨を組織するの意あれども、過去の事實に鑒み、政黨の通弊を匡正せんと欲し、既成政黨に入るを拒絶し、九月十五日自ら立憲政友會を組織せり。因つて憲政黨は解黨して全員之に加入し、板垣伯は退いて政友會の成立を幇助せり。是に於て久しく朝野に分れて競爭したる伊藤、大隈兩氏は、民間兩大政黨の首領として併立するに至れり。立憲政友會の綱領は伊藤侯の持論を基となし、政黨內閣を主義となさず、憲法上閣臣の任免は元首の大權に屬し、其簡拔は政黨員或は政黨外よりすべし、既成政黨の言動は國務を黨派に殉ずるの弊ありて、日本憲法の原則に適合せざれば、模範政黨を樹立せんとするにありき。國家の元老として御信任渥き伊藤侯の此擧は、政治界の新現象として、朝野の耳目を聳動せしめたり。

政友會は舊自由黨の全部と、伊藤侯直參の黨員とありて、勢力は憲政本黨の右に出で、山縣內閣は其前に立ち難く、直に總辭職をなし、新內閣組織の大命は伊藤侯に

下れり。政友會の成立未だ旬日を出でざれば、伊藤侯は頗る逡巡躊躇したれども、他に議會の多數を制し得るものなく、已むを得ず十月十九日第四次の伊藤内閣を組織し、陸軍大臣桂太郎、海軍大臣山本權兵衞、外務大臣加藤高明三氏の外は、悉く立憲政友會員にして、文部大臣松田正久、農商務大臣林有造、遞信大臣星亨三氏は舊自由黨員、大藏大臣渡邊國武、内務大臣末松謙澄、司法大臣金子堅太郎三氏は伊藤侯の下に政府の官僚として經驗あり、此度政友會に加はりたる人々なり。此の如くにして政友會の主義に基づき、内閣成立せり。我國に政黨内閣の現出したるは三十一年の憲政黨内閣を第一回とし、此政友會内閣を第二回とす、共に外敵に破れずして、内部の不一致に失敗したり。蓋し君主の信任に賴り專制政府の宰相たるは易く、政黨の首領として立憲内閣の總理たるは難し、君主は一人なれども、政黨は多數なり、一人の信任を得るは易く、多數の信賴を受くるは難し。政黨を率ゐる者は黨内の輿論に從はざるべからず、故に動もすれば首領却つて黨員に制せらるゝの患あり、伊藤侯は黨員を訓練して、此患なからしめんと努めたれども、政友會の組織日淺く、黨内に舊自由派と所謂侯の直參派とありて、互に相軋轢せり。第十五議會(三

十三年十二月二十五日―三十四年三月二十四日)に於て政友會は衆議院の多數を制し、政府の增稅案を通過したれども、貴族院の强硬なる反對に遭へり。伊藤侯は第一議會に貴族院議長として聲望を博し、又總理を以て宮相を兼ね、政府部内に於ける位置、經歷は貴族院に重かりしに、時代の推移にて政友會の首領として民間に接近し、衆議院の多數を制するに至りしが、貴族院は山縣侯の下に立てる官僚多く勢力を占め、特に前内閣員の諸氏劇しく反對を唱へて内閣を苦しめ、增稅案の衆議院を通過し、貴族院に移るに及びて、侯の豫期に反して一旦其否決に遭ひ、兩度停會の後陛下の勅諭によりて、漸く其協賛を得ることゝなれり。然るに三十四年度に增收し得る稅額は僅々七百萬圓にして、議會を通過したる豫算を實行し難く、大藏大臣渡邊國武氏は、當時經濟界の狀況を察し、斷じて公債募集を不可とし、唯事業繰延の外なしとせり。渡邊氏は大藏省にありて經歷に富み、第二次伊藤内閣の藏相として日清戰役に功あり、且つ政友會の創立にも力ありと雖、當初より他の諸大臣と折合宜しからず、皆齊しく事業繰延に反對せり。伊藤侯は此反目を調和する能はず、五月五日自ら辭表を捧げ、大隈伯と同樣の運命に陷り、其内閣は僅に

半歲餘にして瓦解せり。

內閣の更迭

是に於てか西園寺公望侯に臨時內閣總理大臣を命ぜられ、例によりて元老會議開かれ、凝議の末井上伯內閣を組織せんとして成らず、遂に六月二日陸軍大將子爵桂太郎氏總理大臣となりて新內閣を組織し、諸大臣は元老を省き、山縣侯系統に屬するもの多く、侯は實に內閣の後見人と見做され、其助力によりて貴族院の調和を謀り、伊藤侯の應援を求めて政友會の反抗を制し、第十六議會(三十四年十二月十日—三十五年三月九日)は豫算案に政友會と相讓歩して折合ふことを得たり。此內閣は幸運にして、多年日英兩國民の希望したる同盟成立し、政府は議會開會中二月十二日に其同盟條約を發表し、外交上前例なき大成功を得て、之が爲に內閣を鞏固ならしめたり。

第十七議會

第十七議會(三十五年十二月九日—同月二十八日)は議會創設後始めて衆議院議員滿期し、總改選の上召集せられ、又改正選擧法を實施し、始めて大選擧區單記無記名投票法にて選出せられたる新議會なり。總選擧には各黨派も選擧法規定の制裁勵行せられんことを望み、政府も亦地方官に選擧の自由と公正とを保つことを

努めしめたれば、全國平穩なる狀態にて選擧を終了せり。されど賄賂授受の嫌疑を以て拘引せられし者少からざりしは、單記無記名投票のみにては、未だ選擧の弊害を除くに足らざることを證明したり。

桂內閣は開會以前に海軍第三期擴張と、其財源に地租增徵繼續との成案を以て、議會に臨むの決意を示せり。政友會は堅く地租增徵に反對し、桂內閣總理と伊藤政友會總理との調停成らずして、却つて十二月二日伊藤、大隈兩黨首領の會見となり、聯合の形を現はせり。大隈伯は自己の經歷に對照し、伊藤侯が政黨に殉ぜんとするの志を嘉し、深く其境遇に同情を表し、事實兩黨聯合して政府に反對せり。政府は此外に財源を求むるに由なしと明言し、在野黨は地租以外に之を求め得べしと主張し、第十七議會は再度停會の後解散せられたり。

總選擧の結果は政、憲兩黨の聯合に屬する三百の議員を出だしたり。桂內閣にして地租增徵案を固守せんか、再び新議會解散の不幸に遭遇せざるを得ず、然るに目的は海軍擴張にあり、其方法を地租に拘泥するは極めて得策にあらずと聲言し、內閣は第十八議會(三十六年五月十二日—六月五日)に於て地租增徵案を固執せず、伊藤侯と妥協を遂げ、政友會に交讓し、以て無事に問題を解決するを得た

り。因つて政府は地租增徵案を撤回し、一方に於て行政を整理し、經費を節減し、又他方に於て鐵道擴張改良の財源を海軍擴張に轉用し、鐵道費は公債を以て支辨することゝなしたり。伊藤侯は二十年來政府に要地を占めて勢望最も盛んなり、其政友會の首領たるは政府に便利なることもあれど、亦迷惑となること少からず、單に藩閥出身の元勳なるか、若くは單に民間政黨の首領ならば、政府の之に對する方法簡易にして面倒なけれども、入つては藩閥系統の元勳たり、出でゝは民間政黨の首領たるを以て、其待遇法に窮し、竟に板垣、大隈二伯と同樣に、政黨首領として接遇するに至らんことを憂へたるものゝ如し。議會閉會の後伊藤侯に優詔を賜はり、樞密院議長たらんことを望み給ひしかば、侯も亦政黨員を操縱するは、官僚を頤使するが如く容易ならず、其理想の半をも擧ぐる能はず、心竊に倦み居たりしかば、此優詔を受くるや、方針を一變し、政友會總理を樞密院議長西園寺公望侯に讓り、七月十三日遂に其任に代れり。

此時に當り露西亞國は露淸條約に規定せる滿洲撤兵を實行せず、永久占領の態度を示し、時局は延いて日露間の問題となり、朝鮮半島に關係を及ぼし、政府は直接

露國に談判を試み、數箇月に亘れども事容易に決せず、民間漸く政府外交の緩漫を憤慨し、開戰主義者は對露同志會を組織して強硬の持論を主張し、憲政本黨も政府に確乎たる決意なしと非難し、第十九議會(三十六年十二月十日)に於て政友會も亦聯合し、外交問題を以て大に政府と爭はんとするの氣勢を示したり。本議會の衆議院議長河野廣中氏(憲政本黨)は自ら開院式の勅語奉答文を起草し、慣例を捨てゝ內閣の施政を非難し、彈劾の文句を挿入せしかば、開會二日にて直に解散せられたり。斯くて翌三十七年二月九日を以て日露戰爭は開始せられ、國民は擧りて政府の後援を爲さんことを期したり。總選擧は三月十日に行はれ、人心全く外戰に傾注したれば、選擧は平穩に結了し、其結果は黨派の形勢に大差なく、政友會百十六名、憲政本黨八十名、帝國黨十六名、再興の自由黨十五名にて、中立派は七十六名と概算せられたり。第二十議會(三十七年三月十八日—三十日)は各政黨政府と行掛りの解決を他日に讓りて、專ら軍國の急需に應ぜんことを勉め、日淸戰爭の時と同一に、政府に總べての應援を與へ、戰勝を得るに遺算なからしめん爲に、其要求したる臨時軍事費三億八千萬圓を擧國一致に可決したり。第二十一議會(三十七年十一月

二十八日―三十八年二月二十八日)は交戰の最中にて、各政黨の行動は和衷協同し、三十八年度豫算二億一千一百餘萬圓、軍事費七億八千萬圓を通常豫算よりも容易に議決したり。是れ我議會及び政黨の特色にして、其愛國の美德は以て中外に誇耀するに足る。但擧國一致の美名の下に、自由討究の精神を拋棄し、行政部の不法を看過して、立法部の職責を缺くの弊あるは亦蔽ふべからざる事實なり。

第二十二議會

三十八年九月五日ポーツマウス平和條約成立し、第二十二議會(三十八年十二月二十五日―三十九年三月二十八日)は平和克復後の第一議會として召集せられたり。桂內閣は外交の爲に痛く民心を失ひ、自ら退職するの得策なるを認識し、後繼內閣の總理に西園寺侯を推したるは、政友會が伊藤、山縣兩侯の間に介立して、戰時及び戰後の外交政策に內閣を援けたるに酬いたるなり。西園寺內閣は三十九年一月七日に組織せられ、政友會の出身は首相の外に內相原敬、法相松田正久二氏あるのみにて、他は皆官僚政府の代表者なり。政友會と憲政本黨とは桂內閣の時には相提携したりしが、此に至りて其方向を異にし、政友會は山縣、伊藤兩系を混和して、其中に投じたる政府黨となり、憲政本黨は獨立して政府反對黨となれり。而し

政黨の向背

て西園寺內閣の成立せるは、內に諸元老及び官僚派の援助あるのみならず、外に亦強大なる反對黨の存立するが爲にして、大隈伯は今に反對黨の首領なり。

第七章　政黨の將來

前數章に述べたる我國政黨の沿革は、之を四期に分つを得。第一期は明治七年板垣、副島、後藤、江藤諸氏民選議院設立の建白に端を發し、十四年大隈氏政府より分離して野に下るを一段落とす。是れ政黨の起原にして、未だ組織的團體とては成立せざりしと雖、無組織的に政黨の存在して、板垣氏其黨首たりしことは爭ふべからざるなり。第二期は二十三年を期して國會を開くべき詔勅降りしより、政府は伊藤氏其他の官僚に命じて憲法制定に着手せしめ、民間には自由、改進兩黨を始め、合法的に結社して組織的政黨の成立を見たり。然るに政府の政黨に對する迫害甚だしく、自由黨は一時解黨したれども、議會開設前に再興して民黨聯合の基礎を成せり。第三期は二十三年議會開設せられ、自由、改進の聯合民黨政府と競爭し、衝突し、政府は全力を擧げて、或は選擧に干渉し、或は議會を解散して、民黨を威嚇した

政黨の將來

れども、反對黨常に議會の多數を占め、政府は殆ど其策に窮したり。日清戰爭起りて形勢一變し、政府は政黨の壓倒すべからざるを覺り、政黨亦常に政府を敵視するの不利なるを知り、先づ自由黨政府と提携し、次に進歩黨政府と提携したれども、並に失敗に歸し、兩黨合同して政黨內閣を組織したるも、亦內部の一致せざるが爲に瓦解し、以て我國に超然內閣の成立し難くして政黨內閣の時期尙ほ早きを經驗せしめたり。第四期は三十一年政黨內閣瓦解して、第二次山縣內閣成立せしより今日まで、政府、政黨の相交讓、混合して國政を爲すの時期にして、未だ其終局を知るべからず。初め政友會內閣成立して、一時政黨內閣の成立を告げたれども、他の攻撃を待たずして自ら顚倒し、再度政黨內閣の尙ほ早きことを證明したり。然れども、政黨內閣前後兩度の失敗は、成功に近づきつゝある階段と見做すを得べし。進歩、自由兩黨の融合全からざるに、憲政內閣の成立したる狀は、恰も異首異身の二動物合體したるが如く、一人の劣將は二人の良將に勝るとは、ナポレオンの格言にして、政黨に於ても亦然り。立憲政友會の當初も、舊自由黨と伊藤侯直參派との二者互に軋轢し、頭首は一にしても、肢體は感情及び利害を異にして、完全の一體を成し

居らず、されば內閣の瓦解は固より當然の事なりとす。以上の實驗は政黨內閣の望なきを示すにあらず、唯政黨聯合の持續すること困難にして、之を基礎とせる內閣の保持し難きを證明し、即ち聯立內閣の弱點を暴露したるものと見るを寧ろ適當とす。

理論より言はゞ、政黨は二個に限る可からず、問題に從つて數多の異派を生じ、聯合內閣をなすこそ寧ろ能く輿論を代表するものと言ふべけれ。然れども政黨の經驗最も久しき英、米兩國の實際を觀れば、數多の小政黨は常に生存競爭に堪へずして、二大政黨を爲す傾向あり。而して此の如き傾向なくして、小黨の分立せる歐洲大陸に於ては、政黨の勢力、信用兩ながら薄弱なり。されば英、米兩國に於て二大政黨をなすは、理論の當然なる結果にあらずして、趨勢の自ら然らしむる所なり。故に政治上若くは社會上の大問題起りて、形勢一變するときは、大政黨自ら分裂し、其斷片は或は獨立し、或は反對黨と聯合し、聯立內閣を生ずることあれども、融和したる大政黨を基礎としたる內閣ほどに鞏固なる統一を保ちて永續する能はざるの通弊あり。我國政黨の實驗に徵するも、亦漸く二大政黨を爲さんとするの傾向

我國政黨の特色

あるは、蓋し此等の理由に起因するものと言ふべし。

我國政黨の特色は概して穩和なるに在り、漸進主義なるに在り。保守黨あれども、極端なる守舊派若くは頑固黨なく、進歩黨あれども、極端なる急進派又は過激黨若くは革命黨なし。最初自由黨は稍〻過激黨たらんとする徴候ありしが、議會の開設と共に、其徴候は消滅せり。今は進歩黨の或點に於て急進主義を見れども、そは外交問題か、然らずんば責任內閣の問題に在るのみ、其他の事は寧ろ持重の傾向あり。政友會は內治、外交最も穩和主義なり、最も漸進主義なり。一時二大政黨の中間に介立して、議會の權衡を左右したる國民協會(後に帝國黨、今は大同倶樂部)は保守黨なりしが、外交方針に於て外に國威を張るを聲言し、常に軍備を整ふるを主張するの外、內政の方針は政友會よりも稍〻守舊的なりといふに過ぎず。而して其勢力は微々として云ふに足らず。我國の如く國民統一の完全にして、分立割據を希ふ者なき所に、國民協會或は帝國黨といふは、殆ど無意義、無主義の名稱にて、其振はざる此に至るも亦當然なり。料るに社會の形勢一變して、將來に勞働黨又は社會黨の現出するまでは、政黨の形勢も亦現狀と大差なきものと假定して、敢て不可なからん乎。

政黨の效過

我國の政黨は古來東洋の人民が夢想せざりし政體を建設し、以て多數の國民が嘗て自覺せざりし權利自由を獲得せんと欲し、高く國民の旗幟を揭げて活動し、孤軍健鬪、以て專制の舊壘に肉薄したりき。此活動は短き年間に現はれたるが爲に、人民に必要の訓練を與ふるに暇なく、堂々の大軍を編成し、正々の陣を張りて敵軍の本營に迫る能はず、奇策を用ひて突貫し、敵を其壘砦より驅逐して、一時政權を政黨の手に收め得たるは、至大の成功なり。唯永く之を守持する能はず、多くの犧牲を出だしたれども、其後援たるべき國民の深き同情を得ず、黨勢隨つて振はず、再三保守黨の反動に遭へるは、根柢の未だ固からざる時代に於ては、亦已むを得ざる顯象といふべし。然れども政權掌握者の反對黨として之に對峙し、專制の惡弊を匡正し、政治の進歩を促進し、多數人民の知らず思はざる間に、利益を國家に與へたるの事實を列擧せば、政黨の效果は其過失と乘除して、更に多大なるを發見すべし。倘し明治六、七年時代に政黨の萌芽を發せず、十四年以後に政黨の活動なからしめば、二十三年に立憲政治の成立を見ざるべし。立憲政治成立せず、依然として專制

の舊體を存在せしめば、其放縱を抑止するに道なく、內治の進歩遲滯し、官民の隔絶甚だしく、階級の思想著しく、不十分ながら今日の國勢を見る尙ほ難かりしならん。殊に外難に遭遇し、擧國一致、前後の兩役に於ける成功を收むる能はざりしや明かなり。故に今日政黨の不振、議會の缺陷、政界の壞頽、保守派の反動等、數へ來らば慨すべく、嘆ずべきもの一にして足らずと雖、是れ完備と進歩とを熱望するの餘に發するに外ならず。然れども此憤慨に雷同して、憲政の効用と政黨の特長とを蔑視し、專制を回想するが如きは、頑冥者流の陋態として、之を排斥せざるべからず。

蓋し政黨無くんば、國會の活動を遂ぐる能はず、憲政の效用を盡すに由なし、國民は此見地に立ちて、政黨の發達進歩を望まざるべからず。政黨の爲すべき急務は、第一に國民を政治的に敎育するにあり、選擧權を擴張して輿論の範圍を大にし、政黨の基礎を深厚ならしむるにあり、常に選擧區民を訓練して、不時の問題を容易に理會し、敏速に黨議の是非を斷じ、一は以て政黨を監督し、一は以て政黨をして議會及び政府を監督するの任務を全うせしむるにあり。而して第二に政黨の爲すべき事は內政上の改良刷新を促して、社會の大進歩を期するにあり。從來政府反對

黨は屢〻外交問題に就いて對戰したれども、外交の事は多く秘密に屬して、民間政黨の知る所甚だ少く、寧ろ政府の長所に就いて爭ふものにして、政黨の爲に計るに、決して得策にあらず。外交政略には一定の國是なかるべからずと雖、實行方法には順序あり、緩急あり、剛柔其宜しきを得ざる可からず。然るに當局者にして民間一時の輿論に動かされんか、國家萬年の長計を誤るやも亦測り難し。我國民が外交上に於て政黨よりも政府に信賴するの傾あるは、自ら眞理の其裡に存するものありと言ふべし。

故に政黨にして將來大に政府と爭はんと欲せば、外交問題よりも寧ろ內治問題に重きを置き、人民を政治的に敎育して、政黨の主義綱領に同情し、贊成するの機會を與へざる可らず。多數人民は固より識者にあらざるが故に、其同情を引き、其贊助を得るまでには、多くの努力、忍耐を爲し、遂に少數識者の卓見を社會多數の輿論となすに至らしめんことを期す可し。夫れ日本の內政は社會的、經濟的方面に於て、今後活動の範圍を擴張するの餘地甚だ大なり。然れども中央行政權餘りに强大にして、何事にも干涉し、人民自治の精神を抑へ、憲法政治の發達を阻害する甚だ

し。此に向つて政黨の攻撃を加へ、改善を迫る可き事項は多々なるにあらずや。又教育制度は宗教と教育とを分離して、西洋諸國に見ざる學務行政上の便宜を有するに、是にも亦中央集權の弊害を承けて、教育に精神少く、學制は徒らに形式に流れ、各部には何等の獨立的活動力なく、全體に有爲の才能を發育し、偉大の國民を養成する目的に副はざること甚しきにあらずや。是れ皆政黨の主張を發表し、天下の輿論を喚起すべき好題目なり。又社會の發達は貧富を懸隔し、工業の進歩は資本を兼併するものなれば、常に其調和を計るの必要あり。其他地方問題も識者の解答を待つもの少からず、政黨にして苟も意を此等の問題に注がば、國民の政黨によりて其解決を待たんとする新氣運と新運動とは、靄然として自ら蔚起するものあらんとす。

要するに日本の政黨史は日本の憲法史なり。初めは議會開設の輿論を朝野の間に起して、憲法發布を促し、後には一般人民が參政の欲求冷淡なるに、能く議會に多數を制して、行政の專横を挫きたるは政黨なり。或意味に於て我政黨の價値は英國の政黨に比し、更に大なるものあり。英國に政黨の起りしは、議會成立の數百年後にあり、其議會は政黨以前より國家樞要の機關として、偉大なる效力を有したり。我國に於ては則ち然らず、政黨ありて後に議會出で、政黨は議會を產み出だしたる原動力なり。夫れ英國の議會は政黨を產み出だしたる一原因なれども、我國の政黨は議會を產み出だしたる大原因なり。されば政黨なき日に有效有力の機關たりし英國の議會よりも、我國の議會は政黨を首腦となすが故に、若し政友、進歩の二大政黨を議會より取除かば、活動なく、生命なきものと成果てんのみ。曩に政黨內閣の兩度自ら失敗したるは終局の失敗にあらず、反つて國民の同情と信用とを集めて、其成功を後年に期するの途に進めるものと云ふべし。從來政黨の行動は往々目的の爲に手段を擇まざるの弊あり、而して政黨員の各自に就いて觀察せば、多く失望の嘆あるを免れずと雖、政黨としての成績及び其將來を通考せば、我國憲政の要素として政黨を認識するは、何人も異議なき所にして、特に憲政の友たる者は、其發達進歩を希望して已まざるなり。

大久保利通

大久保利通は鹿兒島藩士にして、幕末に國事に奔走し薩長の連合を謀りて劃策する處あり、維新の際には機密に參して大業を翼贊す。ついで岩倉大使に副となりて歐米各國を巡回し、歸朝の後、征韓論を排し、銳意內政の整理に從事す。參議內務卿等の要職に歷任し、臺灣征討の時には清國に赴き、償金を得て歸り明治十年の亂には其鎭定に與つて功あり、されど亂後其餘黨の爲に刺されて薨ず。

（依據大久保利和氏藏）

西郷隆盛

西郷隆盛は鹿兒島の藩士にして、夙に國事に辛勞し、王政復古に大功あり、戊辰の役には參謀となりて官軍を督し、前將軍德川慶喜の降を納れて江戸城を收む、後陸軍大將に進む。征韓論の起るや、隆盛の議岩倉、大久保の諸公と相合はず、乃ち官を罷めて鄕里に歸り、私學校を興して子弟を敎育す。明治十年誤つて私學校の黨に擁せられて兵を擧げ、賊名を蒙りて敗死す。後明治二十二年に至り、朝廷其罪を赦され、其後また其先功を褒して、その子に授爵の恩典を賜はる。

（依據西郷菊次郎氏藏）

木戸孝允

木戸孝允は長門藩士にして、幕末に國事に盡瘁す、德川幕府の衰微して復敎ふべからざるを見るや、大久保利通等と共に、薩長の連合を策し、遂に王政復古の大業を遂ぐ。維新の後も大政に參與し、廢藩置縣の議を定む、尋で岩倉大使に副となりて歐米を巡回し、歸朝の後征韓の議に反對し、內政の整理を計れり。明治十年西南の役起るや、車駕に從ひて京都に在りしが、鎭定を見るに及ばずして病んで薨ぜり。

（依據木戸孝正氏藏）

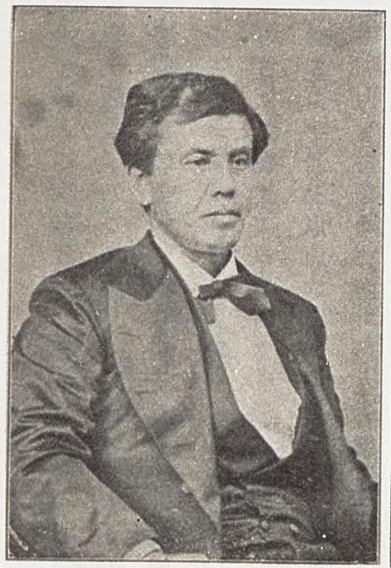

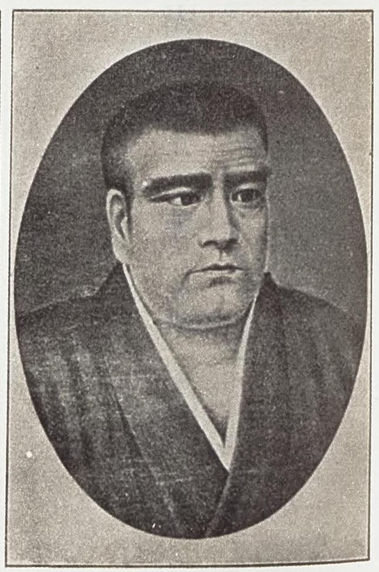

法制史略

法學博士　富井政章

緒言

開國

安政元年(西暦一千八百五十四年)米國ペルリ提督が我國に來りて、德川幕府と假條約を締結し、通商貿易の端緒を開きたるは、半世紀以前の事に屬す。當時幕府の政綱漸く弛み、王政復興の議日に熾んにして、大勢支ふるに由なく、遂に慶應三年(一千八百六十七年)幕府は大政を奉還することゝなり、久しく武家の手に掌握せし政治の實權は、之を朝廷に回復し、續いで封建制度の全廢を見るに至れり。是れ即ち明治維新の大改革にして、政權統一の基を確立したるものなり。爾來政府は開國進取の聖旨に基き、汎く歐米諸國の文化を輸入し、鋭意諸般の制度を革新したるこ

明治維新

とは、著明なる事實とす。其拮据經營の結果として、今や憲法を首めとし、民法、商法其他の法典も實施せられ、立法、行政及び司法に關する諸般の制度殆ど完備せざるはなきに至れり。是れ僅に最近三十餘年間の事蹟に屬すと雖、其能く歐米諸國の法制を咀嚼し、同化することを得たる所以は、畢竟我國固有文化の作用に由るものにして、悠遠なる歷史上の素養に其源流を汲めるものと謂ふべし。是故に明治年間に於ける法制の發達を明かにするには、先づ古來の法制及び其沿革の概要を究むるを肝要とす。

本邦法制の沿革を叙するには、此に一言我國體の何ものたるかを述ぶるの必要あり。抑、神武天皇即位紀元以來、明治三十七年(一千九百四年)の今日に至るまで、年を經ること二千五百六十四、此間治亂盛衰なきに非ざりしと雖、終始一貫して渝らざるものは我國體なり。即ち我日本國は萬世一系の天皇に依りて統治せられ、古來皇室に氏姓なきことは、殆ど比類なき一例と謂ふべし。但政治の實權は一時臣下に移りたることなきにあらずと雖、是れ何れも君主の委任を承けて、政治を行ひたるものに過ぎず。文武官の任免其他重要なる國務は必ず朝廷に奏請し、勅旨を奉じて之を執行せるものにして、君臣の分義一日として紊れたることなし。且つ夫れ事實上に於ても、君主は歷世民の父母たる心を以て統治し給へること、史籍に徵して著明なる事實なりとす。故に國民に於ても皇室を尊重するの念最も深く、何を犧牲としても忠節を全うするを以て第一の本分と信じ、上下一般に之を勵行し來りたるは、偶然の事にあらざるなり。明治二十三年(一千八百九十年)憲法の實施と同時に、立憲政體を創設せられたるは、決して此世襲的君主政體の基礎を變更したるものにあらずして、寧ろ今上天皇が深く時勢を察し、維新の國是に則りて、統治權行使の準規を欽定し給へるものに外ならず。されば此空前の大改革も、何等の變動なく、和氣靄然たる裡に行はれ、爾後日を追うて健全なる發達を遂げつつあるにあらずや。

我國建國以後に於ける法制の沿革は、之を左の三大時期に區別することを得べし。即ち第一期國有法時代、第二期支那法繼受時代、及び第三期歐米法繼受時代是れなり。

第一期　固有法時代

族制時代

上古神代の制度は往々古書に散見し、後世に傳はりたるものなきにあらずと雖、建國以前の事に屬し、精確なる資料に乏しきが故に之を叙せず。神武天皇即位より第三十六代孝德天皇の御宇に至る迄、一千三百有餘年(六百四十五年)は我民族固有の法制の行はれたる時代にして、當時國祖の祭祀は最も重要なる職務と認められ、文武の官職は門地の尊卑に應じて、幾多の氏族之を世襲し、族長は部下の者に對して殆ど無限の權力を有したり。而して君主は是等の族長を統帥して政府を組織し、國家を統治するの制なりき。故に後世此時代を稱して族制時代と謂ふなり。

慣習法時代

此時代の文物制度は上古の事迹に屬し、資料豐富ならざる爲、其詳細を知悉するを得ずと雖、文化は案外に進み居たるが如し。殊に農耕の業夙に發達して、土地私有の制行はれ、租稅其他土地、財政、軍事等の制度に關して見るべきもの少しとせず。殊に朝鮮及び支那と交通を開き、儒教の傳來(二百八十五年)と共に、彼國の技術、工藝の輸入せられてよりは、漸次國民生活の狀態に變更を來し、著しく不文法の進歩を

促したること疑を容れず。續いて第二十九代欽明天皇の朝に佛敎傳來し(五百五十二年)益〻上流人士の思想を一變したるが如く、國家の制度上に一大改革を行ふの機運に向ひたるものとす。然りと雖第三十三代推古天皇の朝に至るまでは、未だ文字を以て法律を制定するに至らず、即ち建國以來一千二百六十有餘年間は慣習法の時代なりしなり。

要するに此第一期間に於ける法制は、極めて簡約にして、當初の國情に適せしこと疑を容れずと雖、官職世襲の制度は種々の弊害を生じ人材登用の途塞がりて、政務の伸張を妨げたることは當然の結果なりとす。殊に軍職の如きは有力なる氏族に專屬して、其專橫を助長し、微力なる者は出兵の命令に應ずること能はざる爲、益〻權力の平衡を失し、政務の統一を缺くに至れり。是れと同時に土地兼併の弊も亦熾んに行はれて、漸次貧富の懸隔を生じたるもの〻如し。人智日に開け、殊に隣邦との關係益〻頻繁なるに從ひ、永く斯の如き狀態に安んずることを得べきにあらず、遂に一轉して第二期に移りたるものと謂ふべきなり。

第二期　支那法繼受時代

此時代は神武紀元後一千二百年代の末より、近く明治維新の改革に至るまで、大凡一千二百五十年間繼續せるものにして、其特色と見るべき點は、支那の法制を折衷せる成文法の行はれたるに在り。而して本期は更に之を左に記述する二時期に細別することを得べし。

(一)　王朝制法時代

聖德太子の憲法

推古天皇の朝より鎌倉幕府開設の時に至るまで、五百六、七十年間は、中央統一の政を布き、支那の法制を採用して、盛んに成文法を制定したる時代なり。神武紀元一千二百五十三年(五百九十三年)推古帝即位の後は、英邁なる厩戸皇子攝政となりて、大に佛教を興し、又各種の職業及び美術、工藝を振張して、銳意文治の改良に從事せり。殊に一千二百六十四年(六百四年)には儒教及び佛教の主義と、支那隋朝の法制とを參酌して、有名なる憲章十七條を制定し、此に始めて成文法の時代に移れり。當時支那の文化は大に發達せしが故に、我國上流の人士は競うて之を研究し、自國

公法及び私法

の文物、制度を改良することに努めたり。殊に儒教、佛教と共に隋、唐の法制を繼受して從來の不文法を一新し、續々公法及び私法に屬する法令を制定するに至れり。此法制の改革は第三十六代孝德天皇の朝に始まりて、同帝大化の律令より、第六十代醍醐天皇延喜の格式に至るまで、無數の法令は制定せられたり。今此に其種目、年代等を述ぶることは省略すれども、第四十二代文武天皇の朝に撰定せられたる大寶律令の如きは、永久に效力を有せる國民生活關係の準則として、最も整備せるものと謂ふべきなり。

祭政分離

抑、當時に於ける法制改革の要目を見るに、一千四百年に近き歲月を經たる今日の行政組織に著しく相似たる所あるは、注意すべき一點と謂ふべし。即ち祭祀の職務と政治の職務との分界を明かにし、政治に關する官府としては、最高位に在る太政官と、其下に八個の官省を置き、又地方制度としては、前時代に行はれし氏族を基礎とする一種の封建制度を廢し、行政區劃を一定して、年限交代の地方官を置き、官職世襲の制を改めて、競爭試驗に依り人材を登用するの途を開き、又徵兵制度を立て、年齡二十歲に達したる男子總數の三分の一を選んで兵役に服せしめ、豪族が

土地を兼併するの弊を矯むるが爲には、其私有を禁止して悉く國有と爲し、身分に應じて之を人民に班與するの法を設けたり。而して死亡の場合には一旦之を國家に回收し、又永久讓渡を禁ずる等の制度あり。此他財政、敎育、社寺、司法等に關する諸制度にも著大なる改革を加へ、法制の完備せること現時に至るまで其比を見ざる所なりき。

職制時代

要するに孝德天皇大化の革新より、第八十二代後鳥羽天皇の朝に源賴朝が幕府を鎌倉に開きし時に至るまで、五百四十年間は職制時代と稱すべく、前期に於ける如くに氏族を基礎とせずして、官職を本位とし、汎く適材を擧げて政府を組織したるものとす。即ち其骨子とする所は、族制主義の破壞に在りしなり。

支那法摸倣の結果

斯の如く支那の法制を摸倣せる無數の律令を制定せられし結果として、法律の學術大に發達し、新律令の解釋に就き、學者の議論喧しく、一般人民は殆ど適從する所を知らざる狀態なりき。且つ此制度たるや、繁文褥禮に失して、國情に適せざる點多く、年月を經るに從ひて、漸く廢頹の傾向を來せり。殊に古來農耕の業大に開け、土地私有の念熾んなりしが故に、土地國有の制度は實際に行はるゝこと甚だ難く、又積年の風習として、門地、血族を重んずること深かりしが故に、階級制度を根柢より打破して、汎く人材を登用することを容易なる業にあらず。是に於てか樞要なる官職は久しきを俟たずして、再び一二權門の有に歸し、其私領各地に滋蔓し、兵制も亦擧らずして、國內に事ある毎に、豪族の力に依らざるを得ざる狀況となれり。斯くて中央政府は文弱の極に達して、政權遂に武門の手に移り、幕府(武將政府)の開設と共に、封建制度の創立を見るに至りたるものなり。

(二) 武家制法時代

上述せる如く、前期の末よりして中央政府の威力日に衰へ、豪族の爭鬪止まざりしが、其中の最も強力なる源氏遂に國內を平定して、幕府を創設するに至れり。而して各地方は之に部下の將士を封じ、又は服從したる豪族をして之を領有せしめたり。是等の領主は何れも幕府の嚴密なる監督を受けつゝ、其領地內に於ては殆ど無制限に政治を行ひたるものなり。斯の如く幕府は政治の實權を掌握したりと雖、其名義は朝廷の委任に基くことを自認し、將官の敘位、任免其他國家の要務は必ず闕下に奏請して、之を行ふを例とせり。此制度は鎌倉幕府開設の當時より、近

貞永式目

く江戸幕府の大政奉還に至るまで、六百七十餘年間繼續したるものにして、其間多少の變動なきにあらざれども、武門政治の大綱は一貫して敢て變はることなかりき。

此時代に移りても、支那の法制は依然として採酌せられ、近世に至るまで著大なる效力を有せしこと、爭ふべからざる事實とす。然りと雖前期に於けると相異なりて、其成文法は體裁に偏せず、實情に應ずるを主眼とし、大に國民の慣習と條理とを斟酌して、之を定めたるものなり。最初源頼朝幕府を鎌倉に開き、北條氏其後を繼ぐに當りてや、鋭意治を圖り、有司に對して、貞永式目と稱する裁判の準則を制定したる如き、法制上に於ても成績の見るべきもの少しとせず。而かも其主義として武家の本領たる率直と質素とは一般制度の上に現はれ、燦爛の美なしと雖、簡易直截にして、毫も繁文の迹なく、最も時宜に適中したるものとす。故に民心翕然として之に向ひ、遂に一百五十餘年間の治平を保つことを得たり。而して此鎌倉時代の士風は、即ち我國固有の武士道を作興せる原動力にして、當時支那より傳來せる宋學と、禪宗との影響を受けて益〻發達し、現今に至るまで著大なる效果を遺せるものと謂ふべきなり。

元寇

北條執權時代の末に偶〻元寇の事變ありて、幕府は其財力を糜盡し、武士に對する威望を失墜してより、政權は一時朝廷に復歸したることありしが、國內の爭亂容易に鎭靜するに至らず、且つ夫れ武家の氣風として、繁文の政を厭ふの念深きより、久しきを俟たずして更に足利氏の室町幕府の時世とはなりぬ（一千三百三十六年）。此政府は十五代繼續し、立法事業としては建武式目（治世の要訣を定めたるもの）を始めとし、數多の法則を設けたることなきにあらざりしが、其本據京都に在りて、漸く文飾の弊に浸染し、遂に權臣の跳梁を制すること能はずして滅亡せり。爾後群雄割據の時代となり、武田、今川等の諸侯各其領地に於て適宜の規則を制定したるものとす。續いて織田、豐臣の二氏一時政權を掌握し、諸般の法制を改革せし所少からずと雖、別に成文法を制定するに至らず。政權德川氏の手に歸し、此に始めて永續すべき立法上の施設經營を見るに至りたるものなり。

建武式目

德川時代

德川氏積年の戰亂を鎭定し、府を江戸に開きてより（一千六百三年）、鋭意其政府の基礎を鞏固にし、諸般の法制を整備することに努めたり。其法制たるや、多少鎌倉、

成文法

室町兩幕府の遺制に倣ひ、又支那傳來の思想を踏襲したる迹なきにあらずと雖、多くは自家獨創のものに係れり。朝廷を始め無數の諸侯及び人民に對し、其制定する所、用意極めて周到にして、實に封建制度中の最も完備せるものなりとす。殊に其法令は簡易と實用とを旨とし、文飾の美なきが如きは、此幕政の本色として、古來殆ど其比を見ざる所なり。されば二百七十有餘の諸侯各自小獨立國の姿を爲して、其領内の政務を擅行せしに拘はらず、幕府に對する服從の關係は最も鞏固にして、十五代の久しきに亘り、國政統一の實を擧ぐることを得たるものと謂ふべし。

今茲に德川時代に於ける諸種の法制を叙述するの繁を避け、二代將軍の時より公卿、武家、僧侶等に對する法度を定め、八代將軍の時に至りて、令八十一條及び律百三條を制定したる如きは、其最も重要なる項目に算ふることを得べし。是に於て德川氏の法制は、成文法の形體を具へたるものと謂ふべく、殊に律百三條の如きは永く裁判の準據となりて、濫りに變更を加ふることを許されざりき。但是等の成文法は普通一般の準則を示すに止まり、細目に至りては專ら之を各藩の施設及び慣習に一任したるなり。又其規定する所も多く刑罰及び行政に關し、私法上の事

項は尚ほ概して不文法の狀態に在りしなり。

德川制度の最も注目すべき點は、外國に對しては鎖國主義を執り、大に内外人の交通を制限し、且つ耶蘇教の信仰を嚴禁し、以て政府の安固を維持せんことを圖りたるに在り。又内治に關しては、階級制度を創設して國民を武士、平民等に區分し、武士には敎育に依りて武士道の精神を養成すると同時に、世襲の封祿を與へて營利の職業を禁止し、平民以下は文武の公務に就くことを許さずして、專ら產業に從事せしめ、又土地の讓渡を禁じて其兼併の弊を防ぎ、數多の營業を特許業として其自由競爭を制止し、此他親族、隣保相扶くるの義務を課する如き、種々の社會政策的制度を設け、以て四民をして其分限に安んせしむる途を定めたり。惟ふに德川幕府が二百六十餘年間の久しき治平を保つことを得たるは、主として是等巧妙なる制度の力に由るものと謂ふべきなり。

然るに泰平無事の久しきより、上下漸く安逸に流れ、文弱の弊は日に積んで、綱紀の弛廢を招くに至れり。時恰も西曆第十九世紀の下半期に移り、歐米諸國に於ては、學術の進步よりして著しく交通機關の發達を來し、各國競うて使節を派遣し、幕

府に迫りて開國、通商を促すこと急なりき。幕議遂巡決せず、假條約を締結して一時を彌縫せんとしたれども、物議百出、殆ど紛然として底止する所を知らず、加之當時幕府には繼嗣問題よりして內部に不和を生じ、益〻其權勢を弛廢せしめたり。此機に際し、多年皇政の衰微を憤慨せる士は、蹶然起つて大義名分を唱へ、又攘夷論を口實として幕府を攻撃すること甚だしく、遂に慶應三年(一千八百六十七年)大政の奉還を見るに至りたるなり。斯くて鎌倉開府以來大約七百年間持續せる武門政治は全く其迹を絕ちて、再び王政の古に復し、之と同時に開國の基礎を確立したるものなり。

第三期　歐米法繼受時代

德川幕府亡びて王政復興し、明治維新の大業其緒に就きしより、今日に至るまで僅に三十有七年に過ぎずと雖、其間に於ける百般制度の變革は實に顯著なるものにして、逐一列擧に遑あらず。此革新は上記第二期に於ける孝德天皇大化の革新に讓らざる一大激變にして、政權の統一を確實にし、中央及び地方政治の組織等大

に之に類似せるものあり。明治元年(一千八百六十八年)今上皇帝の即位に際し、宏遠なる五箇條の誓旨あり、將來に向つて開國進取の國是を定められ、續いて四年(一千八百七十一年)には藩制を廢して郡縣の制を立て、此に依りて根柢より封建の制度を一掃することを得たり。是れ主として藩主及び藩士の忠勤に依るものにして、要するに維新の大改革は、自己の利益に反する有力者多かりしにも拘はらず、最も平穩に完成したるものと謂ふべきなり。

此時より政府は鋭意歐米諸國の例に倣ひて、兵制、財政、敎育、司法等一切の政務を改良し、階級及び特權の制度は、總べて其迹を絕つに至れり。今茲に其最も著明なる事例を示さば、明治六年(一千八百七十三年)に豫算を公布し、八年(一千八百七十五年)に元老院及び大審院を置きて立法、司法の分界を明かにし、十一年(一千八百七十八年)には府縣會及び町村會を設けて地方自治の基を定め、十三年(一千八百八十年)に會計檢査院を設置して國家歲計の監督を確實にし、十四年には前途十年後に國會を開設すべき詔勅を發せられ、二十二年(一千八百八十九年)に至りて、遂に憲法、皇室典範、議院法、選擧法、會計法等を發布せられ、翌年より立憲政治の實施を見るに至

れり。即ち爾後法律及び豫算は貴族院、衆議院の兩院(其組織は之を略す)より成る帝國議會の協賛を經ることを要ずるものにして、實に我國政體の一大革新とこそ謂ふべけれ。此と同時に行政裁判法をも施行せられ、又地方行政に關しては府縣制、郡制、市町村制等の實施に由りて、從來の制度を改良し、自治の基礎を確立することゝ爲れり。

刑法、刑事訴訟法

今茲に維新以來の立法事業中に於て、特に法典編纂の概歷を述べんに、當初に在りては尙ほ復古の思想熾んにして、刑事に關する法律の如きは、舊時の制度を復活せる點少からざりしが、久しきを經ずして、着々泰西の新主義を採用するに至れり。

刑法、刑事訴訟法　明治三年(一千八百七十年)に制定せられたる刑典新律綱領は、殆ど第二期に行はれし支那法を折衷せるものを襲用したるに過ざりしが、六年(一千八百七十三年)に其追加として、改定律令三卷を發布せられ、此に始めて刑法に關し歐洲の法制を繼受するに至れり。斯くて同年の末司法省内に民法編纂課と共に刑法編纂課を置き、刑法及び治罪法の調査に着手せり。爾後更に佛國法律學者ボアソナード氏をして其草案を起さしめ、元老院の議を經て十三年(一千八百八十

年)七月之を發布し、十五年一月より之を實施することゝ爲れり。又陸海軍刑法、治罪法も之と前後して施行せられたり。是れ維新後第一に完成したる法典なりとす。

兩法典の改正

此刑法及び治罪法は何れも佛國法を模範とせるものにして、治罪法は二十三年(一千八百九十年)刑事訴訟法の制定に由りて廢止せられたれども、刑法は尙ほ現行法として今日に其效力を保持せり。然るに近時社會の狀態著しく變遷したると、既往二十年間の經驗とに徵して、實際に適せざる點あるよりして、政府は數年來兩法典の調査に從事し、今や其改正案完成するに至れり。思ふに帝國議會の協賛を經て發布せらるゝこと近きに在るべし。

改正案の要領

此改正案に於て現行法を變更したる要點を擧ぐれば、刑法に在りては國際關係の發達に起因せる數多の規定(例へば國外に於ける犯罪及び外國の貴顯、使臣等に對する犯罪の規定の如き)を設けたること、刑の範圍を擴張し、以て千差萬別なる罪狀に適應せしむること、殊に刑の執行猶豫の制を設け、以て近世諸國の通患たる累犯を防遏するの一策とせることの如きは、其最も重要なる項目中に算ふべきものとす。又刑事訴訟法に關しては、大に豫審及び公判の制度を改良したること、即ち

豫審の權域を縮少して、單に公判の下調を爲すを限度とし、公判に關しては口頭辯論主義を採用して、直接審理の實を擧ぐる仕組と爲したる如きは、特に注目すべき要點と見るべきなり。

民法

法制編纂の經過

民法　我國古來民事に關する法典の編成せられたるものなし。德川幕府時代に於ても、封建制度の結果として、各地の交通頻繁ならず、加之階級組織と家族制度との確立せるが爲、複雜なる法律關係を生ずること少く、國民相互の關係は、主として道德及び各地方の慣習に支配せられたるものなり。故に維新開國の時世に移るや、最も緊要なる一事業として、特に民事に關係する法典を制定し、以て國民をして晝一明瞭なる成文法の支配を受くることを得しめ、此と同時に多年我國威を毀損せし治外法權を廢して、外國人に對する裁判權を恢復するを急務とせることは、當然の事なりとす。

是に於てか明治三年(一千八百七十年)太政官に制度取調局を置き、先づ佛國法典を飜譯せしめたり。爾來其譯文は立法者及び司法官の爲に重要なる參考の資料と爲り、且つ一般に之を模範とするに至れり。殊に民事に關しては、間接に裁判例

の基礎を做し、全國の法律思想を開發したる效力著大なりき。八年(一千八百七十五年)政府は民法編纂委員を命じて、其調査に從事せしめ、十二年(一千八百七十九年)更にボアソナード氏に其草案の起草を命じたり。爾後條約改正の問題に關聯して、數次調査委員の組織を變更したることあれども、其事業は中絕することなく、調査委員會に於て起草者の原案を逐條審議し、遂に二十三年(一千八百九十年)四月其財產に關する一大部分を公布するに至れり。又同年十月特に邦人に於て起草せる人事に關する部分を公布し、何れも二十六年(一千八百九十三年)一月より之を施行すべきことを命じたり。

然るに此民法たるや、我國の民俗、慣習に適合せざる點多きのみならず、且つ獨逸其他近時の立法例を參考せずして、理論の貫徹せざる點亦少からずとの非難頻に發生し、遂に二十五年(一千八百九十二年)帝國議會の決議に基き、其修正を行はんが爲、四年間施行を延期することゝ爲れり。是に於て政府は翌年三月新に法典調査會を組織し、兩院議員、大學敎授、司法官、辯護士及び實業家の中より委員を選任し、修正案の起草及び審議に從事せしめたり。此修正案は近世の獨逸式編別法を採り

現行民法の内容

て、民法を總則、物權、債權、親族、相續の五編に別ち、其中の前三編は二十九年(一千八百九十六年)の初に議會の協贊を經て之を公布し、後の二編は三十一年(一千八百九十八年)六月に法例(主として國際私法關係を規定せるもの)民法施行法其他の附屬法と共に之を公布せられたり。而して何れも同年七月十六日より之を施行することゝ爲れり。是れ翌三十二年より歐米諸國との間に締結せられたる改正條約の實施を見るべきが故にして、從來法典の編纂は條約改正の事業と密著なる關係を有し、其完成と共に國民多年の希望たりし領事裁判制度の撤去、並に內地開放の實を擧ぐるに至りたるものなり。

此現行民法の內容は、前法典の如く佛國民法に則りたる點少からずと雖、決して或一國の法典を模型とせるものにはあらず。調査會に於ては本邦從來の慣習と共に、汎く諸國の立法例及び學說を參考し、前民法に對する非難の點を改正することに努めたり。殊に當時公表せられたる獨逸民法草案の如きは、最も貴重なる材料の一として參考せる所多きことを見るべし。唯親族、相續の二編に至りては、多くの點に於て我舊來の慣例を斟酌せざるを得ざりしこと、固より言を竢たざるな

り。

商法　德川幕府時代に於ては、士農工商の別を立てたるよりして、商人は社會に於ける一階級を爲せりと雖、商事に關する特別法規の整備せるもの無かりしことは事實なりとす。唯大阪、長崎の如き若干の都會に於ては、商業發達せざりしにあらずと雖、概して言はゞ封建制度の行はれし結果として、各地の交通隔離せられ、商慣習も亦區々一定せざるもの多く、且つ一般に商業を賤視するの風習ありしことは、其隆昌を妨げたる一大原因なりしこと疑を容れざる所なり。維新後商事に關して、全國畫一の法制を設くる方針を定め、十四年(一千八百八十一年)太政官に商法編纂委員を置き、獨逸人ロエスレル氏をして其草案を起草せしめ、法律取調委員及び元老院の議を經て、二十三年(一千八百九十年)四月之を發布することゝ爲れり。然るに此法典も亦我國の慣習に適合せざる條項多く、且つ當時ボアソナード氏の起草せし民法と矛盾せる點少からずとの議論熾んにして、遂に該民法と共に之を修正する爲、其施行を延期するに至れり。但會社、手形及び破產に關する部分は、實際の必要よりして一時之を實施し、更に法典調査會に於て商法全部の修正に從事

民事訴訟法

せり。斯くて三十二年(一千八百九十九年)三月改正商法の全部を發布し、同年六月十六日より其實施を見るに至れり。此法典は主として獨逸商法を模範としたれども、我商慣習と共に、民法其他の法律と符合せしむることに就いては、最も意を用ひたるを見るなり。

民事訴訟法　民事の訴訟手續に關しては、往時大寶律令(七百二年)及び德川百箇條の中に多少の規定あり、又慣習なきにあらざりしが、特に一の法典を形成せるものは之なかりき。明治六年(一千八百七十三年)政府は始めて訴答文例五十條を制定し、訴狀及ひ答辯書の方式を定めたることあり。更に完全なる手續法を制定する目的を以て、九年(一千八百七十六年)元老院に民事訴訟法の調査を命じ、又十七年(一千八百八十四年)司法省に該法編纂委員を置くに至れり。而して其草案成るや、審議を經たる後、遂に二十三年三月之を公布し、翌年一月より實施することゝなりぬ。是れ現行の民事訴訟法にして、其大體は獨逸法に則りたるものなり。然るに今や民法、商法の編纂せられたる結果として、多少其條項を改正するの必要を生じたるが故に、法典調査會に於ては曩に其調査に著手し、今や殆ど其事業を終了するに至らんとす。是れ亦一兩年の中には法律として發布せらるべし。

裁判所構成法

此他憲法附屬の一法典として、二十三年二月に公布せられたる裁判所構成法あり。主として佛、獨兩國の制度に倣ひ、大審院、控訴院、地方裁判所及び區裁判所の四級に別ち、上三級を合議制とし、憲法の條規に基き、司法官は總て終身官たることを確保す。此と相並びて辯護士法あり、何れも行政官に同じく、登用試驗に由りて之を任命し、司法官は更に實務試驗を受くることを必要とす。此他民法、商法等の附屬法としては、不動產登記法、供託法、競賣法、戸籍法、人事訴訟手續法、非訟事件手續法等數多の法律實施せられたり。又破產法は目下尚ほ舊商法の一部を施行すと雖、是れ一時の便宜處分にして、畢竟は獨逸に於ける如く、民事、商事に共通なる獨立の法典を制定するの方針たり。此方針に由りて既に其法律案の調査も結了したるが故に、是れ亦近き將來に於て公布せらるべし。

辯護士法

民法商法附屬法

立法事業の偉功

以上述べたる如く、明治維新後に於ける立法事業は、今や將に其完成を告げむとし、成文法時代の盛時に達したるものと謂ふべし。惟ふに是れ立憲政體の創立及び改正條約の實施と共に、明治年間の三大事業とこそ稱すべけれ。而して此法制

法律の敎育

の整備は、主として敎育殊に法學進歩の效果に歸すべきものとす。蓋し明治の初年より、政府は盛んに學政を振張することに努め、一般敎育の事業と共に、法律學の研究を奬勵し、青年の輩も亦競うて其研究に從事せり。即ち司法省には明法寮と稱せる佛國法律學校を起し、又文部省管下の東京大學に於ては、主として英米法を敎授し、更に海外留學生を派遣する如き、施設殆ど至らざる所なかりき。故に維新後十數年間は、佛、英、米の法律學盛んに行はれ、殊に司法部内に於ては最も勢力を有せり。然るに最近凡二十年來は獨逸法學興りて、益〻隆盛に向ひ、學理の攻究及び立法事業に關しては、公法、私法に別なく、主として之を模範とするの趨勢と爲れり。今や東西兩京の大學を首とし、私立の法律大學も甚だ多く、法學の研究は非常の速力を以て進歩するに至れり。近時に在りては最早過去に於ける如く、輕忽に或一國の法制を摸寫することなく、學理上及び實際上より觀察して、諸國の立法例を比較研究し、我國の實況に照らして、最も適當なる法制を定むることを得るに至れり。即ち現今の立法事業は既に單純なる外國法繼受時代を脱して、獨立立法の時代に進みたるものと謂ふべきなり。

獨立立法時代

結論

要するに我國の法制は上古民族固有の不文法に起り、神武紀元後一千二百六十四年（六百年）の憲章制定以後は、支那法を折衷せる成文法時代に移りたるものなり。爾後成文法の制定は時勢の變遷に從ひ、繁簡一樣ならざりしと雖、概して言はゞ、此狀態は近く三十餘年前に至るまで繼續せるものと謂ふべし。明治維新後更に歐米諸國の法制を輸入し、且つ成文法を完備せしめたるは、本邦法制の沿革上に一新紀元を開きたるものと謂ふも亦過言にあらざるなり。

斯の如く我國民は古來他國の法律制度と雖、善良なるものと認むるときは、毫も之を採用するに躊躇せず、自から進んで之を吸收、同化したるものと謂ふべし。是れ獨り法律制度に關してのみならず、文學、美術、工業等に至るまで、皆然らざるはなし。殊に往昔隣邦より輸入せる儒敎及び佛敎の如きは、最も定着に吸收、同化せられ、現に其本國に遺存し、又は過去に行はれたる如き弊害を見ることなきは、著明なる事實なりとす。而して古來如何に重大なる制度の改革と雖、常に平穩無事に行

日本の特色

はれ、未だ嘗て慘劇なる革命的變動を起したることなきは、特に注意すべき點なりとす。

今夫れ一般の方面より此風習を涵養したる原因を繹ぬるに、本來我國の地勢たる、極東の一隅に偏在して、大陸地方の風雲を避け、未だ嘗て異民族より侵略せられたることなく、民俗自から溫和にして、酷薄なる氣質を養成したることなきは爭ふべからざる事實なりとす。加之土地豐饒、氣候緩和にして、衣食充實し、慘憺たる生存競爭を實驗することなくして、鎖國自から安じたるなり。惟ふに是等の原因が綜合して、一種清淡なる氣風を馴致し、執着の念極めて薄く、他邦の善美なる法制を見るや、忽ち之を吸收して自國の文化を進むるの資に供したるものと謂ふべし。殊に明治維新以來歐米諸國の法制を繼受して、着々立法事業を完成したるが如きは、其最も顯著なる現象と謂ふべきなり。

（明治三十七年十二月）

島津齊彬

薩摩鹿兒島の城主にして、夙に西洋の事情に通じ、新知識の採用に注意したり。されば鎖港攘夷の說の盛んなりし時に當りて、早く開港の說を持したりしが、時勢の將に大に變ぜんとするを看破して、竊かに藩の富强を計畫せり。天之に年を假さずして、早く卒せりと雖、王政維新の際、薩藩の大飛躍をなしゝものは、全く齊彬の施設に基き、實力を蓄積したりしによらずんばあらざるべし。

（公爵島津忠重氏藏）

毛利慶親

慶親は長門の藩主なり、初め朝幕の一和を計りて成らず、後攘夷黨に推戴せられて討幕を企て、下關の砲擊により當時の輿論を最初に斷行し、以て一方の人望を收め、會津、薩摩の兩藩と勢を爭へり。遂に禁門襲擊の事に因りて、幕府の征討の兵を被りしが、却つて之を擊退して雄藩の實を示せり。是に於て天下の形勢一變し、長藩は薩藩との連盟により幕府を脅威し、遂に王政復古の偉業を成したり。此間慶親最も與つて力あり。明治四年病んで薨ずる時遺表して封建の餘習を除かんと請ひ、後數月にして廢藩置縣の令ありき。

（公爵毛利元昭氏藏）

山內豐信（容堂）

豐信は土佐高知の城主にして、夙に勤王の志あり、嚮に將軍の繼嗣を議するに坐して、罪を幕府に得、蟄居せしめられたりしが、後朝幕の間に周旋し、又大勢を考へ、將軍慶喜に勸めて、大政を奉還せしめたり。是により王政復古の成るを速ならしめ、國家の大禍亂を未萌に防ぐを得たり。維新の際、土佐藩をして一方の重をなさしめしもの、多く豐信の力によるといふ。

（侯爵松平康莊氏藏）

法制一斑

法學博士　鳩山和夫
ドクトルユーリス　阪本三郎

緒論

我日本は建國以來二千五百六十五年、萬世一系の天皇之を統治し給ひ、外は未だ曾て他國の侵略を受けしことあらず、內は强固なる一致を保ち以て今日の圓滿なる發達をなしたり。蓋し其然る所以のもの幾多の原因あるべしと雖、要するに其法制能く國運の進歩に伴ひ、民福を利導したるに根基せずんばあらず。今や公私の法律共に完成せりと雖、此成功は成るの日に成るにあらず、其由つて來る所深く且つ遠し。故に我邦現時の法制を知らんと欲せば、須らく古來の沿革を審にせざ

法制討究の二方法

本篇の内容

る可からず。而して之を討究するに二個の方法あり、一は法律全般の沿革、其法律と國家との關係及び法源とを叙するものにして、之を外包的法制史と曰ひ、一は法律個々の性質及び其法律が如何に進化せしかを叙するものにして、之を内容的法制史と曰ふ。本書中富井博士の『法制史略』は前者に屬し、我邦法律全般の沿革及び其法律と國家との關係等を説明したるものなれども、余が茲に論述する『法制一斑』は後者に屬し、專ら其内容に渉り、法制個々の性質及び其進化を説明すべし。蓋し外包的法制史は法制の大經を綜合的に説明し、内容的法制史は法制の纖緯を分解的に説述す。是を以て彼は脈絡一貫能く絢爛の美を成し得べしと雖、此は紛糾錯綜自から索莫の歎なきを得ず。殊に僅々四十頁以内の小篇を以て、我邦法制全體の性質及び其進化を詳説するは不可能の事なれば、余は姑く憲法、行政法其他公法に關するものを省き、唯私法に屬する法制に就きて之を説述せんとす。而して説述の便宜上之を四期に分つ。第一期は固有法時代即ち慣習法の行はれし時代(神武天皇即位より文武天皇の世、西暦紀元前六百六十六年より紀元後七百年に至る)、第二期は唐制模倣時代即ち大寶律令の行はれし時代(文武天皇より後堀河天

皇、七百一年より一千二百三十一年に至る)、第三期は武家法制時代、更に此時代を小分して、(一)鎌倉法制時代、即ち貞永式目の行はれし時代(後堀河天皇より後水尾天皇、一千二百三十二年より一千六百十四年に至る)、(二)德川法制時代即ち德川法度の行はれし時代(後水尾天皇より今上天皇民法實施、一千六百十五年より一千八百九十八年に至る)、第四期は明治法制時代即ち現行法の行はるゝ時代是れなり。

尚ほ本論に入るに先ち、一言我邦法制に於ける『家』の觀念を説明するの要あり、如何となれば我邦は古來家族制度行はれ、家は其主要の地位を占めたればなり。蓋し家とは血族團體其自身を稱し、團體員以外に超立して人格を有す。從つて權利を有し、義務を負ふ能力あるは勿論なり。而して此血族團體を組成する團體員を家族と稱し、獨立して財産を所有することを得ず、彼等の得たる財産は總て家に屬するものとす。從つて團體員が他の團體又は他人に對し、損害を與へたるとき は、家は之に代りて其責に任ず。血族團體が有する財産を家産と曰ひ、血族團體の代表者を家長と曰ふ。家長は生死變更すとも、家は團體の消滅せざる限りは、消滅、變更することなし。此血族團體は共同祖先を祀る、之を氏神と曰ふ(氏神は羅馬の

古代の法制

Jupiter に類似し、其他家長の權力の強大なることも亦 Patria Potestas の如く夫權の強大なるに我家族制度は羅馬のそれに酷似せり)。此點より云はゞ家は氏神により守護せらるゝ神聖の場所なり。第三期德川法制時代の末まで、家の觀念は實に此の如きものなりき。然るに明治法制時代に至り、歐洲の個人制度輸入し、家族制度と共に併用せられ、家は人格なく、唯戸主權の行はるゝ範圍を指すものとなり、茲に全く家の意義一變せり。我日本法制史を讀む者は、須らく上說の沿革を知らざるべからず、是れ余が緒論に於て之を說明する所以なり。

第一期　固有法時代

我邦古代に於て國家を治むるに、法に依らざるはなし然れども其法は如何なるものなりしか、書傳殘缺し、口碑差謬して、後世より之を推知する甚だ難し。古語拾遺の序に曰く、蓋聞上古之世、未有文字、貴賤老少口相傳、前言往行存而不忘、とあり。以て文字記述の成文法なく、唯慣習によりしを知るに足る。故に事件の必要に應じて理非を判じ、正邪を分ち、其慣行裁判例の積んで一の慣習法と爲りしや、疑を容れず。其初め文字が朝鮮人の手を經て我に傳來せしは、十五代應神天皇の十五年(二百八十四年)なりき。爾來書紀の徵すべきものなきにあらずと雖、法制に屬する記載は極めて不完全なれば、唯其概要を記するに止めん。

物權及び債權

一、物權及び債權に關する慣例　土地及び其他の有體物は當時所有權の主要なる目的物にして、家族は廣大なる土地を私領し、其領地内に於て專權を行ひ、又『やつこ』と稱する賤民は之を財產視し、賣買、讓與することを得たり、然れども其方法は如何なるものなりしか詳ならず。但顯宗紀に稻斛銀一文なる句あり、當時我邦に錢貨ありしや否や考證未だ精確ならずと雖、大藏省貨幣史には既に其形狀までも記載しあれば、或は外國より傳來せしものを、賣買の用に供したるものなるべし。

人事

二、人事に關する慣例　當時世態簡樸にして、人心純潔なりと雖、尚ほ是れ鴻荒の運に屬したるを以て、道德の標準の未だ確立せず、從つて人事の關係頗る粗野なるを見る。即ち

婚姻

(イ)婚姻　婚姻は一男一女が終世を期したる共同生活關係なり。然るに一夫一

結納

妻の思想未だ發達せず、故に或は一男にして數婦を娶ることを得たり(一夫多妻)、或は血族相結婚することを得たり(血族結婚)、然れども是の如く夫は數婦を有したるに係はらず、其內自から地位に高下あり、家庭紊れたること無し。例へば家系の貴き妻は嫡妻にして、之を『むかひめ』(日本紀に『むかひめ』とは正妃を云ふとあり、即ち夫に相對する妃なりとの意なり)と曰ひ、權利尤も強く、其子を『むかひばら』(嫡子)と曰ひ、他の子に先ちて、相續權を有したり。又前に娶りたるを『こなみ』、後妻を『うはなり』と曰ひ、以て其區別を明確にせり。之に反し、一妻にして數夫を有することなし、是れ全く古來我邦は男尊女卑の風行はれ、女子は二夫に見えざるを常道とすること、深く國民の腦裡に浸染せる結果に外ならず。

女が婚姻を爲すには、其父兄の許可を受くることを必要とす。父兄の許可あるときは、女より婿に贄を贈りて、嫁娶の信契と爲す、後世結納と稱するもの即ち是れなり。此贄は種類一ならざれども、琴(日本固有の一絃琴にして、今日行はるゝ十三絃は、後世五十四代仁明天皇の御宇、八百三十四年支那より傳はりたるものなり)を

贈るを通例とす、之を吾妻琴と曰ふ。若し夫婦和合せざるときは、夫より其琴を返却して、離婚の證と爲す、之を『琴戸わたず』と曰ふ蓋し夫婦和合せざるときは、琴瑟調和せずとの感念に由るならん。

離婚を爲すには、一定の原因を要するや否や明確ならずと雖、史の記する所に據れば、常に夫妻を棄つとあり。『棄』は他方の承諾なく、任意に爲すことを得べき拋棄又は遺棄と同一義なれば、夫は一定の原因を要せず、自由に妻を離別し得たりしものと解釋するを相當とす。

男子は妻を娶るとも、之を己の家に迎へず、自ら妻の家に通ふを當時の風習とす、故に妻は先づ新に家を造りて夫を待つ、後世妻を呼ぶに『御新造』と曰ふは此風習より生じたる稱呼なり。夫れ此の如く夫は數婦を有し、且つ妻の家に通ふの風習より、一種の婚姻を生じたり、之を血族婚姻となす、即ち甲妻と乙妻とは家を異にし、地を隔て、互に相親み、相交ることなければ、其產みたる兒女も亦異母兄弟たることを知るに由なく、遂に道に相逢ひ、心に相喜び、夫婦となるに至る。思ふに叔姪相嫁し、兄弟相結ぶを尤めざるが如き風習は、或は是より生じたるものならん。而して

血族の尊きを保維せんとする爲、後世血族結婚を奬勵するの傾あるに至りしかど、佛敎の傳來(我邦に佛敎の傳來せしは、二十九代欽明天皇の御宇、五百五十二年なり)以來血族結婚は畜生道なりとして之を排斥し、次いで人智の進歩と共に、第二期に至りては漸く其迹を藏めたり。

養子

(ロ)養子　子なき者は他人の子を養うて子となすことを得べく、當時の養子制度は、全く歐洲に於けると同じく、養子は子なきを補ふ補充主義に基き、所謂家を重んじ、其斷絶を以て最大不幸となしたるが故に、相續人なき場合に於て、家の繼續を計る爲に、養子制度を採りたるものなり。

相續

(ハ)相續　相續は原則としては長子相續にして、男子は常に女子に先んじ、相續權あるものゝ如し。然れども間々愛情に溺れて、末子を後嗣となし、父の死後に至り兄弟の間親しからず、兵力を以て互に遺產を爭ふもの少からず。蓋し幼を愛するの長より遙に優れるは人情の常にして、上古人情單純なる時代に於て、只其情の動く所に從ひ、以て諸般の事を處理するは、勢の免れざる所なればなり。但『むかひばら』は他の子女に優先して、相續權ありしことは、已に說明したるが如し。

第二期　唐制摸倣時代

第一期の末葉より支那の文物頻に輸入し、四十二代文武天皇の御宇(七百一年)我邦最初の立法として有名なる大寶律令は制定せられたり。大寶律は刑罰法にして、大寶令は專ら唐の永徽令に準據したるを以て、人或は支那の文物善美なるを見て、垂涎の餘り之を摸倣したること、恰も羅馬の文物の善美なるを羨望して、歐洲各國競うて其制度を摸倣したると好一對なりと論ずれども、大寶律令制度の趣旨を、此單一原因に歸するは非なり。已に說明せしが如く、第一期の時代に於ては、豪族の勢力强大にして、土地の兼併、官職世襲の弊其極に達し、加ふるに支那、朝鮮に對する外國交涉の難件日々增加するより、此弊害を避け、國家當面の急に應ずる爲、完全なる法律制定の必要を促したるものに外ならず。故に大寶令は土地私有を禁じて、之を國有となし、官職世襲を廢して、有爲登用となし、其他國家百般の制度及び各人個々の權利を確定し、以て國家の組織を鞏固ならしめたるものなり。約述するに氏族政治を打破して、王朝政治に移りたるものな

り。是れ大に注目すべき一大改革なりと謂はざるべからず。大寶令は十卷、三十篇より成り、其後亂世に亡逸して、二篇を失へり。而して私法に關する規定は戸田、繼嗣、雜の數篇とし、其他は官職、行政、軍防等公法に屬する規定なり。當時法律の分類今日の如く精密ならず、雜然一法令の中に、公法、私法を編成したるは、亦止むを得ざることなりとす。

物權の規定

一、物權に關する規定　土地は私有を禁じて、一切之を國有となし、人民は之を畊作することを得れども、賣買、讓與することを得ず。但宅地、園地に限り私有を許し、官許を得て之を賣買、讓與することを得るものとす。又土地に次いで重要なる物は、奴婢及び牛馬とし、各人は之を所有し、處分することを得べし。其他物の所有權獲得の方法として、先占、遺失物拾得、埋藏物發見の數原因を認めたり。

債權の規定

二、債權に關する規定　賣買契約は必す官許を受くるを要し（田令に凡賣二買宅地一皆經二所部官司一申牒然後聽之とあり）、奴婢賣買契約は官許を受けたる上、保證を立て、證書を交付するを要し（關市令に凡賣二奴婢一皆經二所部官司一取二保證一立レ券付レ價とあり）、又牛馬の賣買契約には官許を必要とせざれども、保證を立て交付するを要し（關市令に其牛馬唯責二保立一私券一とあり）たるが如き是れなり。

消費貸借

（イ）出擧即ち消費貸借　一定の期間經過後同等の數量に利子を付して返濟する契約を出擧と曰ふ。而して其契約の內容は各人自由に之を定め得べしと雖、未だ六十日に滿たざるものは、利子を受取ることを得ず、其利子は七割の高利に上るを許し、若し此利子を付して返濟すること能はざるときは、勞力を以て之を返濟すべきものとす（雜令に凡公私以二財物一出擧者任レ依二私契一官毎二六十日一取レ利不レ得レ過二八分一雖二過二四百八十日一不レ得レ過二一倍一家資盡者沒二身折一衝とあり）。

受寄託物

（ロ）預物即ち受寄託物　受寄託物は之を消費することを得ざるは勿論なり。若し預け主より請求あるときは、直に之を返還することを要す、但水火盜難により、物品亡失するときは、其責に任ぜず。

人事の規定

三、人事に關する規定　人事に關する規定は大寶令中最も周密にして、且つ有名なるものなり。是に由り親族の範圍、婚姻及び養子、相續等に關する原則を確定したるものと謂ふべし。即ち

親族

（イ）親族　大寶令は五等親までを親族とし、其計算法は羅馬法式、寺院法式に依らず、又血族、姻族を分たず、唯身分關係の親疎に從ひ、排列して之を分類せり。是れ支那法式に依りたるものにして、假令へば父母、夫、子、養子爲『一等』、祖父母、嫡母、繼母、伯叔父、姑、兄弟、姉妹、夫之父母、妻妾、姪、孫、子婦、父妾爲『二等』の類是れなり。

婚姻

（ロ）婚姻　婚姻を爲すに男は十五歳、女は十三歳に達するを要し、女子嫁するに當りては、尊屬親の同意を必要とし、若し尊屬親なきときは、女の欲する所に從ひ婚主を立て、此者の同意を必要とす。又聘財の授受を以て婚姻豫約成立するものとす、此聘財は反物一端以上を指し、酒食を云ふものにあらず。若し聘財を受取りながら、女より解約するときは罪あり、杖五十に處せらる。然るに此聘財は即ち婦女を買ひ取る代價にして、我邦に賣買婚の行はれたる一證なりと論ずる學者あれども、吾輩は之に反對するものなり、如何となれば我國民は情に厚く、利に薄し、婚姻の如き人事の大禮を金錢にて締結するが如きは、恐らくは我國民の觀念にあらず、況んや之を代價とせし證左は、一もあることなきに於てをや。寧ろ聘財は婚姻豫約成立の證にして、前期贈琴の習慣に代りたるものと信ずるなり。支那に於ては賣買

婚行はれたるが故に、唐制中の聘財は賣買の代價を謂ふものなるべしと雖、單に之を摸倣したる大寶令中の聘財も亦同一意義なりと云ふは、要するに彼我の國情に通ぜざる謬見にあらざるなきを得んや。

（ハ）夫婦財産上の關係　婚姻繼續中夫は妻の財産を管理し、離婚したるときは、之を妻に返還すべきものとす。或は此點より觀察して、大寶令に於ける夫婦財産關係は獨逸法の管理共通制と同じと論ずるものあれども、妻若し死するときは、其子の有無を問はず、妻の財産は夫の所得に歸するを以て、全然獨逸の管理共通權と同一なりと云ふを得ず。故に妻の財産は婚姻と同時に、夫の財産と混同して夫に屬し、只離婚の場合に之を返還するに過ぎずと解するを相當とす（戸令に「亡妻財不還」妻祖家、夫可領事とあり、又令義解に「夫婦同財」とあり）。

離婚

（ニ）離婚　離婚を爲すに一定の原因あるを要す。

此離婚の原因を分つて二とし、（一）を合意上の離婚原因、（二）を法律上の離婚原因とし、更に任意上の離婚原因を分つて、夫より妻に對するもの、妻より夫に對するものの二となす。

任意上離婚

對妻

(一)任意上離婚の原因　大寶令に於て認めたる原因あるときは、夫婦は離婚を求め得べしと雖、是によりて離婚を爲すと否とは、當事者の任意なるを以て、之を任意上の離婚原因と云ふ。此離婚原因中、

(甲)夫より妻に對するものを分つて七個とす。

1、無子　女子ありとも男子なきときは、無子となす。蓋し家を相續するに、男子を以てするは古來の原則なるが故に、妻若し男子を產まざるときは、夫は離婚することを得、但無子とは、妻五十歲に達するまで男子を產まざるを謂ふ。

2、淫佚・淫は蕩なり、佚は過なり、妻多淫にして夫の精神及び身體を害する恐あるときは、夫は妻を離別することを得。又妻の姦通も淫佚と同視するものとす。

3、不事舅姑　我邦家族制度の觀念上、妻が夫の父母に事ふるは、夫に事ふると同一ならざるべからずとすればなり。

4、口舌　多言は婦德を害するの太甚しきものなり、之が爲一家の平和及び秘密を保維すること能はざるに至ればなり。

5、盜竊　盜竊とは他人の財寶を竊むものを云ふ、夫の物を取るとも、盜竊にあらず、財を得ずとも盜心あるときは盜竊に同じ。

6、妬忌　色を以てするを妬と云ひ、行を以てするを忌と云ふ、而して妻が妬忌を起したるに原因ありや否やは、之を問はざるものとす。

7、惡疾　癩病の如きものを云ひ、精神病は惡疾と見做さず、從つて之を以て離婚の原因とするを得ず。

以上七個の原因あるときは、夫は妻を離別するを得べしと雖、左の三個の原因あるときは、妻を離別することを得ず、但淫佚、惡疾は此限にあらず。

1、經持舅姑之喪　結婚後妻が能く夫の父母に事へ、其死亡まで終始一日の如くなりし場合。

2、娶時賤後貴　結婚の當時夫微賤なりしと雖、後立身したる場合、而して夫が妻の勢力又は協力に由り立身したると否とを問はず。

3、有所受無所歸　離婚すとも妻を引取るべき婚主なき場合。

以上三個の反對原因あるに拘はらず、夫、妻を離別したるときは罪あり、杖八十に處

せらるゝものとす。

對夫

(乙)妻より夫に對するものを分つて左の二個とす。

1、夫外藩に沒落して子あらば五年、子なくんば二年歸らざるとき。

2、夫逃亡して子あらば三年、子なくんば二年歸らざるとき。

此二個の場合に於て妻は夫と離別することを得。

法律上

(二)法律上離婚の原因即ち義絕之を分つて左の三個とす。

1、夫が妻の祖父母、父母を毆ち、又は妻の外祖父母、伯叔父姑、兄弟姉妹を殺したるとき。

2、夫妻の祖父母、父母、外祖父母、伯叔父姑、兄弟姉妹自から相殺したるとき。

3、妻が夫の祖父母父母を毆罵し、或は夫の外祖父母、伯叔父姑、兄弟姉妹を毆傷し、或は夫を害せんとしたるとき。

以上の原因あるときは、夫婦の義消滅するが故に、義絕と稱し、法律は離婚を強制す。若し此原因あるに拘はらず、夫婦關係を持續するときは則ち罪あり、各杖一百に處せらる。

離婚要件

又離婚の要件として夫は必ず手書したる離婚狀を作るを要す。夫若し手書すること能はざるときは、指を以て圖を畫して記となし、之を妻に交付し、其他妻が齎したる財產は、之を返還すべきものとす。

養子

(ホ)養子　子なき者は其親族の子に限り、養つて子となすことを得、但子なしとは、男子なきを云ふことは、已に述べたる所なり、故に養子緣組には次の要件を必要とす。

(1)、養父に子なきこと。

(2)、養子は養父の四等親以上の親族にして、昭穆昭は明にして父を云ひ、穆は墓にして子を云ふ)即ち養父に對し、子の列にあるべきものたること。

(3)、養子は養父より十五歲以上年少なること。

(4)、養子は賤民たらざること。

是れなり。

相續

(ヘ)相續　相續は家督相續、遺產相續の二種行はる、而して家督は常に家の長子之を繼承するものとす。令義解に凡そ繼嗣の道は正嫡相承け、伯叔ありと雖、傍系親

たるの故を以て戸主たるを得ずとありて、長子相續なること明かなり。然れども遺産は必ずしも長子が全部收得すべきにあらず。之を全部收得するの制度は、封建制度以後の事なるもの、如し。故に死者遺言を以て財産分配の方法を定めたるときは、是に依りて分配すべしと雖、若し然らざるときは、遺産は令の定むる分配法に從ひて分配すべきものとす。即ち嫡母、繼母及び嫡子は各遺産の二分を、庶子は一分、女子、妾は各半分の分配を受くべきものとす。

第三期　武家法制時代

〔一〕鎌倉法制時代

第二期の末葉に至り朝綱大に弛み、天下麻の如く亂る、朝廷之を如何ともすること能はず、遂に武家の力を藉らざるに至れり。勢ひ此の如くなるを以て、武家は互に鎬を削り、世を擧げて權力爭奪の渦中に投じたり。武家の豪族源頼朝其間に起り、能く此爭亂を戡定し、幕府即ち武斷政府を鎌倉に建設せしより、政治の實權は全く之に歸し、朝廷は只虛器を擁するに過ぎず。之を封建制度の濫觴な

りとす。幕府の執權北條時房泰時等幕府設立以來の武家成敗慣例を集め、傍ら大寶律令を參酌して法律を制定す、是を貞永式目と曰ひ、五十一條より成る、鎌倉法制の端緒爰に開けたり。

貞永式目は大寶律令を改廢したるものにあらず、只大寶律令の法理を酌酌し、之を時世に適用せしめんが爲制定したるものなり。故に此二個の法律は相抵觸するものにあらず、各其効力の範圍を異にし、同時に行はる。詳述せば大寶律令は朝廷の權力の及ぶ所、即ち公家に對して行はれ、貞永式目は幕府の權力の及ぶ所、即ち武家に對して行はれたり。是れ式目の期待する所にして、式目第六に明かに此旨を規定せり、即ち『國司領家成敗不及關東御口入事』とあり。然れども元來大寶令は唐制を摸倣したるものなるが故に、中には我邦の國情に適せざるものあり、例へば班田收授法の如き是れなり。且つ律令は法理の緻密と條文の善美とはあれども、却つて之が爲に難解の弊少からず、直截眞率を尚ぶ武家に歡迎せられざりしは、固より其所にして、簡易實行を旨とする式目の規定は、終に漸次公家の間にも歡迎せられ、律令の効力は日に月に縮少せらるゝに至りたり。

大寶令との差異

貞永式目は公法、私法を分たず、雜然一緒に規定したること大寶令に同じ。爾後隨時追加せられたるものあり、之を新編追加と曰ふ、三百六十二條より成る。今此等の規定より、大寶令と異なる私法上の要點を擧ぐれば、則ち左の如し。

物權の規定

一、物權に關する規定　律令時代に於ては土地は國有を原則とせしかども、式目は之を改めて、一私人の所有權を確認したり。是れ律令以前の慣例に復したるものにして、土地を國有とするは、我邦人情に副はざればなり、但處分行爲を爲すに就きては次の制限あり。

(一)田地、園地の二種は御家人(御家人とは領主となして武家御下文を賜はりし人なり)凡下(凡下とは庶民を云ふ)共に所有し得るものにして、隨意に賣買、讓與を爲すことを得べし。

(二)私領即ち父祖傳來の地、若くは他より買得したる土地は、賣買、讓與を爲し得べしと雖、之を庶民に賣買、讓與することを得ず。

(三)恩地即ち幕府より與へられたる恩惠領地は、之を質入することを得れども、賣買、讓與することを得ず、之に背くときは、賣主、買主共に處罰せらる(貞永式目四十八

賣買所領事)。

債權の規定

二、債權に關する規定　賤民、奴婢は人格なく、從つて之を賣買、讓與することを得れども、良民の賣買(人身賣買)は嚴禁する所なり、但人身賣買は上古より禁止せる所なれども、爭亂の際禁制の弛むと共に、負債の爲妻子眷屬を沽却するも少からず。此に關する訴訟も亦漸く繁きを以て、此弊を矯正せんが爲、人身賣買を嚴禁する規定を設けたり。若し此禁令に違背するものは罪あり、面部烙印刑に處せらる(正應元年新編追加賣人質人條、正應三年可レ令レ禁二制人賣事一條)。

賣買手續

賣買の手續は簡易を旨とし、雙方合意を以て之を爲すことを得。土地賣買の如きも、前期時代の如く官許を受くることを要せず。但土地に關する公驗と相傳の處分狀とを交付するを以て足れりとす。

擔保法

債權擔保の方法に二種あり、一を見質と曰ひ、一を入質と曰ふ。見質とは抵當物を債主に交付し、債主は期限間之を使用して、利子に充當するものにして、奴婢を質入する場合は、大概此方法に由る。入質とは質券のみを交付して、抵當物を交付せず、從つて一定の利子を支拂ふべきものにして、今の抵當權と同じ、若し期限に至り、

債務を辨濟すること能はざるときは、抵當物件を債主の所有に移すべきものとす。

人事の規定

三、人事に關する規定

婚姻

(イ)婚姻　男女は年齡の制限なく、專ら合意と尊屬親の同意とを以て、婚姻を爲すことを得、但當時武家と公家との間には牆壁を築き、自由に交通を許されざりしが故に、武家が公家と婚姻を行はんとするときは、將軍又は執權の認可を受くべきものとせり。

離婚

(ロ)離婚　式目及び新編追加共に離婚の原因に就き、何等規定する所なければ、大寶令の規定を襲用したるものなること疑を容れず。但式目は離婚の結果に就き、稍詳細なる規定を設けたり、即ち左の如し。

妻が重科あるによりて離別せらるゝときは、夫の讓狀ありと雖、夫の所領を知行するを得ず。若し妻に功ありて過なきに、夫新婦を迎へ、妻を離別するときは、夫は妻に讓與したる所領を取戻すことを得ず(式目二十一)。又寡婦再婚するときは、夫より讓り受けたる所領は當然之を失ひ、夫の子に給付すべきものとす。其理由とする所は、寡婦たるもの夫の所領を得たる以上は、他事を拋ち夫の後世を弔ふべきは、其本分たるべきに、貞心を忘れ再婚するは、式目の法意に反すと云ふに在り。而して夫に子なき時は、妻より取り戻したる所領は、臨機の處分あるべきものとす(式目二十四)。懷妊中離別ありたる後生れたる男子は父に屬し、父之を養育すべし(新編追加三百三十二)。離別後生れたる女子に就きては別に明文なしと雖、特に男子は父に屬すと規定せる以上は、女子は母に屬すべき法意なること、解釋上疑なき所なりとす。

養子

(ハ)養子　子なきものは家を繼がしむる爲、養子を爲し得ること、律令當時と異なる所なしと雖、特別の藝能を以て立つ家に在りては、其器量にあらざるものをして相續せしむるは謂なきことなるが故に、子ありと雖其器量にあらざるときは、他の子を養ひて其家を相續せしむることを得べし(新編追加三百三十四、依藝能被召仕輩所領事)。

夫婦の財産

(ニ)夫婦財産上の關係　已に說明せしが如く、大寶令に於ては夫婦同財を原則とすれども、式目は之を改めて、夫婦別財を以て原則としたり。殊に注意すべき點は、大寶令に於ては妻が持ち來りたる財産は、之を與へたる妻の父に於て取戻すこと

を得ざりき。即ち戸令に『居二夫家一女子之財物、無二悔返之法一』とあれども、式目はまた之を改めて、悔返(取戻)することを得べきものとせり、蓋し當時亂世の常とて、妻の夫と雖、時として妻の父と敵味方に分るゝことあり、然るに妻が持ち來りたる財産は、取戻の法なきの故を以て、依然之を所有するを得るものとせば、女は父母に對し不孝の罪を遂ぐるに當り、父母も亦將來此の如き結果の生ずべきことを慮り、讓與すべき財産も其女に讓與せざるときは、親子慈愛の義絶ゆるに至るべし。由つて此の如き不和の生ずるときは、讓與を取戻すことを得と定めたるなり(式目十八)。此の如く式目は夫婦別財を認むと雖、夫若し謀叛、殺害其他重大なる罪過を犯すときは、妻の財産は之に坐して、沒收せらるゝことあり(式目百十一)。

(ホ)相續　相續は長子相續なること、大寶令時代と異ならずと雖、父其所領を子に讓り、安堵の御下文を得たる後と雖、他の子に與へんと欲するときは、之を取戻し得べきことは、全く大寶令時代と異なる所なりとす(式目二十六)。

本節を終るに臨み一言すべし、貞永式目は廣く天下に公布したるにあらず、只有司が裁判を爲すに當り、遵守すべき準則を定めたる訓示的規定に過ぎず。之に反して大寶律令は廣く之を公布し、一般の人民に知らしめんが爲に、七道に明法博士を派遣したるのみならず、其體裁上より觀るも、條文の排列、字句の婉麗、遠く式目の及ばざる所なれども、式目の主とする所は、條句の精巧にあらずして、實行の良否にあり、故に條文を簡單にし、運用を專一となし、正理と便益とに從ひ、裁判すべきことを根柢の原則となしたるなり。即ち起請文中に『凡御評定之間、於二理非一者、不レ可レ有二親疎一、不レ可レ有二好惡一、只道理之所レ推、心中之存知、不レ憚二傍輩一、不レ恐二權門一、可レ出レ詞也』云々とありて、此原則を闡明せり。故に式目は能く實際に行はれ、北條氏亡び、足利幕府起るに至りても、施政の要訣は猶ほ鎌倉の舊に據るもの多く、式目も亦襲用する所となり、爾後數〻之に追加したるものあり、所謂建武式目是れなり。而して德川幕府も亦法制の模範を貞永式目に採りたれば、概して之を言はゞ、貞永式目は我邦封建時代に於ける法制の基礎なりと謂ふべきなり。

相續

貞永式目の特長

建武式目

德川幕府

〔二〕德川法制時代

前期の末葉足利幕府遂に政を失し、豪族四方に割據し、互に兵甲を擁し、天下を窺ふ。德川家康百戰の餘、群雄を征服し、以て幕府を江戸に建つ。彼夙に不世出の英

三法令

法律告知法

才を抱き、識見文武に通達し、自ら謂へらく、天下を統御するは法律の力に頼るに若くはなしと。乃ち元和元年（一千六百十五年）を以て有名なる三法令を制定す、一を武家法度と稱し、諸國大名より以下諸士を拘束す、二を公家法度と稱し、天子より以下京都朝臣を拘束す、三を僧家法度と稱し、五山、十刹より以下諸山の僧徒を拘束す、蓋し武家、公家及び僧家は當時社會の三大勢力なりしなり。此外庶民と稱し、農工商を網羅する一大階級ありと雖、政治上容喙すべき權利を認められざれば、此階級に對する法度あることなきのみならず、武斷政治の一大要訣なる『民は由らしむ可し、知らしむ可からず』との原則に準據し、治世の方針は勿論、苟も公の秩序に關する法令は、一切庶民に知らしめざりき。例へば其後に成りし德川の刑法典、世に所謂『德川百箇條』（寛政二年、一千七百九十年老中松平定信の完成せしものにには明かに此旨を記載し、其末尾に此法は『其掛御役人之外不可有他見者也』とあり。而して其理由とする所は、庶民に法令及び刑の輕重を知らしむるは、却つて法を量り、惡を遂げしむる所以なりといふにあるが如し。然れども直接庶民に知らしむる必要ある規則は五人組帳に載せ、又は高札、觸書を以て庶民に告知したり。殊に僻遠の

村落に至つては、毎々領主、代官等を戒め、配下の名主をして村内の人民を集め、之を丁寧に讀み聞かしめ、或は手習師匠をして規則を法帖となし、其子弟に習はしめ、或は事の急なるものは、名主、村役人をして人を派し、戸毎に之を觸れ知らしめたり、是れ恰も羅馬に於ける法律告知の方法に相似たり。德川幕府が人民を抑壓、制御するの策實に妙を得たりと謂ふべし。

上記三法度は要するに武家、公家及び僧家が幕府に對する關係及び各自が遵守すべき處世の敎訓を規定したるに止まり、私法上の權利關係を規定したるもの少し。世に傳ふる家康百箇條（德川百箇條と異なり、混同すべからず）中には私法に關する規定を散見す、但此家康百箇條は法律にあらず、家康が隨時下筆して其子孫に垂敎したる一個の家典なり、故に曾て之を公布したることなく、寶庫に秘藏して、歷代將軍の外は時々大老に內示したるに過ぎず、されども其中に司法の大方針を定めたる個條あるを見る、即ち其舊格保守の條中に『一、凡て萬事古法に準ずべし、新規の事停止すべき事』、『一、縱令錯事に之ありと雖、五十年來誤り來り候事は相改むまじき事』とあり。是に由つて之を觀れば、德川法制の大方針は舊慣故法に準據すべ

きものなること明かなり。因つて前期時代と異なる點に就き、大要を述ぶべし。

一、物權及び債權に關する慣例及び規定　人民は土地を所有することを得、從つて之を質入、書入することを得れども、永代賣買は之を禁ぜられたり。故に賣主は何時にても買戻すことを得たり、是れ全く土地兼併の弊を豫防せんが爲なり。但此制漸く弛み、質流と稱して事實上永代賣買の慣行を生じたる地方なきにあらず。債權關係は至つて簡單に締結せられ、庶民間貸借には證書を差入れ、期限を定め、請人、證人等を立つるものなきにあらずと雖、武士の關係する貸借には殆ど證文を差入るゝことなく、只口約に止まるを通常とす、蓋し當時我邦の特色たる武士道旺盛にして、武士は清廉、質素を本分となし、財寶を視ること塵芥の如く、君命を重んじ義の爲には一命を捨つるを顧みず、又營利の業務に就くことを得ざりしかば、武士は清貧なるもの多きより、貸借は盛んに行はれたりしと雖、其貸借には證書を作らず、口頭にて返濟を約束す。『武士に二言なし』と謂ひ、一度口約したるときは、之に違背せざるを眞の武士となせり。獨逸語に所謂 Ein Mann, ein Wort の諺は當時我邦に於て勵行せられたりしなり。若し强ひて證文を差入るゝ場合に於ては、天正年間

（一千五百八十年代）武士間に行はれし借用證書に倣ひ、『若し此銀子相濟不申候はば、我等人に有之間敷候』と記載するを通例とす。此氣風は自から庶民に移り、元治年間（一千八百六十年）借用證書には通常『萬一此銀子返濟致し不申事等候はゞ、公人中に於て御笑被成候共、其節一言の申分無之依て如件』と記載して之を交付せり。此の如く上下一般に清淡質樸にして、債務の履行を德義の制裁に一任し、殆ど違約する者あらざりき。

二、人事に關する慣例及び規定

（イ）婚姻　婚姻を爲すには、媒妁人を立て、男の方より物を贈りて申込を爲す、之を結納又は俗に『たのみのしるし』と云ふ。女より物を贈りし第一期時代と全く習俗の異なるを見るべし。媒妁人なき結婚は野合と云ひ、人の擯斥する所とす。士以上に就いては私に結婚を爲すことを禁じ、一萬石以上は將軍の許可を必要とし、士以上は上位の承認を必要とす。又庶民間の結婚は名主、町役人（戸籍吏）に屆け出で、戸籍面の登錄を必要とす、但此登錄なくとも、媒妁人あり、夫婦の事實あるときは、之を有効の婚姻と看做したり。又結婚には父母の同意を受くるを普通とすれど

も、苟も法律に背反せざる限りは、必ずしも此同意を俟たざりしものゝ如し。

夫婦財産

(ロ)夫婦財産上の關係　夫は妻の財産を自由に管理、處分し得たるを以て、夫婦同財なりとす。妻を離別するときは、其現在せる妻の財産は之を返還すべしと雖、妻の姦通其他の罪に因り離別したるときは、之を返却するに及ばざるものとす。

離婚

(ハ)離婚　離婚を爲すには一定の原因を要すとの大寶令時代の原則は、德川時代に於て勵行せられず。刑政以考の記す所に據れば、夫にして苟も妻の持參物を返還するときは、何時にても妻を離別することを得とあり。當時『妻は家風に合はず』との一言を以て、間々離婚の行はれたるを見る。斯く夫は專擅に妻を離別し得たりと雖、妻も亦次の原因あるときは、夫に對して離婚を求むることを得べし。

(一)夫が重罪を犯したるとき。

(二)夫失踪して十箇月間音信なきとき。此場合に夫の尊屬親は夫に代り、離婚を承諾し、離婚狀を交付し得るの一事は、我邦家族制度の特徵なりとす。

又次の原因あるときは、離婚ありたるものと看做し、夫より夫婦關係繼續を強ひらるゝことなし。

離婚狀

(一)妻が夫の家を去り、尼寺に入りて三箇年以上尼となりたるとき。

(二)夫の家を去りて親元に歸り、三、四年間夫より訴出なきとき是れなり。

凡そ離婚を爲すには離婚狀の交付を必要とす、故に縱令事實上離別したりとも、離婚狀なきときは、法律上尚ほ夫婦の關係消滅せざるものと看做し、夫が新婦を娶る場合、妻が再婚する場合共に處罰せらるゝものとす(德川百箇條中に一、離別狀不拂、一、離別狀不取他へ嫁候女髮を切り親元へ相返す、但取持致候者過料、一、離別狀無之女他へ緣付候親元過料、但引取の男同斷)。

此離婚狀は三行半に認むるを慣例とす、故に之を『三くだり半』といふ。夫此『三くだり半』を渡したる後、變心して妻の再婚を妨害したるときは罪あり、『入墨の上遠國非人下手』の刑に處せらる。

相續

(ニ)相續　此時代に於ける相續法は長子相續にして、之を惣領法と呼べり。長子は一切の權利、義務を繼承して戶主となり、子弟は戶主の扶助を仰ぐに止まり、獨立して財產を有すること能はず、是れ亦大寶令時代と異なる所なり。而して戶主た

自治法　養子　隱居

るもの十七歳に達するときは、豫め繼嗣を定め、其筋の允可を受くべきものとす。若し此繼嗣を定めずして死亡するときは、血統の近きものを選びて戸主となす。其選定は概ね父母の意見に依る、父母なきときは祖父母の意見に依る。戸主故なく長子を廢して、他の子を繼嗣となす旨の遺言を爲すとも其効力なく、若し其狀確實なるときは、有金の七分を長子に、三分を指定せられたる子に與へ家財、田畑は固より長子の有たるべきものとす。

戸主五十歳に達するときは、何時にても隱居を爲すことを得べし。

(ホ)養子　血族同姓の者に限り、養子となすことを得べく、而して養子は養親が五十歳に達する前に之を定むべく、殊に士以上に在つては、其筋の允可を受くることを必要となすことゝす。此規則に反し繼嗣なき爲、家の斷絶せるもの少からざりしが、幕府の中世頃より之を改正し、養親五十歳以上に至るとも、急病に罹りたるものは、末期の急養子を許し、又養子は必ずしも血族に限らざることゝなしたるを以て、繼嗣なき爲家の斷絶するもの殆ど之なきに至れり。

以上は德川時代に於ける私法法制の大要なり、但德川幕府は各藩に自治を許したるを以て、大方針に背かざる限りは、各藩其宜しきに從ひ、法規を立つることを得たるが故に、藩によりては、或は上記の慣例規定と小異なきにしもあらず、是れ注意すべき點なりとす。

維新　裁判事務心得

第四期　明治法制時代

德川幕府亡び、爰に武斷政治の終局を告げ、王朝政治復活して、明治維新の世となりたれども、萬機草創に屬し、大業未だ緒に就かず。明治元年(一千八百六十八年)發布せられたる、有名なる五條の誓文中『舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし』との詔に因り、舊來の陋習を打破せられたれども、是に代るべき確乎たる慣習又は新法の制定あるにあらざれば、暫く舊慣に據ることゝなし、明治八年(一千八百七十五年)裁判事務心得を發し、『民事の裁判に成文の法律なきものは姑く慣習に依り、慣習なきものは條理を推考して裁判すべし』と定めたり。然れども爾來歐米各國との交通頻繁となり、同時に佛國法、英國法及び獨逸國法の研究も愈〻盛んにして、司法官、辯護士等は陽に慣習若くは成文を論據とすれども、陰に自己の學修したる外

民法典の制定

民法

國法の法理に基き、立論するもの少からざれば、判例區々にして一定せず、民其適從する所を知らざるの觀あるは、過渡劇變の時代に於て、理勢の止むを得ざる所なり。是に於て民法典制定の必要起る。尙ほ此制定を促したる一大原因あり、曰く在來の通商條約は我國權、國利の上に損害を與ふること尠からざるを以て、之を改訂せんには、必ずや先づ完全なる民法典を制定、施行し、外國人をして我法權の下に歸服せしむるの急務なること是れなり。此理由により、政府は鋭意法典制度の業に從事し、數度の修正を經て、民法典全部を完成し、明治三十一年(一千八百九十八年)七月十六日より實施せり、現行民法是れなり。

一、民法　現行民法は專ら歐米諸國の立法例に參酌し、傍ら舊慣故法を取捨し、其編次の體裁は近世羅馬法式に準據して、之を五編に分ち、第一編總則、第二編物權、第三編債權、第四編親族、第五編相續となしたり。因つて或は明治法制時代を呼びて歐米法繼受時代と云ふ。

(イ)今其內容を案ずるに、總則編に於ては私權の主體たる人を分つて、自然人、法人となし、私權の目的たる物及び意思表示に基く私權の發生消滅原因たる法律行爲、法律の規定に基く私權の得喪原因たる時効等に關する根本的原則を規定したり。

(ロ)物權編に於ては直接に物を支配すべき權利を物權と稱し、九個の種類を認め、所有權、占有權、地上權、永作權、地役權、留置權、先取特權、質權及び抵當權と曰ひ、其中所有權、占有權、地上權、永作權は主たる權利にして、地役權、先取特權、留置權、質權、抵當權は從たる權利なり、而して終りの五權は債權の擔保なるものとす。

(ハ)債權編に於ては特定の人に對して、行爲を請求するの權利を債權とし、其種類並に移轉消滅の通則を掲げ、次に債權の發生原因たる契約、事務管理、不當利得及び不法行爲に關する規定を設けたり。

(ニ)親族編及び相續編に於ては、大に、舊慣故法を參酌し、現今歐洲に於ける個人制度と、我邦舊來の家族制度とを調和し、先づ親族編に於て支那法系親等計算法を廢止し、羅馬計算法に從ひ、血族六親等、傍系三親等、配偶者及姻族を親族と曰ひ、養子を血族に準じ、家の人格を廢し、唯戸主權の行はるゝ範圍となし、早老退隱の弊を矯正する爲、年齡六十歳に達するにあらずんば、隱居を爲すことを得ずとなし、婚姻締結に一定の式を要すとなし、即ち戸籍吏に屆出を待つて効力發生し、離婚の原因を合

意上の離婚、裁判上の離婚の二となし、又夫婦財産制を定め、結婚の際特約なき限りは、夫又女戸主は用方に從ひ、其配偶者の財産を管理及び收益するの權利を有し、妻は日常の家事に就き、夫の代理人と看做し、而して未成年者保護機關として後見人、後見監督人及び親族會の制度を認めたり。次に相續編に於ては家督相續、遺産相續の二を認め、家督相續は被相續人の權利義務一切を承繼するものとし、遺産相續は家族の財産に屬せる一切の權利義務を繼承するものとす。又相續人なき相續財産は國庫に歸屬するものとせり。

最後に紹介するの名譽を有するは、我民法は私權享有に關し、內外國人平等の主義を採用したること是れなり。

二、商法　從來民事法の一事項として、法制上重要なる地位を占めざりし商法を獨立なる一法となし、最初獨人ロエスレル氏をして起草せしめたるに、同氏は商法專門の士にあらざれば、商事、商人の觀念に乏しく、且つ外國法を摸倣するに過ぎ、我邦の慣例に違背せるもの多しとの非難ありしを以て、唯其急速施行を要する會社、手形及び破產の部分を、明治二十六年(一千八百九十三年)七月一日より實施し、其全

部修正を待つて之を實施したるは、實に明治三十二年(一千八百九十九年)六月十六日にして、現行の商法即ち是れなり。

商法は其編次を分つて五編とし、第一編總則に於ては、商法に規定なきものは商慣習に據ること、及び其他商法一般に通ずる總則を揭げ、第二編會社に於ては、會社は法人として其種類を揭げ、第三編商行爲に於ては、商行爲の種類を列擧して、之を例示し、第四編手形に於ては、手形には爲替手形、約束手形及び小切手の三種類を揭げ、第五編海商に於ては、船舶、海員其他に就き規定し、又先きに商法の一部なりし破產編は、商事のみならず、民事に通じて一般に之を設くるの必要あるが故に、商法より分離して、一の特別法となし、他日の修正を期したり。今現行の破產編に據れば、破產手續は破產宣告に始まり、是と同時に宣告を受けたるものは、自己の財產を處分するの權利を失ひ、破產者と確定したるときは、身分上種々の失權を來すものとせり。

結論

概括

以上說明する所を概括して之を案ずるに、第二期法制時代と第四期法制時代と總べての點に於て相類似し、又第一期法制時代と第三期法制時代とも亦總べての點に於て相類似せり。而して前の二時代と後の二時代とを對照するときは、大に相異なるものあるを見る。即ち第二期唐制摸倣時代と、第四期明治法制時代とは何れも文政にして、一は支那法制を摸倣し、一は歐米法制を繼受し、共に整然たる法典を有す。之に反し、第一期固有法制時代と、第三期武家法制時代とは、何れも武斷政治にして、一は成文法を有せず、一は多少成文法ありと雖、其根柢は慣習法に據りたるものなることは、二者其揆を一にせり（但第一期時代は名は王朝政治なりと雖其實所謂豪族なるもの各固有の氏を冒し、族長は其族中に於て生殺與奪の專權を行ひ、朝廷の裁判權は、豪族に對し行はれたることなかりしかば、人此時代を呼びて氏族政治と曰へり、故に之を第三期時代と並稱して、武斷政治と云ふも不當にあらず）。然り而して法律實行の迹に就きて之を見るに、第二期に於ける大寶律令の如きは、實施後久しからずして效力を失ひ、終に繁文縟禮の譏を貽し、却つて不成文若くは簡易なる法律は能く其成果を收め、時勢適中の賞讃を博したり。其然る所以のものは、蓋し法律の價値如何は條文の良否にあらずして、實行の良否にあり、而して實行の良否は全く懸りて當局者其人の如何に在り。故に大寶律令は其時代の製作としては、實に善美なる法律なりと雖、當局の士之を活用するの才に乏しく、從つて時世の進化に伴ひ、之を解釋應用すること能はず。且つ保元平治（第十二世紀の中葉）の際は兵馬倥傯、文を抑へ武を講じ、法典は之を高閣に束ぬるのみならず、外國との交際至つて稀なれば、外國法の刺戟を受け、法律學を研究するもの、比較的僅少なりき。是を以て所謂大寶律令は、武斷政治の世に於て徒法として葬られたりしや、疑を容れざるなり。今や明治法制時代は歐米の法制を繼受したりと雖、當局の士活用の才に富むこと、第二期時代に於けると同日の談にあらず。實施以來僅に二十年の經驗に過ぎざれども、早く既に現行法規の我國情、民俗に副はざるもの少からざることを發見し、廣く世界各國の立法例に鑑み、之を改正修補して、完全なる我邦固有法時代に進みつゝあり、是れ余が最も喜んで世界に報告せんと欲する所なり。

三條實美

三條氏は公卿中の一名門なり、實美は少壯より國事に辛勞し、攘夷を主張して深く長藩士等と結托す、元治元年長藩士の京師の變に敗るゝや、實美は同志の六卿と共に四國走し、罪を得て僻陬に居る事數年、後歸京を許され、王政維新の鴻業を翼賛せり、その後太政大臣、內大臣等に歷任す。實に明治の元勳、朝家の柱石にして、德望一世を蓋へり、其薨ずるや國葬の禮遇を賜はる。

（公爵三條公美氏調）

岩倉具視

岩倉氏は公卿中の一家なり、具視人となり剛邁にして見識あり、壯にして公武合體の說を執り、後長、薩兩藩を率ゐて討幕を主張す、明治中興の偉業の成ること、具視與つて大に力あり。維新後も大政に參與し、右大臣たり、又全權大使となりて歐米諸國を巡回し、その制度文物を視察す、其歸朝するや會〻征韓の議あり、具視之に反對し、廟議つひに具視の說に決す。爾來外國の長を參酌して、明治新政の基礎を作れり。

（公爵岩倉具定氏調）

自治制度

法學博士　清水澄

維新以前の自治制度

日本現行の自治制度は歐羅巴の制度を參取すと雖、本邦に固有なる自治の形跡亦少きにあらず。先づ古代に遡りて之を觀るに、當時の社會を組織したるものを姓氏とす、姓氏に屬する內政は即ち自治たらしめたり。如何となれば姓氏は家族より成立せる戶を以て組織せられたる一種の血族團體にして、當時の自治は即ち血族を基礎として存立せるものなりしなり。氏の特長を言はゞ、國家の重事は姑く其範圍外となして、普通行政に屬する事務は一切氏自ら之を處理し、氏の上を置きて之を統理せしを以て、天皇の命令は其代表者たる氏の上を經由したり。故に

氏の上は其氏に屬せる戸と戸との間に於ける爭訴を裁決するに止まらず、又其職員を任免し、其防護の爲には配下を以て軍伍を編制したり。氏に大氏、小氏の二階級あり、小氏を組織せるを戸とす。當時戸は多數の家族を包含し、一戸に百人若くは數百人に及べり。然るに人口次第に滋生し、交通亦漸く頻繁を加へ、更に宗教の外邦より移入するあり、文化亦愈〻發達するに從つて、氏は社會の單位たるを失ひ、戸は其地位に代はるに至りぬ。而して此氏制度を破壞したる原因の一は佛教なるべし。如何となれば佛教は個人を重視して、祖先崇拜に反するものなるに、氏の血族團體は祖先崇拜を根柢とするが故に、必ず氏制度の生命に斧鉞を加へたるべし。氏の根柢は搖盪して、社會の單位は戸に歸するや、國と戸との間は支配の關係大に疎隔し、行政上の不便漸く滋きに至りたらん。是に於てか五保の制起れり、五保制は遠く周代の五家制に淵源し、傳はつて唐に至り、尋いで我邦に傳來したり。而して五保は五戸を標準として一團體を組織し、內部の行政を執行し、國に對しては共同の責任を負擔せり。勿論此戸も多數の家族を包含せしを以て、今日の家と同視すべきものにあらず。然るに文化の發達、人口の增殖、交通の頻繁に由り、戸も亦社

會の單位たる地位を失ひ、更に分解せられて、家は社會の單位を占むるに至れり。是に於てか五保制は一變して、五家を要素とせる五人組制と爲れり。是れ德川氏の自治制度として特に價値を存するものなり。

五人組の名稱は慶長三年（西曆一千五百九十八年）の高札に始めて見ゆ、固より五保制の遺物なるべしと雖、其直接の原因は耶蘇教傳播の防遏、浪人の取締によりて成立せり。其組織は隣保相接する五家より成立し、一家を推して其長と爲し、之を版頭と稱す、法令禁止の事項及び人民の遵守すべき要件を帳簿に記錄し、署名調印の上、每年所管の役所に提出す、所謂五人組帳是れなり。今其要項を列擧せば、租稅は必ず上納す、法令は必ず遵奉す、基督教其他禁制の宗教を信仰する者及び犯罪人は必ず告訴す、賭博を爲さず、社寺を侵さず、官有の山河林野に濫入せず、爭論訴訟を愼む、又道路、橋梁、水利等に注意し、農業を勉勵し、勤儉貯蓄を勵むこと等なり。若し此等の規制に違反する者あらば、五人組は聯帶責任を負ふ可きものなりき。版頭は組頭、筆頭又伍長と稱す、多くは組合の互選に係る、或は世襲的資格の家もあり、或は所管の役所より任命せらるゝものあり。其職務の大要は組合を代表し、組合員

に上命を傳達す、組合員の爭論を裁判す、不動產の賣買、質入等の證書に連印す、組合員の性行を監督す、又組合員の破產或は財產競賣等の場合に當りては、其事務を執行する等なり。五人組は町村の役員直に之を支配せる地方ありしと雖、又町村の名主、年寄の下に之を支配すべき組頭を別に設けたる地方あり。要するに此五人組の重要なる事務は、組合內の警察(固より保安、風俗、消防等を含む)、勸業、土木及び納稅に屬するものにして、其他尙ほ部內の民事上並に道德上の事項に至るまで干涉したるものなり。是に由つて之を觀れば、所謂五人組制は一種の自治團體たりしを察知せらるべし。

今の自治制は多く範を獨逸に取れり、但彼國に於ては普通の自治團體以外大地主に自主權を與へ、其所有地域の行政事務を司掌せしめ、之を『グーツ・ベ、ジッツェル』と稱すれども、本邦現行の制度には此種のものを認めず。然れども歷史上には是と類似せるものなきにあらず、即ち莊園是れなり。莊園はもと權門勢家が荒蕪を開墾して別業地となしたるものにて、特に免租なりしに、何時しか所有者は其莊園に對して行政、司法の權を有するに至れり。又神社地は古來免租にて所有したるも

の多かりしが、佛法流布の後は寺地にも此特典を與へられ、又神佛の尊崇より私地を寄進するものあり、是等の地主益〻增殖し、隨つて其勢力を扶植するに至れり。是に於て有稅地を故ありて一旦莊園、寺社の下に附加せば、永く免租の特典に均霑することあるが故に、地主自ら好んで其附屬たるを希望するもの靡然として起り、遂に莊園は全國過半の土地を占むるに至れり。莊園の所有者を領家と稱し、代つて之を治むる者を莊司と稱し、其地の佃作主を地頭と稱す。領家の莊園膨脹するに從ひ、莊園地頭の權力增大して、事實上國司、郡司に凌駕するものを生じ、而して行政、司法の實權は次第に其手に移り、所謂武家の勢力を扶植し、遂に鎌倉幕府を始むるに至れり。鎌倉幕府は地方の大地主より選みて諸國の守護を置き、主として司法及び警察權を託し、又幕府の勢力者を莊園の地頭となし、行政を總べしめ、而して從來の地頭は地頭代と稱して、守護、地頭の下に事務を治し、稍〻統治體をなしたりと雖、畢竟するに是れ幕府が功賞の爲に、功臣の收入を增加せしむるが主なる目的にて、是より莊園は守護、地頭に對して納稅義務負擔を增したり。之を要するに、氏又は戶の土地、人民に結付けたる自治力は甚だ硬固にして、當初は莊園の領家に對する

應分の納稅をなすに過ぎざりしが、勢の趨く所は武家競ひ起り、部下に家子、郎黨を養ひ、自治の實權は地頭に推移し、事實上に裁判、警察及び行政權を掌握し、領家は多く其實を失ひ、竟に幕府政治に變じ、守護、地頭の配布となりたりと雖、是れ亦各地の自治力を撓むるを得ず。斯くて其結果莊園の佃作主即ち地頭代の如き大地主が、之を押領して大名となるに至れり。勿論此大變化には土著の守護、地頭等之を領有して大名と爲れる者亦少しとせず。足利時代に至り遂に大爭亂となり、莊園は全く其形影を喪ひ、舊大名も過半は滅びて、其領地は新大名に移り、以て德川氏の封建制度を完備するに至れり。故に其結果として今は獨逸の『グーツ・ベジッツェル』の行政制度に類似せるものは存在せずと雖、嘗て本邦歷史上の莊園に於て、自治に類似せる一種の制度の存在せしことは、固より疑を容れず。彼の社寺が多數の衆徒を擁し、殆ど侯伯に似たる實權を握りて、領民を自由に統治したるが如きは、亦莊園に異ならず、但彼等は神佛の權に憑依して、守護不入の特許を得、其領地に兵を入れ、人を逮捕するを拒みたれども、此の如き自由權は莊園制度の廢滅と倶に其勢力を失墜し、德川時代に至りては、僅に幕府より與へられし朱印、黑印地なるものを有し、

少しく其影を留むるに過ぎざりしのみ。

今や市町村は完全なる自治團體と認められる、然れども其維新前に於ける狀態は、自治團體とは言ふを得ざれども、而も亦自治的要素を多少存せしことは疑ふ可からざるなり。抑村の成立する所以を繹ぬるに、頗る姓氏と關係するを見る、茲に一氏あり、次第に興隆し、從つて之に附隨する者を生じ、終に發達して村となり、或は茲に一神社あり、神官の家其根柢となりて、枝葉繁榮し、終に村をなすが如し。故に村には同姓多く、或は本家の村と同名なる、或は村に本居神ありて、全村の各戶は皆其氏子たるが如き、亦以て其一端を徵すべし。德川時代に至りて、村を支配するものを名主或は莊屋と稱す。名主は東北地方の名稱にして、莊屋は西南地方に行はれたり。名主の稱は昔時の名田より出で、莊屋は莊園の管理所より起る、後には二者共に其根源とは全く性質を異にしたるを以て、只名稱の起原とは見做すべしと雖、其實質に於ては全く聯絡せる緣由なきものとして之を考へざる可からず。名主、莊屋は或は選擧に由り、或は世襲に由るが故に、一概に之を律すべからずと雖、莊屋には世襲多く、名主には選擧多きが如し。其職務は租稅を徵集すること、裁判を執

行すること、村民を代表し、且つ之を保護すること、官の命令布達を人民に配布すること、農事を奬勵し、殖産を興起すること、道路、堤防其他村內必要の土木工事を掌ること、法禁の宗教を信仰する者の有無を調査すること、其他領主、代官等の役所の命令を奉じて、之を執行すること等なりとす。名主、莊屋は有給にして、一見せば一種の官吏の如く、村を支配せるの狀ありと雖、既に言へるが如く、人民の選擧に由れるものなりしと、村民を代表して、一村の利害問題の爲には、一身を犧牲として服務するの職分を有せるとの點より觀れば、村は多少自治的性質を有し、且つ名主、莊屋は其自治的事務を執行したりしものに似たり。其村民を代表し、一村の利害に關して粉骨盡瘁せる名主、莊屋の例證は枚擧に遑あらずと雖、夫の木內宗五郎の如きは、其最も顯著なるものとす。名主、莊屋の下に組頭あり、總べて選擧に由り、任期は一年乃至數年にして、皆名譽職とす。或は名主、莊屋の下に年寄を置きたる地方あり、專ら農民の利益を代表せるものにして、多くは組頭なき所に置かれしが、主として西南地方に行はれたり。次に百姓代と稱するものを置きし地方あり、大地主の農民より選ばれ、主として村民の利害關係を生ぜる場合に當り、村民の爲に名主或は

莊屋に交涉するの任務を執る、是れ亦選擧に由り、而して名譽職たりき。此の如く此等選擧に由り、或は名譽職たる吏員の制を設けし點より觀察せば、今日の所謂自治團體とは稱すること能はずと雖、村は自治要素の幾分を具へたりしや、固より疑を容れざる所なり。

然らば當時に於ける大都會の形勢如何。江戶、京都、大阪の如き、固より更に今日の自治團體の如きものと同視すべきにあらずと雖、江戶は之を司宰せる町奉行の下に、京都、大阪は所司代、城代或は町奉行の下に町年寄數名を置きて、其區劃內の行政事務を執らしめたりき。町年寄は多く世襲にして、殆ど官吏の如くなりしが、其下に江戶に於ては町名主、組頭あり、京都に於ては町代あり、大阪に於ては總年寄あり。是等は或は世襲、或は選擧に由り、其就職の方法は一定せざりしが、選擧に由れるものゝありしは、疑ふ可からざる事實なり。且つ又是等が當時管內町民の利害を代表し、町民の爲に終始行政上の便宜を計りしこと、亦疑ふべからざるなり。故に是れ亦一種の自治的要素を有せるものと思惟すべきなり。江戶の町名主、京都の町代の如きは恰も今日の區長に當り、村に於て之を言はゞ、舊時の名主、莊屋に當

りしものなり。其職務は命令を人民に配布すること、土地、家屋の賣買、改名の紛議に關しては之を調停すること、不品行の徒あらば之を訓諭すること等なりとす。

又商工業を中心とせる都會例へば堺、兵庫等の如き地に於ては、恰も獨逸の自由市（フランクフルト、ハンブルヒ、ブレーメン等）の如き獨立自主の權を公認せられたると頗る相酷似せるものありき。故に其行政、司法の事務は都民の選擧に係る會合衆と稱する集會之を司掌せるのみならず、時に浪人を雇傭して都の常備軍を編制せるが如き、一種兵事上の權力をも有したりき。是に由つて之を觀れば、商工業を中心とせる都會に於ては、却つて今日の自治團體よりも、寧ろ一層進歩したる自治權を有せしものと觀て不可なきなり。蓋し夫の獨逸に於けるが如く、當時財政上是等商工都府に待つべき事情ありしを以て、勢ひ亦彼等に對し、一種の特權を賦與するの止むを得ざるものありしなり。

維新以後の自治制度

要するに維新以前に於ては氏、五保及び五人組、莊園、社寺、市町村に於て自治的要素の存在せしことは、決して疑ふ可からざる所なり。若し夫れ此の如くにして發達したらんか、必ず日本固有なる一種の自治制度の成立を見たるや知るべきなり。然るに明治の維新は、一切の舊物を廢滅すると同時に、此等の制度をも亦一掃し去りて、殆ど總べて官治組織と變じたり。然りと雖尋いで再び自治制の必要を感じ、遂に現在の制度を施行するに至りしものなり。其狀恰も夫の獨逸に於て封建の衰頽と共に、總べて中央集權となり、從來根柢を有せる自治制を覆し去りたる後、再び更に之を植ゑしが如く、東西同軌頗る相似たるものあるは、亦一奇と謂ふべきなり。本邦現在の自治團體は市町村郡府縣なるが故に、今茲に其維新以降に於ける制度の沿革に就き叙述する所あらんとす。

抑、維新以後市町村は一旦大區、小區に分たれ、大區に區長を置き、小區に戸長を置き、名主、莊屋、年寄等從來の舊制度は悉く之を廢止したり。而して區長、戸長は總べて之を官吏に准じたりしを以て、當時自治制度は全く存在せざりしものと見るべきなり。區なる行政區劃以外に郡町村の名稱は存在せしと雖、事實は單に地理的區劃を示せるに過ぎざりしのみ。然るに明治九年に至り、各區町村金穀公借共有

物取扱土木起工規則發布せられ、區及び町村は財産を有し、又負債を起し得ることを認め、其手續として區に於て金穀を公借し、若くは共有の地所、建物を賣買するときは、正副區長並に區内每町村の總代二名の連名を要し、又町村に於て是等の行爲を爲すときは、正副區戸長及び町村内不動産所有者六分以上の連印を要することとなせり。

尋いで十一年に至り、郡區町村編制法なるものを發布し、府縣を別つて郡區町村と爲し、每郡に郡長を、每區に區長を、每町村或は數町村に戸長を置くことゝなせり。初め每町村に總代として戸長を置くの原案なりしが、發布の際『總代として』の文字を削除し、單に每町村に戸長一人を置くと改定したり。されば縱令之を削除したりとは言へ、元來法律の精神は、戸長を以て町村の總代とするに在りしは固より明白にして、漸次自治制の發揮せられしは疑ふ可からざるなり。而して又戸長の選任手續は各府縣隨意の規定に任せ、多くは人民の選擧に由れり。又同時に町村に町村會を設くるを許したり。然れども町村會に關する規定は、法律を以て之を設けざりしが故に、十三年四月區町村會法を發布し、區町村の公共に關する事件及

び其經費の支出徵收法を議するが爲に、區町村會を設くることを明かにしたり。現行町村制の基礎は實に此に確立したりと謂ふ可し。然るに十七年に至り、民選の戸長は不成績なりとの理由を以て、之を官選に改めたれば、春草稍〻綠ならんとして、再び雪裏に埋められたるの觀ありしが、尋いで二十一年發布せられたる町村制に於て、戸長に代ふるに町村長を以てし、而して之を公選することに規定せられしかば、自治制は茲に始めて完全なるものとなり、春風漸く花信を報ずるの狀とはなりぬ。抑〻此町村制は市制と共に十七年始めて起草せられたるものにして、當時の案に據れば、五人組の規定あり、又戸長の外に用掛、總代人等を設くるの制ありしが、十八年に於て此等を削除し、唯用掛のみを存留せり。然るに該案は尚ほ不完全なりとて、二十年地方制度編纂委員なるものを内務大臣委員長の下に置き、獨逸人モッセ氏を雇ひて顧問と爲し、新に市町村制を起案せしむることゝなれり。當初市町村制を一案として自治部落制案と爲しゝが、後之を市制、町村制の二法律案に分ち、二十年十二月元老院の議に問ひしに、或は郡制、府縣制に先ちて市町村制を發布するを不可なりと爲し、或は民法其他の法典を同時に編制するにあらずんば不可な

特別市制

りと爲し、或は漫に外國の制度に摸倣するは不可なりと爲し、議論紛々たりしが、翌年一月に至りて町村制は確定して、遂に發布せられたり。當時尚ほ地方官中には納稅事務は市町村以外の官吏をして之を取扱はしめざる可からず、又土地の狀況に由りては、市町村長は之を官選と爲さゞるべからずと云ふが如き議論ありしと雖、是等は皆採用せられずして、遂に市町村長は公選と定まるに至れり。而して町村長公選說は多數者の抱懷する所なりしが、政府の一部に於ては尚ほ市長公選に反對する者ありしを以て、元老院に於て市長のみは市會三名の候補者を選擧し、之を上奏して御裁可を仰ぐに修正し、之を決定したり。而して市制を布くに當り、東京、京都、大阪に就きては他の諸市と同一なる市制を用ふ可からずとの議論又起り、特例を設くるの說元老院に於て多數を制したり。是に於てか右三市は市長、助役を置かずして、知事をして市長の事務、書記官をして助役の事務を執行せしむることゝなせり。市長官選論は此點に於て其目的を達したるものと云ふべし。此市制の特例即ち所謂特別市制なるものは、三市の非常なる反對を招致せり。即ち其理由とする所は、知事は監督者たるに拘はらず、被監督者たる市長の職務を兼ぬるは、是れ其地位を混同するものにして、市の行政を紊亂するの一禍源なり、且つや三市の事務の如きは非常に繁雜なるに拘はらず、一人の知事にして市長を兼ね、又書記官にして同時に助役たるが如き、只益〻事務を澁滯せしむるに過ぎずと云ふに在り。故に爾來年々衆議院に於て特別市制を廢止するの決議を爲せりと雖、政府及び貴族院は毎に依然として之に反對せしが、遂に三十一年春の議會に於て、兩者共に同意を表し、多年の問題は此に解決せられて、同年十月一日より普通市制を三市に布くに至りたり。

町村長官選說

又町村制を調査せし委員中には、歐洲にも其例ありとて、町村長を町村會議員の中より府縣知事之を任命すべしとの說を持せる者あり、是れ亦一種の官選說なりしが、苟も自治制度の精神より論ぜば、無論公選ならざる可からずとの說勝を奏して、遂に公選と確定せり。然れども今日尚ほ町村長が府縣知事の認可を要するは、獨逸制度中に其例なきにあらざれども、一は此反對說の遺影と見る可きなり。

市町村制改正案

此市町村制は爾後一部の改正ありし外、其儘今日行はるゝものなりと雖、政府は第二十二回及び第二十三回の議會に於て、其改正案を議會に提出したり。町村制

を改正せんとするの點は、輕微の事項に止まれりと雖、市制の改正事項として重要なるものは、市參事會の行政執行機關たるを改めて、府縣郡參事會の如く之を議決機關と爲さんとするにありしが、其改正案は第二十二回に於ては議了せず、第二十三回のときは、政府より之を撤回したり。

郡は維新以前に於ては一種の行政區劃にして、自治的團體たりし史實更に存在せず。維新以後十一年に至るまでは、單に地理上の名稱に過ぎざりしが、此年郡區町村編制法の發布せらるゝに及び、行政區劃に變じ、一郡若くは數郡に郡長を置くことゝ爲れり。（十九年島は郡に編入せずして、別に島司を置けり。）然るに二十三年郡制を發布し、郡を町村の上に位する自治團體と爲せり。時に自治團體は一段階に限るものにして、自治團體を設くるの道理なしとの反對論ありしが、遂に確定するに至れり。然れども市町村の如く完全なる自治權を郡に與ふるときは、地方分權の勢力を增長せしめ、遂に行政の統一を破壞するの虞ありと爲し、郡の行政者たる郡長は公選に付せず、官吏を以て之に充つることゝせり。斯くて郡制を施行するや、郡長公選の議論起り、改正案は數、議會に提出せられたり

と雖、尚ほ未だ行はるゝに至らず。又最初の郡制草案には郡參事會を市參事會と同じく、行政上の執行機關となしたりしが、後之を改めて單に一の議決機關と爲し、訴願を裁決するの外、只郡會の委任を受けたる事項及び郡會議決範圍內の細項目を議し、或は急迫の場合に郡會に代つて議決を爲すに止まるものと爲せり。此郡制は三十二年に及んで全く改正せられしが、其要點は大地主議員を廢し、且つ郡會議員の複選法を改めて直選と爲したるにあり。蓋し大地主に議員の三分の一を其中より互選するの特權を賦與するは、歷史上不必要なるのみならず、咄嗟の間に大地主を作るの弊害あり、又複選法を用ふるときは、則ち町村會議員をして郡會議員を選ばしむるものなるが故に、郡會議員の選擧競爭を町村に移すの結果、町村に於ける選擧競爭は非常に劇烈とならざるを得ず、即ち選擧の競爭を驅つて町村の一點に集注し、爲に政黨の弊を町村なる下級の自治團體に誘導し、竟に自治破壞の虞なきを得ざるのみならず、加ふるに複選なるときは、幾回之を解散すとも、選擧者は常に町村會議員なるを以て、之を改めざる以上は、遂に其效果を見る能はずと云ふこと、其反對の理由たりしなり。此等の諸點は郡制發布後常に起りし議論なり

しが、政府及び貴族院は常に反對せしが故に行はれざりき。然るに三十二年に及んで、兩者共に遂に反對說に同意せしを以て、多年の問題たりし大地主議員及び複選法の制は、茲に始めて廢止せられたり。而して此改正郡制案には郡を以て法人と爲すことを明言せられたり。是に關して貴族院に於ける反對論は頗る熾んにして、若し郡をして法人たらしめば、郡長は公選たらざるを得ず、果して然らば是れ即ち一種の封建制度を作るものにして、國家行政の統一上大に寒心すべき結果を生ずべしと。然れども元來二十三年の郡制たる、郡の法人たるを明言せざりしと雖は言へ、其事實は既に之を認めたりしものなるを以て、今や只之を明言するに過ぎずとして、遂に其通過を見たり。然るに郡に事業興起せず、從つて郡を自治公共團體と爲すの必要なきを理由として、郡制廢止案を政府より第二十二回及び第二十三回の議會に提出したり。然し二回とも烈しき論爭ありし後、第二十二回のときは政府より撤回し、第二十三回のときは貴族院に於て否決せられたり。

府縣は明治十一年に至るまで、一種の行政區劃たるに過ぎざりしが、同年府縣會規則を發布し、之を一種の自治團體と爲せり。即ち同規則は府縣會を地方支辨の經費の豫算及び其徵收方法を議定せしむることゝなせるものにて、郡區の大小に由り、每郡區五人以下の議員を選出せしめ、以て府縣の行政に參與せしめたるなり。然るに其規定は不完全なりしを以て、明治十三年より十七年に至るまでの間に四度改正せられ、遂に二十三年に及んで府縣制を發布するに至れり。府縣會規則は其模範を佛國の制度に取りたるが、府縣制は郡制、市町村制と同じく、主として獨逸の制度を參照して制定したるものなりても、郡に於けると同じく、府縣の行政者たる府縣知事は公選に由らず、官吏を以て之に充つることゝせり。然れども由來府縣は大團體なるが故に、夫の郡に於けるが如き府縣知事公選論は未だ起らざるなり。然れども府縣會議員は初め複選法たりしを以て、是れ亦終始反對論を惹起し、三十二年郡制の改正と俱に府縣制をも改正する所あり、複選に換ふるに直選を以てし、又同時に府縣の法人たるを明言するに至れり。此三十二年改定の郡制及び府縣制は今尙ほ其效力を有す。

維新以降に於ける市町村郡府縣に關する制度の沿革は略ぼ實に此の如し。唯注意すべきは均しく是れ自治團體なりと雖、市町村と郡府縣とは其自治權の範圍

に於て大に徑庭なきを得ず、元是れ區域の廣狹に基因するものにして、且つ現在の情勢に照せば、現行制度の如く定められたるは、蓋し必要の事なるべし。

大寶二年美濃國戸籍

我國戸籍の制は早くよりありけれども、後に大寶令の制定せらるゝに至りて、其制完備したりと見ゆ。この原本は大寶二年に美濃國にて造り、政府に送付せしものにして、今は奈良正倉院の御物たり。

東大寺墾田圖

大化改新後、天下の田地は盡く國家の有となし、班田收授の法を用ゐられしが、年を經るに從ひ、人口漸く多くして、田地足らず、故に政府は大に新墾田を奬勵せり。其結果として、山野荒地の開發は盛となりしも、一方には權門、勢家、寺社等の土地を占領すること行はれ、所謂莊園、寺社領なるもの天下に滿つるに至れり。本圖は天平寶字三年に奈良の東大寺が越前足羽郡糞置村に開墾したる時のものにして、麻布に繪かれたるものなり。

（東京帝國大學藏版）

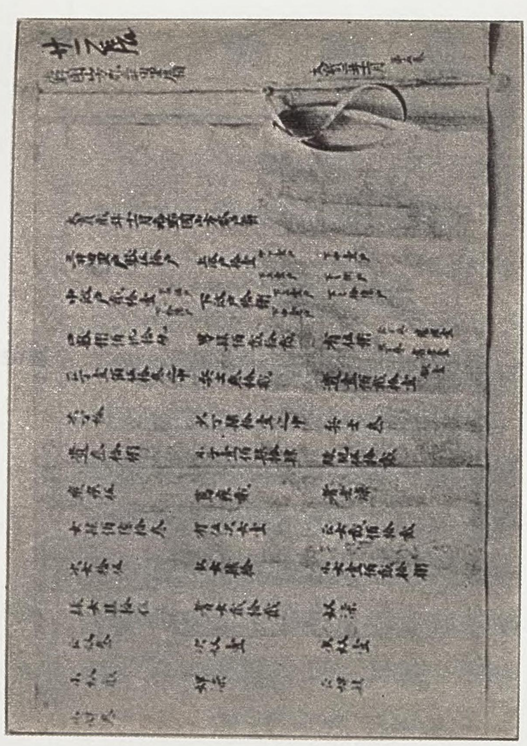

警察制度

男爵 大浦兼武

緒言

制度の發達

警察の基礎

我邦現時の警察制度は、明治以後歐洲諸國の制度を攷究し、又其實況を視察して之を我國勢に稽へ、民情に照らし、彼此參酌、長を採り、短を補ひ、弊あらば削り、害あらば去り、改訂修整、漸を以て今日に至りしものなり。今其沿革、組織、法規及び敎育等に就き、以下項を逐ひ之を略敘するに先ち、茲に我邦警察官の精神に就き、聊か其由つて來る所の梗概を述べんとす。

明治の初め、我邦の警察官は數藩の兵士を以て之を組織し、江戸の安寧秩序を保たしめ、四年東京府下取締の爲、邏卒三千人を置き、武士中の品行方正、志操堅實にし

て且つ身體強壯なる者を選拔して之に充てたり。尋いで七年警視廳を創設するや、更に三千人を增員して六千人と爲し、大警視川路利良之を統率し、更に帝國固有の武士道を以て其精神を鍛鍊し、內は紀律を嚴にして苟も寬假せず、外は孜々として警務に執掌せしめたり。是に於てか我邦警察の基礎始めて確立せり。

警察官の精神

抑〻武士道とは何ぞや、今警察官に就いて之を云はんか、則ち各自の職務に對するや、專ら忠實を主とし、廉耻を重んずるに在り。既に忠實を主とす、故に職務に當りては勞苦を避けず、繁劇を厭はず、夙夜恪勤を以て其原則と爲すは勿論、更に進んで公事に斃るゝを以て最大の名譽と爲す。既に廉耻を重んず、故に螢に贈賄を收めざるのみならず、縱令毫末たりとも、職務に對する報酬の意味を以てしては、一般人民より金錢、物品を受けざるを以て服務の主眼と爲し、苟も汚瀆の行爲あるときは、警察官の體面を辱しむるものとして、直に之を免黜す。此の如く我邦警察官の常に淸廉自から持する所以のものは、決して官紀に束縛せらるゝが故に非ず、其淵源を尋繹するに、全く武士道より胚胎せるものにして、更に之を言へば、夫の武士道なるものが職として一般警察官の精神を支配するに由らずんばあらず、是れ我警察官の他邦の警察官と少しく其趣を異にする所以なり。

武士道の涵養

之を要するに、現今我邦の警察は諸般の設備に於ては、歐米に比し尙ほ未だ遜色あるを免れざるべしと雖、警察官に最も必要にして、且つ貴重すべき精神の一點に至りては、我邦の特色なるを以て、之を永久に保存するは勿論、尙ほ今日諸般設備の改善と共に、益〻之を涵養發揮せしむべきものとす。

警察の沿革

維新前の警察

警察なる名稱は維新以後始めて用ひたるものなりと雖、其實務は歐洲の古代に於ける警察と同じく、軍事及び司法事務と混同して往古より存在し、已に幾多の變遷を閱て、德川幕府時代に至り、所謂取締なる名義の下に、諸般の警察事務を執行せしが、其組織、機關及び法規等を考察するに、當時に於ける社會の組織及び狀態に對しては、各般の施設孰れも整備するものありて、能く其公安風紀を維持するに足れり。

明治初年の狀態

維新の際世局一變し、幕政既に綱を解き、新政未だ擧らず、干戈倥傯、不逞の徒之に

乘じて所在に出沒し、動もすれば殺傷奪掠を恣にし、人民其堵に安んぜず。是に於てか警察の施設最も急務に屬するを以て、明治元年假に市中取締を江戸に置き、幕府の警務に從事せし者を以て之に充て、尋いで之を罷め、市中鎭撫取締を置き、各藩の兵士をして市中を巡邏、查察せしむ。二年更に諸藩の兵士を選拔して府兵を編制し、東京府に隷屬せしむ。四年邏卒三千人を東京府に置き、以て人民保護の職に當らしめ、從前の府兵を廢す、是に於てか警察官の組織始めて成る。（邏卒は明治八年に至りて、之を巡查と改稱せり。）

警察の所屬

明治五年司法省に警保寮を置き、以て全國の警察事務を統轄せしめたりしが、七年之を內務省に移せり。是に於て我邦の警察は始めて歐米諸國と同じく、純然內務行政の範圍に屬し、明かに他の行政と分立するに至れり。

警視廳の設置

東京は首府なるを以て、警察事務の繁劇複雜なるは、他府縣と同視すべきにあらざるが故に、明治七年歐洲各首府の制に倣ひ、特に警視廳を置き、大警視を以て之が長官と爲し、專ら府下の警察、消防及び監獄事務を管掌せしめたり。

地方警察

此際東京府以外の各府縣警察事務は知事之を管掌し、知事の下に警部あり、知事の命を承けて巡查を監督し、警務に從事せり。而して警察に關する一切の規定は、概ね警視廳に準據して便宜之を制定せり。

警視廳の變遷

明治十年警視廳を廢して、內務省に警視局を置き、大警視を之が局長と爲し、以て警保寮從來の事務を管掌し、且つ東京府下の警務は特に之を直轄執行せしめたり。十四年再び警視廳を置き、警視總監を以て之が長官と爲し、警視局を警保局と改稱す。是年府縣知事（東京府知事を除く）の下に警部長を置き、知事の命を承けて其府縣內の警察事務を理せしめ、又別に憲兵を創設し、首として之を東京に置き、其後漸を逐ひ、各師團司令部所在地等凡そ樞要の地區に配置せり。

憲兵の創設

監獄事務は警察事務と同じく、內務省の管轄に屬し、地方長官（東京府に在りては警視總監）之を管掌せしが、三十五年四月以後全く司法省の直轄に屬せり。

司法警察

以上は明治の初年より今日に至れる我邦警察沿革の大要なり。今溯りて其間に於ける警察事務の變遷發達せし情況を觀察するに、維新の際數年間は物情恟々、內亂の餘孽未だ全く夷がず、動もすれば黨與を結びて時機を窺ふ者、凶炎を煽して良民を害する者、所在騷然たり。是を以て當時の警察は專ら犯罪人を搜查逮捕す

行政警察

行政執行法

組織の統一

るを以て主とし、勢ひ司法警察に偏して、未だ行政警察を施行するに及ばず。隨つて一般人民の警察官に對する觀念は、唯之を畏怖するのみにして、未だ其保護に依頼するの安全なるを知らざりしが、八年政府始めて行政警察規則を發布し、其範圍と目的とを規定し、爾來鋭意以て之が實行に努め、或は危害の豫防に、或は公安の維持に、或は健康の保護に、着々其本能を發揮するに至りしを以て、警察の面目一變し、人民も亦深く其效果を觀て、大に其必要を認め、自から進んで之に依頼するの觀念を生ずるに至れり。尋いで三十三年行政執行法を制定し、始めて法律を以て警察の權限と區域とを劃然截定するに及びて、我邦の警察上更に一段の發展、進歩を見るに至れり。

警察機關の組織、職權及び費用

我邦の警察は上下の脈絡一貫し、全く統一的に構成せらるゝを以て、其機關の組織も亦極めて單純明晰なるは、亦我警察制度の特色として歐米諸國と其趣を異にせる所なり。

監督官廳

地方警察の組織

首府警察の組織

内務省は全國一般の警察事務を統轄して、各地方の警察官廳を指揮監督し、警保局は内務省に在りて、警察に關する事務を管理す。他の各省にも其主管に屬する警察事務ありと雖、其大部分は總べて内務省の主管に屬せり。

各地方に在りて警察事務を管理する者を地方長官（東京府知事を除く）とし、其下に在りて警察事務を掌る所を警察部とす、而して警部長之が長たり。警部長の下に警視、警部及び巡査を置き、各郡區には警察署、警察分署を配置し、其下に巡査派出所及び巡査駐在所を設く。

東京は輦轂の下にして、警察事務も亦隨つて繁劇複雜を極むるを以て、府知事をして他の行政事務と倶に之を管理せしむること能はず。故に特に警視廳を置き、警視總監之が長と爲り、而して專ら府下の警務を管理す、是れ歐洲各國の首府に於けると同一の制度にして、我邦亦夙に之に倣ひたるものなり。要するに警視廳が他の地方警察官廳と異なれる點は、其規模並に組織の宏大なると、消防事務の爲特に消防署を置き、其分署を市内六箇所に配置し、專務の官吏として消防士、消防機關士を設けたるが如き即ち是れなり。

内務大臣

内務大臣は警察事務に就いては其職權若くは特別の委任に由りて省令を發し、二十五圓以内の罰金若くは二十五日以下の禁錮の罰則を附することを得。又警視總監、地方長官の命令、處分にして、成規に違ひ、公益を害し、又は權限を犯すものありと認めたる時は、其命令、處分を停止し、又は取消すことを得るものとす。

警保局長
警視總監

警保局長は内務大臣の命を承け、警察事務を掌理す。

警視總監は主務大臣の指揮監督を承け、東京府下の警察及び消防事務を管理し、高等警察事務に就いては内閣總理大臣及び内務大臣の指揮監督を承くるものにして、其職權若くは特別の委任に由り、管内一般又は其一部に對して警視廳令を發し、且つ其主管事務に就いては東京府下の島司、郡市區町村長をも指揮監督するものとす。

地方長官

地方長官は内務大臣の指揮監督を承け、其管内の警察事務に就いては警視總監と同じく、其職權若くは特別の委任に由りて、北海道廳令、府縣令を發することを得るものとす。

警視總監地方長官の職權

警視總監及び地方長官が前項に依りて發する警察令には、十圓以内の罰金若くは拘留の罰則を附することを得。又島司、北海道支廳長、郡長の命令、處分にして成規に違ひ、公益を害し、又は權限を犯すものありと認めたる時は、其命令、處分を停止し、又は取消すことを得。

警部長

警部長は地方長官の命を承け、警察事務を掌理す。

警視

警視は警視廳の各部又は府縣警察部に屬し、若くは警察署長と爲りて上官の命を承け、其部署の事務を掌理するものとす。

警部

警部は警視廳の各部又は府縣警察部若くは警察署、同分署に屬し（警察署長、同分署長とも爲る）上官の命を承けて事務を分掌し、部下の巡査を指揮監督するものとす。

憲兵

上文述ぶる所に據りて、我邦の警察は上は内務大臣より、下は巡査に至るまで、系統相承け、脈絡一貫し、其組織の整然として明確なる、亦以て其一斑を知るに足らん。

尚ほ以上列擧せし普通警察機關の外に一機關あり、憲兵是れなり。憲兵は陸軍大臣の管轄に屬し、主として軍事警察を掌り、兼ねて行政警察に就いては内務大臣、司法警察に就いては司法大臣の指揮を承くべきものとす。然れども憲兵は法令